

第 6 回
大野市・和泉村合併協議会

日 時 平成 16 年 1 月 30 日 (金) 午後 2 時から
会 場 和泉村 ふれあい会館 コンサートホール

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議 題

1) 協議事項 《継続協議》

協議第20号 一部事務組合等の取扱い (協定項目14) 1

協議第22号 慣行の取扱い (協定項目19) 6

《新規協議》

協議第23号 使用料、手数料の取扱い (協定項目15) 9

協議第24号 補助金、交付金等の取扱い (協定項目17) 50

5 その他

1) 次回協議事項について 61

・ 地方税の取扱い (協定項目9) 62

・ 各種事務事業の取扱い 産業経済関係 (協定項目20-3) 72

2) 次回開催 日 時 平成16年2月16日(月)午後2時から

会 場 大野市 多田記念大野有終会館 305~306号室

3) 今後の協議会日程について

6 閉 会

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目14）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 和泉村は、加入している一部事務組合から、合併の前日をもって脱退するものとする。
ただし、大野地区消防組合については、合併の前日をもって解散し、大野市に引き継ぐものとする。
- 2 大野市公共施設管理公社、和泉村公園施設管理公社については、合併時に統合できるように体制整備を図るものとする。
- 3 第三セクターについては、今後も継続するものとする。

平成16年1月30日 提出

大野市・和泉村合併協議会
会長 天谷光治

協議事項	〔14〕 一部事務組合等の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 和泉村が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退するものとする。 ただし、大野地区消防組合については、合併の前日をもって解散し、大野市に引き継ぐものとする。 2 大野市公共施設管理公社、和泉村公園施設管理公社については、合併時に統合できるように体制整備を図るものとする。 3 第三セクターについては、今後も継続するものとする。
理由	<p>一部事務組合を構成する市町村が減少することから、和泉村の加入する一部事務組合については、合併の前日をもって脱退することとする。</p> <p>なお、大野地区消防組合については、構成市町村が1つとなることから、合併の前日をもって解散し、消防組合の消防職員、所有する財産ならびにその事務の全部を大野市に引き継ぐこととする。</p> <p>管理公社については、施設の効率的運用の観点から、合併時に統合できるように体制整備を図ることとする。</p> <p>第三セクターについては、地域の活性化の促進という設立目的から、今後も継続していくこととする。</p>

〔参考資料〕

【 一部事務組合の状況 】

名称	大野市	和泉村	消防組合	設置年月日	共同処理する事務	構成市町村等	その他
福井県市町村職員退職手当組合				昭和37年12月1日	組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する処理を共同処理する。	県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び財産区 54 団体	
福井県市町村非常勤公務災害補償組合				昭和42年12月25日	地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく組合市町村等の議会の議員その他の非常勤の職員に対する公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する。	県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び財産区 70 団体	

名 称	大野市	和泉村	消防組合	設置年月日	共同処理する事務	構成市町村等	その他
福井県市町村交通災害共済組合				昭和43年6月12日	国内における交通事故により災害を受けた住民または遺族に対して、交通災害見舞金を支払う。	福井市以外の県内市町村（34市町村）	
福井県自治会館組合				平成12年4月1日	福井県自治会館の管理運営	県内35市町村	
大野・勝山地区広域行政事務組合				昭和47年7月1日	広域市町村圏計画に基づく地域振興事業、廃棄物処理施設の設置及び維持管理、介護認定審査会ほか	大野市、和泉村、勝山市	負担金の分賦割合（前年度の10/1住基人口） （均等割15%、人口割8.5%） " 廃棄物処理施設の設置、維持管理（人口割100%） ふるさと市町村圏基金出資割合（H3.10.1住基人口） （均等割57.5%、人口割42.5%）
大野地区消防組合				昭和48年7月1日	消防事務の共同処理	大野市、和泉村	共通経費 大野市 91.582% 和泉村 8.418% 単独経費 それぞれ100%
（参考） 福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合				昭和47年1月1日	消防組織法・消防法・水防法・災害対策基本法各法の規定による損害補償に関する事務、並びに消防組織法による非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する事務、並びに消防組織法に定める消防吏員及び消防団員に賞じゅつ金を授与する事務を共同処理する。	県内の消防組合および単独で消防業務を行う市町 13団体	

【 公社、第三セクターの状況 】

項目	大野市	和泉村	課題
管理公社	<p>財団法人 大野市公共施設管理公社</p> <p>設立年月日 平成9年3月24日</p> <p>設立目的 大野市から受託した公の施設の経済的管理と利用の効率化を図るとともに、市民の福祉増進に関する事業を実施し、施設利用者へのサービスの向上に寄与する。</p> <p>出捐金 50,000千円(市のみの出資)</p> <p>管理対象施設 文化会館、有終会館、エキサイト広場、公園(亀山・有終・明治)、体育施設(真名川憩いの島・市民グラウンド・明治公園テニスコート・市営ゲートボール場)・市営駐車場(7カ所)・あっ宝んど</p> <p>人員体制 局長1(市派遣)、公社職員2、嘱託8、臨時3、パート7</p> <p>年間委託費 256,309千円(平成14年度決算)</p> <p>その他 施設使用料は市の歳入となる。(平成14年度決算; 114,272千円) 公社が施設の効率的管理に務めていることから、委託費について返還金が毎年、1千万円前後発生している。</p>	<p>財団法人 和泉村公園施設管理公社</p> <p>設立年月日 昭和56年7月20日</p> <p>設立目的 和泉村の公園施設等について、一体的に管理運営を行い効率的な運営を図るとともに、地域住民や利用者へのサービスの向上に寄与する。</p> <p>出捐金 3,000千円(村のみの出資)</p> <p>管理対象施設 国民休養地(国民宿舎、スキー場、キャンプ場ほか)、前坂家族旅行村、保養の里(フレアール和泉、コテージ、平成の湯)等公園施設</p> <p>人員体制 公社職員15、村職員1</p> <p>年間委託費 51,134千円(平成14年度決算)</p> <p>その他 施設使用料は事業収入として公社の収入となる。(平成14年度決算; 242,009千円)</p>	<p>各施設の使用料の取扱い</p> <p>公社への支出形態</p> <p>施設ごとの管理体制の検討</p> <p>職員の取扱い</p> <p>会計処理の取扱い</p>
土地開発公社	<p>大野市土地開発公社</p> <p>設立年月日 昭和48年4月23日</p> <p>大野市出資額 10,000千円</p> <p>主な事業内容 工業団地分譲・住宅団地分譲他</p> <p>決算状況 平成13年度 資産1,221,159千円 負債1,082,217千円 資本138,942千円</p> <p>その他 理事: 12名(四役・各部長4人・市議会議長・常任委員会委員長3人)</p>		大野市のみ

【 公社、第三セクターの状況 】

項目	大野市	和泉村	課題
第三セクター	<p>株式会社 平成大野屋</p> <p>設立年月日 平成11年6月28日</p> <p>設立目的 市民参加型の第三セクター方式による地域おこし会社。「地場産品の全国販売や土産品の開発・提供」「市民と観光客のネットワークづくりの場の提供」「大野ファンの拡大」などを経営方針に事業を展開する。</p> <p>資本金 30,000千円 (大野市 = 15,500千円 一般132名 = 14,500千円)</p> <p>事業内容 ・ 平成大野屋事業受託 ・ まちなか観光拠点施設平成大野屋管理業務受託 ・ 郷土料理はいから茶屋 ほか特産品販売、観光案内、出向宣伝</p> <p>組織体制 代表取締役；1名、取締役；5名（市長、助役、民間3）、監査役；3名 従業員；7名（社員1名、調理師2名、パート4名）</p> <p>売上高 29,054千円（平成14年度） 経常損益 775千円（平成14年度）</p>	<p>株式会社 昇竜</p> <p>設立年月日 平成10年6月1日</p> <p>設立目的 和泉村の特産品を生産、加工、販売することによる地域の活性化を促進し、雇用の場を創出するとともに、地域のイメージアップを行い、地域経済の発展に寄与する。</p> <p>資本金 25,000千円うち村出資金21,500千円 出資者 和泉村、越前信用金庫、JAテラル越前、和泉村商工会、奥越漁業協同組合、岩倉市、和泉村森林組合</p> <p>事業内容 ・ 農産物及び舞茸の生産、加工、販売、市場調査 ・ 菓子類、乳製品、味噌、もち類の製造、販売</p> <p>組織体制 代表取締役；1名（村長）、取締役；2名（岩倉市長、商工会長）、監査役；1名 従業員；14名（社員4名、パート10名）</p> <p>売上高 72,431千円（平成14年度） 経常損益 7,835千円（平成14年度）</p>	事業内容が違う

慣行の取扱いについて（協定項目19）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。




市章、シンボルマーク、市民憲章については、大野市のものを用いるものとし、市の花・木・鳥については、合併を機に新たに制定するものとする。

平成16年1月15日 提出

大野市・和泉村合併協議会
会長 天谷 光治

協議項目	〔 19 〕 慣行の取扱い
調整の内容	市章、シンボルマーク、市民憲章については、大野市のものを用いるものとし、市の花・木・鳥については、合併を機に新たに制定するものとする。
理 由	合併の方式により、新たに市章、市の花・木・鳥、市民憲章などの慣行を制定する必要はないが、合併による住民の一体感の醸成を図るため、市の花・木・鳥については、両市村共通のシンボルとなるものを新たに制定することとする。

〔参考資料〕

現 況	
大野市	和泉村
<p>大野市市章（昭和 29 年 7 月 1 日告示）</p>  <p>大の（大野）を図案化した。円は和と団結を象徴し、円満なる市政の運用を意味する。剣尖は市の将来の発展性を象徴する。</p>	<p>和泉村村章（昭和 37 年 6 月 22 日告示）</p>  <p>いずみ（和泉）「い」の字を図案化するとともに、旧下穴馬と旧上穴馬の二つの村が合併した歴史を表現している。中央の空間は九頭竜川をイメージするとともに、合併した二つの村の人々の団結と調和を表している。</p>
<p>シンボルマーク（平成 7 年 4 月）</p>  <p>日本百名山の「荒島岳」と「緑の自然」を三角形で、名水百選の「御清水」及び「空の躍動感」をフリーハンドの毛筆体で、そして「大野市の未来に輝く太陽」を円形で表現し、大野市の「大」と「市民」をデザインしたものです。赤・青・緑の色は、活力・発展性・創造性を表します。</p>	<p>シンボルマーク</p> <p>なし</p>

<p>市の花、木及び鳥（昭和 59 年 7 月 1 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の花：コブシ ・市の木：ケヤキ ・市の鳥：ウグイス 	<p>村の花、村の木（昭和 51 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の花：しゃくなげ ・村の木：ぶな
<p>大野市民憲章（昭和 53 年 10 月 11 日）</p> <p>九頭竜川の上流にある大野は、清らかな水と空気に恵まれ緑豊かな自然に育まれてきました。純朴さの中にも幕末の大野丸に象徴される進取の気象と雪国特有のねばり強さとして、今日の反映を築いてきました。</p> <p>私たちは、美しい自然と輝かしい伝統を受け継ぎ、住みよく生きがいのあるまちづくりを目指して、市民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 みずみずしさあふれるまちに 私たちは、美しい自然を守り、豊かな郷土をつくります。 2 小さな芽が伸びるまちに 私たちは、伝統を受け継ぎ、新しい文化を育てます。 3 大きくはばたくまちに 私たちは、働くことに喜びを持ち、郷土の発展につとめます。 4 あたたかい心のかようまちに 私たちは、健康で幸せな家庭をつくり、親切の輪を広げます。 5 明るくやすらぎのあるまちに 私たちは、まちづくりに進んで参加し、住みよいまちを築きます。 	<p>和泉村民指標（昭和 58 年 7 月 1 日）</p> <p>九頭竜の源流、大自然の靈氣に育まれた私たちは、住みよく生きがいのある村づくりを目指して、ここに村民指標を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生かそう 豊かな自然を 2 育もう 愛の心を 3 見つめよう 未来の空を

使用料、手数料の取扱いについて（協定項目15）

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

(1) 使用料については、受益者負担を原則として、大野市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活に多大な影響を及ぼすものについては、従来からの経緯ならびに新市全体での均衡に配慮しつつ、調整を図るものとする。

(2) 手数料については、原則として大野市の基準に統一するものとする。

平成16年1月30日 提出

大野市・和泉村合併協議会
会長 天谷光治

協 議 事 項	〔 1 5 〕 使用料、手数料の取扱い
調 整 の 内 容	<p>(1) 使用料については、受益者負担を原則として、大野市の制度に統一するものとする。 ただし、住民生活に多大な影響を及ぼすものについては、従来からの経緯ならびに新市全体での均衡に配慮しつつ、調整を図るものとする。</p> <p>(2) 手数料については、原則として大野市の基準に統一するものとする。</p>
理 由	<p>(1) 使用料については、大野市では、市民のうち特定の者が利用することから、使用料徴収を原則としている。(なお、公共的な団体などが利用する場合は減免の規定を設けている。)また、和泉村では、村民が広く利用することから、一部観光施設等を除き無料としている。 使用料については、特定の者が一定のサービスを受けるという観点から、応分の負担を徴収するべきものであることや、負担公平の原則から、新市全体での均衡を保つことが必要であることから、料金徴収を原則に、大野市の制度に統一するものとする。 ただし、統一にあたって、住民生活への影響を考慮することが必要であることから、従来からの経緯ならびに新市全体での均衡に配慮しつつ、調整を図るものとする。</p> <p>(2) 手数料については、国の基準で定められたものも多く、両市村で差が少ないことから、大野市の基準に統一するものとする。</p>

〔 参考資料 〕

現 況	別紙、「 1 . 使用料の状況 」「 2 . 手数料の状況 」のとおり
-----	-------------------------------------

【 1. 使用料の状況 - 総括表 】

区分1	区分2	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課		
1	総務	多田記念大野有終会館使用料	多田記念大野有終会館	大野市公共施設使用料徴収条例	総務課					大野市のみ	現行どおり
2	民生	1 児童福祉施設 児童館使用料	南部、北部、西部、東部児童センター	大野市公共施設使用料徴収条例	福祉課	〔児童館使用料（無料）〕	和泉村社会教育福祉総合センター（児童館）【中央公民館、老人福祉センターとの併設】	和泉村社会教育福祉総合センター設置条例	村民生活室	和泉村は規定なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
2	民生	2 老人福祉施設 老人福祉センター使用料	大野市老人福祉センター	大野市公共施設使用料徴収条例	福祉課	老人福祉センター使用料	和泉村社会教育福祉総合センター（老人福祉センター）【中央公民館、児童館との併設】	和泉村使用料及び手数料徴収条例	村民生活室	運用はほぼ同一	大野市の制度に統一
3	衛生	1 保健衛生施設 休日急患診療所診療費	大野市休日急患診療所	大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例	保健衛生課	村営診療所診療費	和泉村診療所	和泉村診療所条例	村民生活室	法にもとづく徴集基準であり同一	現行どおり
3	衛生	1 保健衛生施設 葬斎場使用料	大野市営葬斎場	大野市営葬斎場設置及び管理条例	保健衛生課	葬斎場使用料	和泉村営葬斎場	和泉村葬斎場の設置及び管理に関する条例	村民生活室	単価の違い	大野市の制度に統一
3	衛生	1 保健衛生施設 健康保養施設（あっ宝んど）使用料	大野市健康保養施設（あっ宝んど）	大野市公共施設使用料徴収条例	保健衛生課					和泉村は「平成の湯」有り	現行どおり
3	衛生	2 水道施設 上水道使用料	大野市上水道	大野市水道給水条例	水道課					大野市のみ	現行どおり
3	衛生	2 水道施設 簡易水道使用料	富田地区、木本地区、荒島地区、西富田地区、高蒲池地区、中保地区、北富田地区、阪谷第一地区、南富田地区、下庄北部地区簡易水道	大野市簡易水道等使用料金特別条例	水道課	〔簡易水道使用料（無料）〕	前坂、後野、朝日、下山、大納水道施設	和泉村簡易水道事業及び飲料水供給施設給水条例	事業推進室	和泉村は無料	市営簡易水道とするものは、施設の改良後、従量制の料金徴収を行う
3	衛生	3 下水道施設 公共下水道使用料	大野市公共下水道終末処理場	大野市公共下水道条例	下水道課					大野市のみ	現行どおり
3	衛生	4 農業集落排水施設 農業集落排水使用料	阿難祖地区、佐開地区、南六呂師地区、下唯野地区、稲郷・野中地区、上庄第一地区、阪谷第一地区、上庄第二地区、黒谷地区、上庄西部地区、富田中部地区	大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	下水道課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	1 農業施設 農村婦人の家使用料	大野市農村婦人の家【小山公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	1 農業施設 農業者健康管理センター使用料	大野市農業者健康管理センター【富田公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課	農林業者トレーニングセンター使用料	和泉村農林業者トレーニングセンター	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
4	農林水産	1 農業施設 農村環境改善センター使用料	大野市農村環境改善センター【上庄公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	1 農業施設 有機堆肥製造施設使用料	大野市有機堆肥製造施設（上庄、丁）	大野市有機堆肥製造施設設置条例	農政課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	1 農業施設 乳製品加工体験等施設使用料	福井県乳製品加工体験等施設（ミルク工房奥越前）	（県有施設）	農政課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	1 農業施設				農村公園占用料	和泉村農村公園（下山農村公園、上大納農村公園）	和泉村農村公園の設置及び管理に関する条例	事業推進室	和泉村のみ	現行どおり（細部の調整は必要）
4	農林水産	2 林業振興施設 林業振興センター使用料	林業振興センター	大野市公共施設使用料徴収条例	林野耕地課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	2 林業振興施設 宝慶寺いこいの森使用料	宝慶寺いこいの森	大野市公共施設使用料徴収条例	林野耕地課					大野市のみ	現行どおり
4	農林水産	2 林業振興施設				山村開発センター使用料	和泉村山村開発センター	和泉村山村開発センターの設置及び管理に関する条例	教育委員会	使用料徴収なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
4	農林水産	2 林業振興施設				〔木材工芸品等加工販売施設使用料（無料）〕	和泉村木材工芸品等加工販売施設	和泉村木材工芸品等加工販売施設の設置及び管理に関する条例	事業推進室	使用料徴収なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
4	農林水産	2 林業振興施設				〔地域特産物等加工施設（無料）〕	和泉村地域特産物等加工施設	和泉村地域特産物等加工施設の設置及び管理に関する条例	事業推進室	使用料徴収なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
5	労働	1 労働施設 地域職業訓練センター使用料	大野地域職業訓練センター	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり
5	労働	1 労働施設 勤労青少年ホーム使用料	大野市勤労青少年ホーム【下庄公民館に併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり

区分1	区分1	区分2	区分2	大野市				和泉村				課題	調整方針	
				使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課			
5	労働	1	労働施設	勤労者体育センター使用料	大野勤労者体育センター【下庄公民館に併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
5	労働	1	労働施設	勤労者体育施設使用料	大野勤労者体育施設（六呂師サンスポーツランド）	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
6	商工	1	商工施設	産業文化展示館使用料	大野市産業文化展示館	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
6	商工	2	観光施設	麻那姫湖青少年旅行村使用料	大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島、佐開地区）	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
6	商工	2	観光施設	まちなか観光拠点施設使用料	大野市まちなか観光拠点施設（平成大野屋）	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
6	商工	2	観光施設	ファミリーリゾート休養施設使用料	大野市ファミリーリゾート休養施設（うらら館）	大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例	商工観光課						大野市のみ	現行どおり
6	商工	2	観光施設					ふれあい会館使用料	和泉村ふれあい会館	和泉村使用料及び手数料徴収条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。減免制度については、大野市の制度と統一する。	
6	商工	2	観光施設					九頭竜国民保養地使用料（公社）	和泉村野外総合レクリエーション施設（九頭竜国民保養地）	和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					天狗岩ファミリーパーク使用料	和泉村野外総合レクリエーション施設（天狗岩ファミリーパーク）	和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					和泉前坂家族旅行村使用料（公社）	和泉村野外総合レクリエーション施設（和泉前坂家族旅行村）	和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					九頭竜共生の森使用料（公社）	和泉村野外総合レクリエーション施設（九頭竜共生の森）	和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					九頭竜保養の里使用料（公社）	和泉村野外総合レクリエーション施設（九頭竜保養の里）	和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					ふるさとふれあい広場使用料	和泉村ふるさとふれあい広場（観光物産展示センター、生産物直売所ほか）	和泉村ふるさとふれあい広場の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					平成の湯使用料（公社）	九頭竜温泉「平成の湯」	九頭竜温泉「平成の湯」の設置及び管理に関する条例	観光交流室	大野市は「あっ宝」あり	当面現行どおりとする（新市全体の料金表とする）	
6	商工	2	観光施設					国民宿舎パークホテル九頭竜使用料（公社）	和泉村国民宿舎パークホテル九頭竜	和泉村国民宿舎の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					ホテル、フレアール和泉使用料（公社）	和泉村地域交流センター（ホテル フレアール和泉）	和泉村地域交流センターの設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					森とふれあう交流ステーション使用料（公社）	森とふれあう交流ステーション	森とふれあう交流ステーションの設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。	
6	商工	2	観光施設					村営スキー場使用料（公社）	和泉村村営九頭竜スキー場	和泉村村営スキー場施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。減免については、全体の均衡を保つよう、運用の中で対応する。	
6	商工	3	公営バス	市営バス使用料	市営バス白山線、金山線、小山線	バス運行事業に関する条例	生活環境課	村営バス使用料	村営バス前坂線、中竜線、下山線、大野線	和泉村バス事業条例	総務管理室	料金体系の相違、年少者・高齢者の金額	当面現行どおりとする	
7	土木	1	道路	道路占用料金	市道	大野市道路占用料徴収条例	建設課						大野市のみ	大野市の制度を適用する
7	土木	1	道路	里道、水路等占用料	里道、水路等	大野市里道、水路等管理条例	建設課	土石採取料	普通河川	和泉村普通河川における土石採取料徴収条例	事業推進室	和泉村は土砂採取料部分のみ規定あり	大野市の制度に統一	
7	土木	2	公園	都市公園占用料	都市公園30か所（龜山、山王、神明、三角、駅東、春日、寺前、陽明、荒井、さくら、中狭、清和、美里、吉野、弥生、真母郷、右近次郎、きよたき、中ノ堂、明治、若杉、東中、さいわい、有終、滝ヶ花、東中野、西、三番水ヶ池パーク、中野清水緑地、本願清水緑地）	大野市都市公園条例	都市整備課						大野市のみ	現行どおり

区分1	区分1	区分2	区分2	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針	
				使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課			
7	土木	2	公園	奥越ふれあい公園使用料	奥越ふれあい公園	(県有施設)	都市整備課						大野市のみ	現行どおり
7	土木	3	住宅	市営住宅家賃、水道使用料	中津川新団地、中津川西団地、中津川東団地、下舌団地、西里団地、中狭団地	大野市営住宅条例	都市整備課						大野市のみ	現行どおり
7	土木	3	住宅	特定公共賃貸住宅家賃、水道使用料	大野市中狭特定公共賃貸住宅、大野市東二番、西二番町家住宅	大野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	都市整備課						大野市のみ	現行どおり
								村営大納ハイの家賃	和泉村営大納ハイ	和泉村営大納ハイの設置及び管理に関する条例	総務管理室	定住促進対策としての住宅であり制度の差	当面現行どおりとする	
								「ぶなの木台」定住住宅家賃	やすらぎの里「ぶなの木台」定住住宅設置条例	やすらぎの里「ぶなの木台」定住住宅設置条例	総務管理室	定住促進対策としての住宅であり制度の差	従来より継続する	
8	教育	1	学校教育	小学校施設使用料	有終西、有終南、有終東、小山、乾側、下庄、上庄、阪谷、六呂師、富田、藤生、森目小学校	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課	〔小学校施設使用料(無料)〕	朝日小学校	和泉村立学校管理規則	教育委員会	大野市のみ	大野市の制度を適用する	
8	教育	1	学校教育	中学校施設使用料	開成、陽明、上庄、尚徳中学校	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課	〔中学校施設使用料(無料)〕	和泉中学校	和泉村立学校管理規則	教育委員会	大野市のみ	大野市の制度を適用する	
8	教育	1	学校教育	幼稚園入園料、保育料	上庄、阪谷、乾側、富田、小山幼稚園	大野市幼稚園規則	学校教育課					大野市のみ	大野市の制度を適用する	
8	教育	2	生涯学習	公民館使用料	大野、下庄、乾側、小山、上庄、富田、阪谷、五箇公民館	大野市公共施設使用料徴収条例	社会教育課	中央公民館使用料	和泉村社会教育福祉総合センター(中央公民館)【老人福祉センター、児童館との併設】	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
8	教育	2	生涯学習					〔公民館使用料(無料)〕	和泉村公民館(後野分館、朝日分館、下山分館、上大納分館)		教育委員会	和泉村は規定なし	(大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する)	
8	教育	2	生涯学習	ふるさと自然の家使用料	大野市ふるさと自然の家【五箇公民館に併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	社会教育課					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	2	生涯学習	文化会館使用料	大野市文化会館	大野市公共施設使用料徴収条例	文化振興室					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	2	生涯学習	青少年教育センター使用料	大野市青少年教育センター	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	3	体育施設	市民グラウンド使用料	大野市民グラウンド	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	市民グラウンド使用料	和泉村民グラウンド	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
8	教育	3	体育施設	真名川憩いの島使用料	真名川憩いの島	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	3	体育施設	グラウンド照明施設使用料	グラウンド照明施設	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	3	体育施設	ゲートボール場使用料	大野市ゲートボール場	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課					大野市のみ	現行どおり	
8	教育	3	体育施設	明治公園テニス場使用料	明治公園テニス場	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	テニスコート使用料	和泉村立テニスコート(川合テニスコート)	和泉村立テニスコートの設置及び管理に関する条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
8	教育	3	体育施設	エキサイト広場総合体育施設使用料	大野市エキサイト広場総合体育施設	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	村民体育館使用料	和泉村大納地区村民体育館	和泉村民体育館設置条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
8	教育	3	体育施設	海洋センター使用料	大野市B&G海洋センター	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	村営プール使用料	和泉村営プール	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
								DAINOUスポーツランド使用料	DAINOUスポーツランド(クロスカントリースキーコース、スキーセンター)	DAINOUスポーツランドの設置及び管理に関する条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	
8	教育	4	文化施設	郷土歴史館等入館料	大野市郷土歴史館、越前大野城、大野市歴史民俗資料館、武家屋敷旧内山家、本願清水イトヨの里	大野市郷土歴史館等入館料徴収条例	文化振興室	歴史の里施設等入館料	和泉村歴史の里(穴馬民俗館、郷土資料館、笛資料館)	和泉村歴史の里設置条例	教育委員会	徴収基準の差(村民と高校生以下は無料)	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する	

【 1. 使用料の状況 - 明細 】

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	総務	多田記念大野有終会館使用料	多田記念大野有終会館	大野市公共施設使用料徴収条例	総務課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		多田記念大野有終会館施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) ・ 会館使用料 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階</th> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">昼 間</th> <th colspan="2">夜 間</th> <th colspan="2">全 日</th> <th rowspan="3">1時間当たり超過料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">8:30-12:00</th> <th colspan="2">12:00-17:00</th> <th colspan="2">17:00-21:30</th> <th colspan="2">8:30-21:30</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一階</td> <td>104号室</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>2,200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>105号室</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>4,800</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>106号室</td> <td>1,600</td> <td>2,100</td> <td>2,200</td> <td>2,900</td> <td>3,100</td> <td>4,100</td> <td>5,900</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>107号室</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>3,400</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>展示コーナ</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>300</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">二階</td> <td>202号室</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>4,800</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>203号室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>204号室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>205号室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>206号室</td> <td>900</td> <td>1,200</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>3,400</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>207号室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,200</td> <td>2,700</td> <td>4,100</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>208号室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,200</td> <td>2,700</td> <td>4,100</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>209号室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,200</td> <td>2,700</td> <td>4,100</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>301号室</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>4,800</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">三階</td> <td>302号室</td> <td>1,900</td> <td>2,400</td> <td>2,700</td> <td>3,400</td> <td>3,700</td> <td>4,700</td> <td>7,100</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>303号室</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>4,800</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>305号室</td> <td>4,000</td> <td>5,300</td> <td>5,600</td> <td>7,400</td> <td>7,800</td> <td>10,400</td> <td>14,800</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>306号室</td> <td>4,000</td> <td>5,300</td> <td>5,600</td> <td>7,400</td> <td>7,800</td> <td>10,400</td> <td>14,800</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>307号室</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,600</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>308号室</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,600</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>309号室</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,600</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">多目的ホール</td> <td>ミーティングルーム</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,900</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>厨房</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>900</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>4,700</td> <td>6,100</td> <td>6,600</td> <td>8,500</td> <td>9,200</td> <td>12,000</td> <td>17,400</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外展示広場</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td>200</td> <td></td> <td>300</td> <td></td> <td>400</td> <td>区画 50㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育活動使用</td> <td>106号室</td> <td></td> <td>1,000</td> <td></td> <td>1,400</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td>3,600</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール全面</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td>2,800</td> <td></td> <td>4,000</td> <td></td> <td>7,200</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td># 半面</td> <td></td> <td>1,000</td> <td></td> <td>1,400</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td>3,600</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>										階	区 分	昼 間				夜 間		全 日		1時間当たり超過料金	8:30-12:00		12:00-17:00		17:00-21:30		8:30-21:30		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	一階	104号室	400	600	800	800	1,200	1,500	2,200	200	105号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500	106号室	1,600	2,100	2,200	2,900	3,100	4,100	5,900	600	107号室	900	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	3,400	300	展示コーナ	100	200	100	300	200	400	300	40	二階	202号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500	203号室	500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200	204号室	300	400	400	600	600	800	1,100	100	205号室	200	300	300	400	400	600	800	100	206号室	900	1,200	1,300	1,700	1,800	2,400	3,400	300	207号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400	208号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400	209号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400	301号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500	三階	302号室	1,900	2,400	2,700	3,400	3,700	4,700	7,100	700	303号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500	305号室	4,000	5,300	5,600	7,400	7,800	10,400	14,800	1,400	306号室	4,000	5,300	5,600	7,400	7,800	10,400	14,800	1,400	307号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300	308号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300	309号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300	多目的ホール	ミーティングルーム	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	200	厨房	500	700	700	1,000	900	1,400	1,800	200	多目的ホール	4,700	6,100	6,600	8,500	9,200	12,000	17,400	1,600	ステージ	500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200	楽屋	200	300	300	400	400	600	800	100		控室	500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200		屋外展示広場		100		200		300		400	区画 50㎡	体育活動使用	106号室		1,000		1,400		2,000		3,600	400	多目的ホール全面		2,000		2,800		4,000		7,200	700	# 半面		1,000		1,400		2,000		3,600	400		
階	区 分	昼 間				夜 間		全 日		1時間当たり超過料金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		8:30-12:00		12:00-17:00		17:00-21:30		8:30-21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
一階	104号室	400	600	800	800	1,200	1,500	2,200	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	105号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	106号室	1,600	2,100	2,200	2,900	3,100	4,100	5,900	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	107号室	900	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	3,400	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	展示コーナ	100	200	100	300	200	400	300	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
二階	202号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	203号室	500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	204号室	300	400	400	600	600	800	1,100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	205号室	200	300	300	400	400	600	800	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	206号室	900	1,200	1,300	1,700	1,800	2,400	3,400	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	207号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	208号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	209号室	1,100	1,400	1,500	2,000	2,200	2,700	4,100	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	301号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
三階	302号室	1,900	2,400	2,700	3,400	3,700	4,700	7,100	700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	303号室	1,300	1,700	1,800	2,400	2,500	3,300	4,800	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	305号室	4,000	5,300	5,600	7,400	7,800	10,400	14,800	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	306号室	4,000	5,300	5,600	7,400	7,800	10,400	14,800	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	307号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	308号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	309号室	700	900	1,000	1,300	1,400	1,800	2,600	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	多目的ホール	ミーティングルーム	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		厨房	500	700	700	1,000	900	1,400	1,800	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
多目的ホール		4,700	6,100	6,600	8,500	9,200	12,000	17,400	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ステージ		500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
楽屋		200	300	300	400	400	600	800	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	控室	500	700	700	1,000	1,000	1,400	1,900	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	屋外展示広場		100		200		300		400	区画 50㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
体育活動使用	106号室		1,000		1,400		2,000		3,600	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	多目的ホール全面		2,000		2,800		4,000		7,200	700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	# 半面		1,000		1,400		2,000		3,600	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		入場料徴収の場合の加算額 (ア) 入場料が1,000円以下のときは2割 (イ) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のときは4割 (ウ) 入場料が2,000円を超え4,000円以下のときは6割 (エ) 入場料が4,000円を超えるときは8割 冷・暖房使用の場合、平日基本使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																											
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																													
		<p>・ 多田記念大野有終会館照明特殊器具使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">照明</td> <td>1セット</td> <td></td> <td rowspan="5">1時間につき</td> <td rowspan="5">1,600</td> </tr> <tr> <td>シーリングスポットライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>ポーターライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>フロントスポットライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>アツパボリゾントライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td></td> <td>舞台調光器、操作盤装置</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">器具の持込</td> <td>1 使用電力が5KW未満の場合</td> <td></td> <td rowspan="4">1時間につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2 使用電力が5KWを超え10KW未満</td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>3 使用電力が10KWを超え15KW未満</td> <td></td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>4 使用電力が15KWを超える場合</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	器具名	単位	使用区分	使用料	照明	1セット		1時間につき	1,600	シーリングスポットライト	1列	ポーターライト	1列	フロントスポットライト	1列	アツパボリゾントライト	1列		舞台調光器、操作盤装置	1式			照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。					器具の持込	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200	2 使用電力が5KWを超え10KW未満		500	3 使用電力が10KWを超え15KW未満		800	4 使用電力が15KWを超える場合		1,000																							
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																		
照明	1セット		1時間につき	1,600																																																																		
	シーリングスポットライト	1列																																																																				
	ポーターライト	1列																																																																				
	フロントスポットライト	1列																																																																				
	アツパボリゾントライト	1列																																																																				
	舞台調光器、操作盤装置	1式																																																																				
照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。																																																																						
器具の持込	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200																																																																		
	2 使用電力が5KWを超え10KW未満			500																																																																		
	3 使用電力が10KWを超え15KW未満			800																																																																		
	4 使用電力が15KWを超える場合			1,000																																																																		
		<p>・ 多田記念大野有終会館音響特殊機器使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">音響</td> <td>1 コンデンサーマイクロホン</td> <td>1本</td> <td rowspan="9">1時間につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>2 ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>3 拡声装置</td> <td>1式</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>4 ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>5 ワイヤレスマイク(タイピン型)</td> <td>1本</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>6 レコードプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>7 CDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>8 カセットテープレコーダー</td> <td>1台</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>9 ピアノ</td> <td>1台</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	器具名	単位	使用区分	使用料	音響	1 コンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	300	2 ダイナミックマイクロホン	1本	300	3 拡声装置	1式	800	4 ワイヤレスマイクロホン	1本	300	5 ワイヤレスマイク(タイピン型)	1本	300	6 レコードプレーヤー	1台	500	7 CDプレーヤー	1台	500	8 カセットテープレコーダー	1台	500	9 ピアノ	1台	1,200																															
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																		
音響	1 コンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	300																																																																		
	2 ダイナミックマイクロホン	1本		300																																																																		
	3 拡声装置	1式		800																																																																		
	4 ワイヤレスマイクロホン	1本		300																																																																		
	5 ワイヤレスマイク(タイピン型)	1本		300																																																																		
	6 レコードプレーヤー	1台		500																																																																		
	7 CDプレーヤー	1台		500																																																																		
	8 カセットテープレコーダー	1台		500																																																																		
	9 ピアノ	1台		1,200																																																																		
		<p>・ 多田記念大野有終会館その他使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">その他</td> <td>1 パネル</td> <td>1枚</td> <td>3日間</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 白布(テーブルクロス)</td> <td>小1枚</td> <td>1日以内</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大1枚</td> <td>"</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>3 湯沸及び茶道具</td> <td>1式</td> <td>"</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 祝宴、その他酒肴を伴う会合の特別料金</td> <td colspan="2"></td> <td>50人未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>50人以上</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>5 移動ステージ</td> <td>1個</td> <td>1日以内</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>6 オーバーヘッドカメラ</td> <td>1台</td> <td>"</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>7 電動スクリーン</td> <td>1幕</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>8 ビデオプロジェクタ</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>9 OHP</td> <td>1台</td> <td>"</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>10 箱型ピアノ</td> <td>1台</td> <td>"</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>11 テレビカメラ</td> <td>1式</td> <td>"</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>12 屋外放送設備</td> <td>1式</td> <td>1日以内</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	品名	単位	使用区分	使用料	その他	1 パネル	1枚	3日間	100	2 白布(テーブルクロス)	小1枚	1日以内	100	大1枚	"	200	3 湯沸及び茶道具	1式	"	600	4 祝宴、その他酒肴を伴う会合の特別料金			50人未満	2,000			50人以上	3,000	5 移動ステージ	1個	1日以内	100	6 オーバーヘッドカメラ	1台	"	1,000	7 電動スクリーン	1幕	"	300	8 ビデオプロジェクタ	1台	1時間につき	500	9 OHP	1台	"	800	10 箱型ピアノ	1台	"	600	11 テレビカメラ	1式	"	800	12 屋外放送設備	1式	1日以内	800			
区分	品名	単位	使用区分	使用料																																																																		
その他	1 パネル	1枚	3日間	100																																																																		
	2 白布(テーブルクロス)	小1枚	1日以内	100																																																																		
		大1枚	"	200																																																																		
	3 湯沸及び茶道具	1式	"	600																																																																		
	4 祝宴、その他酒肴を伴う会合の特別料金			50人未満	2,000																																																																	
				50人以上	3,000																																																																	
	5 移動ステージ	1個	1日以内	100																																																																		
	6 オーバーヘッドカメラ	1台	"	1,000																																																																		
	7 電動スクリーン	1幕	"	300																																																																		
	8 ビデオプロジェクタ	1台	1時間につき	500																																																																		
	9 OHP	1台	"	800																																																																		
	10 箱型ピアノ	1台	"	600																																																																		
11 テレビカメラ	1式	"	800																																																																			
12 屋外放送設備	1式	1日以内	800																																																																			

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																			
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																					
2	民生	児童館使用料	南部、北部、西部、東部児童センター	大野市公共施設使用料徴収条例	福祉課	(児童館使用料(無料))	和泉村社会教育福祉総合センター(児童館)【中央公民館、老人福祉センターとの併設】	和泉村社会教育福祉総合センター設置条例	村民生活室	和泉村は規定なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																			
		<p>大野市児童館施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洋室</td> <td>50㎡未満</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>10畳未満</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>10~30畳</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>30畳以上</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	昼 間		夜間	全日	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30	洋室	50㎡未満	200	300	400	100㎡	500	700	1,000	100㎡以上	1,000	1,400	2,000	和室	10畳未満	200	300	400	10~30畳	600	800	1,200	30畳以上	1,000	1,400	2,000																						
区分	昼 間		夜間	全日																																																										
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																										
洋室	50㎡未満	200	300	400																																																										
	100㎡	500	700	1,000																																																										
	100㎡以上	1,000	1,400	2,000																																																										
和室	10畳未満	200	300	400																																																										
	10~30畳	600	800	1,200																																																										
	30畳以上	1,000	1,400	2,000																																																										
2	民生	老人福祉センター使用料	大野市老人福祉センター	大野市公共施設使用料徴収条例	福祉課	老人福祉センター使用料	和泉村社会教育福祉総合センター(老人福祉センター)【中央公民館、児童館との併設】	和泉村使用料及び手数料徴収条例	村民生活室	運用はほぼ同一	大野市の制度に統一																																																			
		<p>大野市老人福祉センター施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>9:00~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会場</td> <td>1,500</td> <td>2,100</td> <td>2,900</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>男女浴室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	昼 間		夜間	全日	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00	大集会場	1,500	2,100	2,900	5,500	教養娯楽室	200	300	400	800	会議室	200	300	400	800	茶室	200	300	400	800	男女浴室	100	100	<p>老人福祉センター使用料 (和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1回</td> <td>1,000</td> <td rowspan="4">村内に居住する老人については、原則として無料とする。</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1回</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1回</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>入浴料</td> <td>1人</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額	備考	会議室	1回	1,000	村内に居住する老人については、原則として無料とする。	和室	1回	1,500	調理室	1回	1,000	入浴料	1人	100		
区分	昼 間		夜間	全日																																																										
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00																																																										
大集会場	1,500	2,100	2,900	5,500																																																										
教養娯楽室	200	300	400	800																																																										
会議室	200	300	400	800																																																										
茶室	200	300	400	800																																																										
男女浴室	100	100																																																										
区分	単位	金額	備考																																																											
会議室	1回	1,000	村内に居住する老人については、原則として無料とする。																																																											
和室	1回	1,500																																																												
調理室	1回	1,000																																																												
入浴料	1人	100																																																												
3	衛生	休日急患診療所診療費	大野市休日急患診療所	大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例	保健衛生課	村営診療所診療費	和泉村診療所	和泉村診療所条例	村民生活室	法にもとづく徴集基準であり同一	大野市の制度に統一																																																			
		<p>大野市休日急患診療所使用料 (大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療費</td> <td>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)に基づいた額。ただし、これに基づき算定することができないものは、市長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	算定方法	診療費	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)に基づいた額。ただし、これに基づき算定することができないものは、市長が別に定める額	<p>村営診療所使用料 (和泉村診療所条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療費</td> <td>健康保険法第43条の9第2項に基づく療養に要する費用の算定方法に規程する診療報酬点数表及び介護保険法の規定による保険給付に要する費用の額の算定方法に規程する介護報酬点数表に基づき算定した額とする。</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	算定方法	診療費	健康保険法第43条の9第2項に基づく療養に要する費用の算定方法に規程する診療報酬点数表及び介護保険法の規定による保険給付に要する費用の額の算定方法に規程する介護報酬点数表に基づき算定した額とする。																																													
施設区分	算定方法																																																													
診療費	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)に基づいた額。ただし、これに基づき算定することができないものは、市長が別に定める額																																																													
施設区分	算定方法																																																													
診療費	健康保険法第43条の9第2項に基づく療養に要する費用の算定方法に規程する診療報酬点数表及び介護保険法の規定による保険給付に要する費用の額の算定方法に規程する介護報酬点数表に基づき算定した額とする。																																																													

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																	
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																			
3	衛生	葬斎場使用料	大野市営葬斎場	大野市営葬斎場設置及び管理条例	保健衛生課	葬斎場使用料	和泉村営葬斎場	和泉村葬斎場の設置及び管理に関する条例	村民生活室	単価の違い	大野市の制度に統一																																																	
		<p>大野市営葬斎場 (大野市営葬斎場設置及び管理条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12歳以上</td> <td>1体につき 10,000</td> </tr> <tr> <td>1歳以上12歳未満</td> <td>1体につき 5,000</td> </tr> <tr> <td>1歳未満又は死産児</td> <td>1体につき 3,000</td> </tr> <tr> <td>胎盤等</td> <td>1人分 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>市外者利用の場合、10割増</p>				区分	金額	12歳以上	1体につき 10,000	1歳以上12歳未満	1体につき 5,000	1歳未満又は死産児	1体につき 3,000	胎盤等	1人分 1,000	<p>和泉村営葬斎場 (和泉村葬斎場の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>村民</th> <th>村民外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体 10,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体 6,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>妊娠4ヶ月以上の胎児</td> <td>1体 3,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額		村民	村民外	大人(12歳以上)	1体 10,000	20,000	小人(12歳未満)	1体 6,000	12,000	妊娠4ヶ月以上の胎児	1体 3,000	6,000																											
区分	金額																																																											
12歳以上	1体につき 10,000																																																											
1歳以上12歳未満	1体につき 5,000																																																											
1歳未満又は死産児	1体につき 3,000																																																											
胎盤等	1人分 1,000																																																											
区分	金額																																																											
	村民	村民外																																																										
大人(12歳以上)	1体 10,000	20,000																																																										
小人(12歳未満)	1体 6,000	12,000																																																										
妊娠4ヶ月以上の胎児	1体 3,000	6,000																																																										
3	衛生	健康保養施設(あっ宝んど)使用料	大野市健康保養施設(あっ宝んど)	大野市公共施設使用料徴収条例	保健衛生課					和泉村は「平成の湯」有り	現行どおり																																																	
		<p>大野市健康保養施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">温浴施設</td> <td rowspan="3">個人1回使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>600 300</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>300 150</td> </tr> <tr> <td>個人回数券使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上6回分につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上6回分につき</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">プール施設</td> <td rowspan="3">個人1回使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>600 300</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>300 150</td> </tr> <tr> <td>個人回数券使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上 6回分につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上 6回分につき</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">温浴施設及びプール施設</td> <td rowspan="3">個人1回使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>1,000 500</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者</td> <td>500 250</td> </tr> <tr> <td>個人回数券使用</td> <td>大人</td> <td>中学生以上 6回分につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>4歳以上 6回分につき</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病手帳のいずれかを所持する者 身体障害者手帳等所持者の介護目的の場合は、介護者1名に限り当該使用料の1/2の額「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				施設区分	単位	区分	使用料	温浴施設	個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	600 300	子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	300 150	個人回数券使用	大人	中学生以上6回分につき	3,000	子供	4歳以上6回分につき	1,500	プール施設	個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	600 300	子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	300 150	個人回数券使用	大人	中学生以上 6回分につき	3,000	子供	4歳以上 6回分につき	1,500	温浴施設及びプール施設	個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	1,000 500	子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	500 250	個人回数券使用	大人	中学生以上 6回分につき	5,000	子供	4歳以上 6回分につき	2,500						
施設区分	単位	区分	使用料																																																									
温浴施設	個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	600 300																																																								
		子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	300 150																																																								
		個人回数券使用	大人	中学生以上6回分につき	3,000																																																							
	子供	4歳以上6回分につき	1,500																																																									
	プール施設	個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	600 300																																																							
			子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	300 150																																																							
個人回数券使用			大人	中学生以上 6回分につき	3,000																																																							
子供		4歳以上 6回分につき	1,500																																																									
温浴施設及びプール施設		個人1回使用	大人	中学生以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	1,000 500																																																							
			子供	4歳以上 上記の者のうち身体障害者手帳等所持者	500 250																																																							
	個人回数券使用		大人	中学生以上 6回分につき	5,000																																																							
	子供	4歳以上 6回分につき	2,500																																																									

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																												
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																														
3	衛生	上水道使用料	大野市上水道	大野市水道給水条例	水道課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																												
		<p>大野市水道使用料 (大野市水道給水条例)</p> <p>・ 水道使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td></td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td></td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td></td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td></td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 水道加入金</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径13mm1口に付</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>" 20mm "</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>" 25mm "</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td>" 30mm "</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>" 40mm "</td> <td>624,000</td> </tr> <tr> <td>" 50mm "</td> <td>1,085,000</td> </tr> <tr> <td>" 75mm "</td> <td>2,205,000</td> </tr> <tr> <td>" 75mm "</td> <td>4,950,000</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm		260	工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm		350	共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm		1,300	臨時栓	" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm		1,900	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600	メーターの口径13mm1口に付		" 20mm "	150,000	" 25mm "	290,000	" 30mm "	427,000	" 40mm "	624,000	" 50mm "	1,085,000	" 75mm "	2,205,000	" 75mm "	4,950,000									
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																																																																																			
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																																		
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																																														
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																																														
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																																														
	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm		260																																																																																																																														
	工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm		350																																																																																																																														
共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																																														
	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm		1,300																																																																																																																														
臨時栓	" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm		1,900																																																																																																																														
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																																														
								150mm	3,600																																																																																																																														
メーターの口径13mm1口に付																																																																																																																																							
" 20mm "	150,000																																																																																																																																						
" 25mm "	290,000																																																																																																																																						
" 30mm "	427,000																																																																																																																																						
" 40mm "	624,000																																																																																																																																						
" 50mm "	1,085,000																																																																																																																																						
" 75mm "	2,205,000																																																																																																																																						
" 75mm "	4,950,000																																																																																																																																						
3	衛生	簡易水道使用料	富田地区、木本地区、荒島地区、西富田地区、菖蒲池地区、中保地区、北富田地区、阪谷第一地区、南富田地区、下庄北地区地区簡易水道	大野市営簡易水道等使用料金特別条例	水道課	(簡易水道使用料(無料))	前坂、後野、朝日、下山、大納水道施設	和泉村簡易水道事業及び飲料水供給施設給水条例	事業推進室	和泉村は無料	市営簡易水道とするものは、施設の改良後、従量制の料金徴収を行う																																																																																																																												
		<p>大野市営簡易水道使用料</p> <p>・ 大野市営西富田地区簡易水道</p> <p>(大野市営簡易水道等使用料金特別条例)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>水道料金(水道料金1月につき)</th> <th colspan="2">超過料金(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>825</td> <td>90</td> <td>13mm</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,785</td> <td>95</td> <td>16mm</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>病院・官公署用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,700</td> <td>90</td> <td>20mm</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量60 まで</td> <td>5,112</td> <td>90</td> <td>25mm</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>3,570</td> <td>95</td> <td>30mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,116</td> <td>90</td> <td>40mm</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>特殊用(小口)</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,866</td> <td>100</td> <td>50mm</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>" (大口)</td> <td>使用水量200 まで</td> <td>18,660</td> <td></td> <td>75mm</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) メーターの設置費用が使用者負担によるものについては、使用料を徴収しない。</p>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	825	90	13mm	78	営業用	使用水量20 まで	1,785	95	16mm	103	病院・官公署用	使用水量20 まで	1,700	90	20mm	126	学校用	使用水量60 まで	5,112	90	25mm	139	工場用	使用水量40 まで	3,570	95	30mm	190	共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,116	90	40mm	244	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,866	100	50mm	654	臨時栓	" (大口)	使用水量200 まで	18,660		75mm	1,128																																																																				
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																																																																																			
	水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																																		
専用栓	家事用	使用水量10 まで	825	90	13mm	78																																																																																																																																	
	営業用	使用水量20 まで	1,785	95	16mm	103																																																																																																																																	
	病院・官公署用	使用水量20 まで	1,700	90	20mm	126																																																																																																																																	
	学校用	使用水量60 まで	5,112	90	25mm	139																																																																																																																																	
	工場用	使用水量40 まで	3,570	95	30mm	190																																																																																																																																	
共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,116	90	40mm	244																																																																																																																																	
	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,866	100	50mm	654																																																																																																																																	
臨時栓	" (大口)	使用水量200 まで	18,660		75mm	1,128																																																																																																																																	

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																													
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																															
		・ 大野市菅富田地区簡易水道 (大野市菅簡易水道等使用料金特別条例)				(単位：円)																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>水道料金(水道料金1月につき)</th> <th>超過料金(1月につき)</th> <th></th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,040</td> <td>108</td> <td>13mm</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,160</td> <td>114</td> <td>16mm</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>病院・官公署用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,080</td> <td>108</td> <td>20mm</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量200 まで</td> <td>20,800</td> <td>108</td> <td>25mm</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>4,320</td> <td>114</td> <td>30mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>980</td> <td>108</td> <td>40mm</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,240</td> <td rowspan="2">118</td> <td>50mm</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量200 まで</td> <td>22,400</td> <td>75mm</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,040	108	13mm	78	営業用	使用水量20 まで	2,160	114	16mm	103	病院・官公署用	使用水量20 まで	2,080	108	20mm	126	学校用	使用水量200 まで	20,800	108	25mm	139	工場用	使用水量40 まで	4,320	114	30mm	190	共用栓	家事用	使用水量10 まで	980	108	40mm	244	臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	2,240	118	50mm	654	" (大口)	使用水量200 まで	22,400	75mm	1,128	(注) メーターの設置費用が使用者負担によるものについては、使用料を徴収しない。					
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																				
	水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																			
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,040	108	13mm	78																																																																		
	営業用	使用水量20 まで	2,160	114	16mm	103																																																																		
	病院・官公署用	使用水量20 まで	2,080	108	20mm	126																																																																		
	学校用	使用水量200 まで	20,800	108	25mm	139																																																																		
	工場用	使用水量40 まで	4,320	114	30mm	190																																																																		
共用栓	家事用	使用水量10 まで	980	108	40mm	244																																																																		
臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	2,240	118	50mm	654																																																																		
	" (大口)	使用水量200 まで	22,400		75mm	1,128																																																																		
		・ 大野市菅荒島地区簡易水道 (大野市菅簡易水道等使用料金特別条例)				(単位：円)																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>水道料金(水道料金1月につき)</th> <th>超過料金(1月につき)</th> <th></th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>518</td> <td>55</td> <td>13mm</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,150</td> <td>59</td> <td>16mm</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>病院・官公署用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,040</td> <td>55</td> <td>20mm</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>5,180</td> <td>55</td> <td>25mm</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>2,300</td> <td>59</td> <td>30mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>480</td> <td>55</td> <td>40mm</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,260</td> <td rowspan="2">65</td> <td>50mm</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量150 まで</td> <td>9,440</td> <td>75mm</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	518	55	13mm	78	営業用	使用水量20 まで	1,150	59	16mm	103	病院・官公署用	使用水量20 まで	1,040	55	20mm	126	学校用	使用水量100 まで	5,180	55	25mm	139	工場用	使用水量40 まで	2,300	59	30mm	190	共用栓	家事用	使用水量10 まで	480	55	40mm	244	臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,260	65	50mm	654	" (大口)	使用水量150 まで	9,440	75mm	1,128	(注) メーターの設置費用が使用者負担によるものについては、使用料を徴収しない。					
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																				
	水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																			
専用栓	家事用	使用水量10 まで	518	55	13mm	78																																																																		
	営業用	使用水量20 まで	1,150	59	16mm	103																																																																		
	病院・官公署用	使用水量20 まで	1,040	55	20mm	126																																																																		
	学校用	使用水量100 まで	5,180	55	25mm	139																																																																		
	工場用	使用水量40 まで	2,300	59	30mm	190																																																																		
共用栓	家事用	使用水量10 まで	480	55	40mm	244																																																																		
臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,260	65	50mm	654																																																																		
	" (大口)	使用水量150 まで	9,440		75mm	1,128																																																																		
		・ 大野市菅菖蒲池地区簡易水道 (大野市菅簡易水道等使用料金特別条例)				(単位：円)																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>水道料金(水道料金1月につき)</th> <th>超過料金(1月につき)</th> <th></th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,118</td> <td>123</td> <td>13mm</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,432</td> <td>128</td> <td>16mm</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>病院・官公署用</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,314</td> <td>123</td> <td>20mm</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量200 まで</td> <td>23,842</td> <td>123</td> <td>25mm</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>4,940</td> <td>128</td> <td>30mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,118</td> <td>123</td> <td>40mm</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>2,548</td> <td rowspan="2">135</td> <td>50mm</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量200 まで</td> <td>25,480</td> <td>75mm</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,118	123	13mm	78	営業用	使用水量20 まで	2,432	128	16mm	103	病院・官公署用	使用水量20 まで	2,314	123	20mm	126	学校用	使用水量200 まで	23,842	123	25mm	139	工場用	使用水量40 まで	4,940	128	30mm	190	共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,118	123	40mm	244	臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	2,548	135	50mm	654	" (大口)	使用水量200 まで	25,480	75mm	1,128	(注) メーターの設置費用が使用者負担によるものについては、使用料を徴収しない。					
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																				
	水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1月につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																			
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,118	123	13mm	78																																																																		
	営業用	使用水量20 まで	2,432	128	16mm	103																																																																		
	病院・官公署用	使用水量20 まで	2,314	123	20mm	126																																																																		
	学校用	使用水量200 まで	23,842	123	25mm	139																																																																		
	工場用	使用水量40 まで	4,940	128	30mm	190																																																																		
共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,118	123	40mm	244																																																																		
臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	2,548	135	50mm	654																																																																		
	" (大口)	使用水量200 まで	25,480		75mm	1,128																																																																		

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																											
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																													
		・ 大野市営中保地区水道 (大野市営簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm	260		工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm	350		共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm	1,300		" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm	1,900		消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600								
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																																																																		
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																	
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																													
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																													
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																													
	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm	260																																																																																																														
	工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm	350																																																																																																														
共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																													
臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm	1,300																																																																																																														
	" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm	1,900																																																																																																														
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																													
								150mm	3,600																																																																																																													
		・ 大野市営木本地区簡易水道 (大野市営簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="2">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>水道料金(水道料金1月につき)</th> <th>超過料金(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>470</td> <td>53</td> <td>13mm</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>使用水量50 まで</td> <td>2,000</td> <td>53</td> <td>16mm</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>病院・官公署用</td> <td>使用水量30 まで</td> <td>1,320</td> <td>53</td> <td>20mm</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>4,000</td> <td>53</td> <td>25mm</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量30 まで</td> <td>1,320</td> <td>53</td> <td>30mm</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>440</td> <td>53</td> <td>40mm</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>使用水量20 まで</td> <td>1,160</td> <td>60</td> <td>50mm</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>6,000</td> <td></td> <td>75mm</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料		メーター使用料		水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1 につき)	口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	470	53	13mm	78	営業用	使用水量50 まで	2,000	53	16mm	103	病院・官公署用	使用水量30 まで	1,320	53	20mm	126	学校用	使用水量100 まで	4,000	53	25mm	139	工場用	使用水量30 まで	1,320	53	30mm	190	共用栓	家事用	使用水量10 まで	440	53	40mm	244	臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,160	60	50mm	654	" (大口)	使用水量100 まで	6,000		75mm	1,128																																																					
用途\種別	水道使用料		メーター使用料																																																																																																																			
	水道料金(水道料金1月につき)	超過料金(1 につき)	口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																		
専用栓	家事用	使用水量10 まで	470	53	13mm	78																																																																																																																
	営業用	使用水量50 まで	2,000	53	16mm	103																																																																																																																
	病院・官公署用	使用水量30 まで	1,320	53	20mm	126																																																																																																																
	学校用	使用水量100 まで	4,000	53	25mm	139																																																																																																																
	工場用	使用水量30 まで	1,320	53	30mm	190																																																																																																																
共用栓	家事用	使用水量10 まで	440	53	40mm	244																																																																																																																
臨時栓	特殊用(小口)	使用水量20 まで	1,160	60	50mm	654																																																																																																																
	" (大口)	使用水量100 まで	6,000		75mm	1,128																																																																																																																
		(注) メーターの設置費用が使用者負担によるものについては、使用料を徴収しない。																																																																																																																				
		・ 大野市北富田地区簡易水道 (大野市営簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="3">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料			メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm	260		工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm	350		共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm	1,300		" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm	1,900		消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600								
用途\種別	水道使用料			メーター使用料																																																																																																																		
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																	
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																													
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																													
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																													
	学校用	使用水量100 まで	19,950		100 以上	210	30mm	260																																																																																																														
	工場用	使用水量40 まで	8,350		40 以上	250	40mm	350																																																																																																														
共用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																													
臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000		10 以上	420	75mm	1,300																																																																																																														
	" (大口)	使用水量100 まで	39,900		100 以上	420	100mm	1,900																																																																																																														
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																													
								150mm	3,600																																																																																																													

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																											
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																													
		・ 阪谷第一地区簡易水道 (大野市簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="4">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用栓</td> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料				メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260	共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900		消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600						
用途\種別	水道使用料				メーター使用料																																																																																																																	
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																	
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																													
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																													
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																													
	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260																																																																																																													
共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350																																																																																																													
	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																													
臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300																																																																																																													
	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900																																																																																																													
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																													
								150mm	3,600																																																																																																													
		・ 南富田地区簡易水道 (大野市簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="4">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用栓</td> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料				メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260	共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900		消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600						
用途\種別	水道使用料				メーター使用料																																																																																																																	
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																	
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																													
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																													
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																													
	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260																																																																																																													
共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350																																																																																																													
	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																													
臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300																																																																																																													
	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900																																																																																																													
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																													
								150mm	3,600																																																																																																													
		・ 下庄北部地区簡易水道 (大野市簡易水道等使用料金特別条例) (単位:円)																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途\種別</th> <th colspan="4">水道使用料</th> <th colspan="2">メーター使用料</th> </tr> <tr> <th>基本料金(水道料金1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料(1 につき)</th> <th>口径</th> <th>使用料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用栓</td> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>"</td> <td>1,650</td> <td>10~30</td> <td>210</td> <td>30 以上</td> <td>250</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>病院官公署用</td> <td>"</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>180</td> <td>20 以上</td> <td>225</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>学校用</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>19,950</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>210</td> <td>30mm</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用栓</td> <td>工場用</td> <td>使用水量40 まで</td> <td>8,350</td> <td></td> <td></td> <td>40 以上</td> <td>250</td> <td>40mm</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>家事用</td> <td>使用水量10 まで</td> <td>1,500</td> <td>10~20</td> <td>165</td> <td>20 以上</td> <td>210</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時栓</td> <td>特殊用(小口)</td> <td>"</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td>10 以上</td> <td>420</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>" (大口)</td> <td>使用水量100 まで</td> <td>39,900</td> <td></td> <td></td> <td>100 以上</td> <td>420</td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火栓</td> <td>1栓につき月</td> <td>1,000</td> <td>5分(演習)</td> <td>400</td> <td>1分増ごと</td> <td>100</td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				用途\種別	水道使用料				メーター使用料		基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)	専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260	共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680	臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900		消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300									150mm	3,600						
用途\種別	水道使用料				メーター使用料																																																																																																																	
	基本料金(水道料金1箇月につき)	超過料(1 につき)		口径	使用料金(1月につき)																																																																																																																	
専用栓	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	13mm	120																																																																																																													
	営業用	"	1,650	10~30	210	30 以上	250	20mm	180																																																																																																													
	病院官公署用	"	1,500	10~20	180	20 以上	225	25mm	230																																																																																																													
	学校用	使用水量100 まで	19,950			100 以上	210	30mm	260																																																																																																													
共用栓	工場用	使用水量40 まで	8,350			40 以上	250	40mm	350																																																																																																													
	家事用	使用水量10 まで	1,500	10~20	165	20 以上	210	50mm	680																																																																																																													
臨時栓	特殊用(小口)	"	3,000			10 以上	420	75mm	1,300																																																																																																													
	" (大口)	使用水量100 まで	39,900			100 以上	420	100mm	1,900																																																																																																													
	消火栓	1栓につき月	1,000	5分(演習)	400	1分増ごと	100	125mm	2,300																																																																																																													
								150mm	3,600																																																																																																													

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																									
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																											
3	衛生	公共下水道使用料	大野市公共下水道終末処理場	大野市公共下水道条例	下水道課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																																									
		<p>公共下水道使用料</p> <p>(大野市公共下水道条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">汚水の区分</th> <th colspan="3">下水道使用料</th> <th colspan="2">計測器使用料</th> </tr> <tr> <th>料金区分</th> <th>排除汚水量</th> <th>料金(1月につき)</th> <th>口径</th> <th>料金(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>10 までの分</td> <td>1,400</td> <td>13mm</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>10 超～20 までの分</td> <td>150</td> <td>20mm</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超過料金(1 につき)</td> <td>20 超～50 までの分</td> <td>160</td> <td>25mm</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>50 超～100 までの分</td> <td>170</td> <td>30mm</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>100 超の分</td> <td>180</td> <td>40mm</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">公衆浴場汚水</td> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>10 までの分</td> <td>1,400</td> <td>50mm</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金(1 につき)</td> <td>10 超の分</td> <td>70</td> <td>75mm</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100mm</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>125mm</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>150mm</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>				汚水の区分	下水道使用料			計測器使用料		料金区分	排除汚水量	料金(1月につき)	口径	料金(1月につき)	一般汚水	基本料金	10 までの分	1,400	13mm	120	10 超～20 までの分	150	20mm	180	超過料金(1 につき)	20 超～50 までの分	160	25mm	230	50 超～100 までの分	170	30mm	260	100 超の分	180	40mm	350	公衆浴場汚水	基本料金	10 までの分	1,400	50mm	680	超過料金(1 につき)	10 超の分	70	75mm	1,300			100mm	1,900			125mm	2,300			150mm	3,600																																																																																						
汚水の区分	下水道使用料			計測器使用料																																																																																																																																																
	料金区分	排除汚水量	料金(1月につき)	口径	料金(1月につき)																																																																																																																																															
一般汚水	基本料金	10 までの分	1,400	13mm	120																																																																																																																																															
		10 超～20 までの分	150	20mm	180																																																																																																																																															
	超過料金(1 につき)	20 超～50 までの分	160	25mm	230																																																																																																																																															
		50 超～100 までの分	170	30mm	260																																																																																																																																															
		100 超の分	180	40mm	350																																																																																																																																															
公衆浴場汚水	基本料金	10 までの分	1,400	50mm	680																																																																																																																																															
		超過料金(1 につき)	10 超の分	70	75mm	1,300																																																																																																																																														
				100mm	1,900																																																																																																																																															
				125mm	2,300																																																																																																																																															
				150mm	3,600																																																																																																																																															
3	衛生	農業集落排水使用料	阿難祖地区、佐開地区、南六呂師地区、下唯野地区、稲郷・野中地区、上庄第一地区、阪谷第一地区、上庄第二地区、黒谷地区、上庄西部地区、富田中部地区	大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	下水道課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																																									
		<p>農業集落排水処理使用料</p> <p>(大野市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の区分</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料金の月額</th> <th rowspan="2">適用範囲</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th colspan="2">人員割料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">阿難祖地区農業集落排水処理施設</td> <td>一般用</td> <td>1世帯当たり</td> <td>2,500</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>500</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集落集会施設等</td> <td>1施設当たり</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td>集落センター及び共同作業所等</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>2,500</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>500</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐開地区農業集落排水処理施設</td> <td>一般用</td> <td>1世帯当たり</td> <td>2,500</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>500</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集落集会施設等</td> <td>1施設当たり</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td>集落センター及び共同作業所等</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>2,500</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>500</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">南六呂師地区農業集落排水処理施設</td> <td rowspan="3">一般用</td> <td>1世帯当たり</td> <td>2,300</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>690</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集落集会施設等</td> <td>1施設当たり</td> <td>2,300</td> <td></td> <td></td> <td>集落センター及び共同作業所等</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>2,300</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>690</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所店舗等</td> <td>1施設当たり</td> <td>2,300</td> <td></td> <td></td> <td>小規模事業所店舗及び寺院等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿泊施設</td> <td>1施設当たり</td> <td>2,300</td> <td></td> <td></td> <td>民宿</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>6,900</td> <td></td> <td></td> <td>福井大学山荘</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>23,000</td> <td></td> <td></td> <td>妻平ヒュッテ</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">公共施設等</td> <td>1施設当たり</td> <td>46,000</td> <td></td> <td></td> <td>ハイランドホテル</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>2,300</td> <td></td> <td></td> <td>オアシス協会</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>9,200</td> <td></td> <td></td> <td>六呂師高原サンフィッシュランド</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>11,500</td> <td></td> <td></td> <td>六呂師保育園</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>16,100</td> <td></td> <td></td> <td>六呂師小学校</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>25,300</td> <td></td> <td></td> <td>サンスポーツランド</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>41,400</td> <td></td> <td></td> <td>乳製品加工体験等施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下唯野地区農業集落排水処理施設</td> <td>一般用</td> <td>1世帯当たり</td> <td>3,200</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>540</td> <td>一般世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集落集会施設等</td> <td>1施設当たり</td> <td>3,200</td> <td></td> <td></td> <td>集落センター及び共同作業所等</td> </tr> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>3,200</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>540</td> <td>一般世帯</td> </tr> </tbody> </table>				施設の区分	区分	使用料金の月額			適用範囲	基本料金	人員割料金		阿難祖地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯	集落集会施設等	1施設当たり	2,500			集落センター及び共同作業所等	1施設当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯	佐開地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯	集落集会施設等	1施設当たり	2,500			集落センター及び共同作業所等	1施設当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯	南六呂師地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,300	世帯員1人当たり	690	一般世帯	集落集会施設等	1施設当たり	2,300			集落センター及び共同作業所等	1施設当たり	2,300	世帯員1人当たり	690	一般世帯	事業所店舗等	1施設当たり	2,300			小規模事業所店舗及び寺院等	宿泊施設	1施設当たり	2,300			民宿	1施設当たり	6,900			福井大学山荘	1施設当たり	23,000			妻平ヒュッテ	公共施設等	1施設当たり	46,000			ハイランドホテル	1施設当たり	2,300			オアシス協会	1施設当たり	9,200			六呂師高原サンフィッシュランド	1施設当たり	11,500			六呂師保育園	1施設当たり	16,100			六呂師小学校	1施設当たり	25,300			サンスポーツランド	1施設当たり	41,400			乳製品加工体験等施設	下唯野地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	3,200	世帯員1人当たり	540	一般世帯	集落集会施設等	1施設当たり	3,200			集落センター及び共同作業所等	1施設当たり	3,200	世帯員1人当たり	540	一般世帯				
施設の区分	区分	使用料金の月額			適用範囲																																																																																																																																															
		基本料金	人員割料金																																																																																																																																																	
阿難祖地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯																																																																																																																																														
	集落集会施設等	1施設当たり	2,500			集落センター及び共同作業所等																																																																																																																																														
		1施設当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯																																																																																																																																														
佐開地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯																																																																																																																																														
	集落集会施設等	1施設当たり	2,500			集落センター及び共同作業所等																																																																																																																																														
		1施設当たり	2,500	世帯員1人当たり	500	一般世帯																																																																																																																																														
南六呂師地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	2,300	世帯員1人当たり	690	一般世帯																																																																																																																																														
		集落集会施設等	1施設当たり	2,300			集落センター及び共同作業所等																																																																																																																																													
			1施設当たり	2,300	世帯員1人当たり	690	一般世帯																																																																																																																																													
	事業所店舗等	1施設当たり	2,300			小規模事業所店舗及び寺院等																																																																																																																																														
		宿泊施設	1施設当たり	2,300			民宿																																																																																																																																													
			1施設当たり	6,900			福井大学山荘																																																																																																																																													
	1施設当たり		23,000			妻平ヒュッテ																																																																																																																																														
	公共施設等	1施設当たり	46,000			ハイランドホテル																																																																																																																																														
		1施設当たり	2,300			オアシス協会																																																																																																																																														
		1施設当たり	9,200			六呂師高原サンフィッシュランド																																																																																																																																														
		1施設当たり	11,500			六呂師保育園																																																																																																																																														
		1施設当たり	16,100			六呂師小学校																																																																																																																																														
		1施設当たり	25,300			サンスポーツランド																																																																																																																																														
1施設当たり		41,400			乳製品加工体験等施設																																																																																																																																															
下唯野地区農業集落排水処理施設	一般用	1世帯当たり	3,200	世帯員1人当たり	540	一般世帯																																																																																																																																														
	集落集会施設等	1施設当たり	3,200			集落センター及び共同作業所等																																																																																																																																														
		1施設当たり	3,200	世帯員1人当たり	540	一般世帯																																																																																																																																														

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課		
区分	施設の区分	区分	使用料金の月額			適用範囲					
			基本料金	人員割料金							
	上庄第一地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,800	世帯員1人当たり	500	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	2,800			集落センター及び神社等				
		店舗その他	1施設当たり	2,800			店舗及び事務所				
		寺院等	1施設当たり	5,600			寺院				
		病院等	1施設当たり	5,600			医院				
		工場等	1施設当たり	5,600			小規模製造業				
			1施設当たり	11,200			大規模製造業				
	稲郷・野中地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,800	世帯員1人当たり	500	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	2,800			生活改善センター倉庫及び作業場				
		店舗その他	1施設当たり	2,800			店舗、小売、医院、その他				
		製造関係等	1施設当たり	5,600			飲食店関係				
			1施設当たり	5,600			製造業関係（豆腐・工場）				
		公共施設等	1施設当たり	56,000			農村環境改善センター				
			1施設当たり	64,400			B&G海洋センター（体育館を含む）				
			1施設当たり	61,600			上庄小学校				
			1施設当たり	8,400			上庄幼稚園				
			1施設当たり	7,000			上庄郵便局				
			1施設当たり	2,800			稲郷駐在所				
	大規模事業所等	1施設当たり	19,600			上庄保育園					
		1施設当たり	72,800			テラル越前農業協同組合上庄支所（事務所及び関連施設等を含む）					
	阪谷第一地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,900	世帯員1人当たり	650	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	2,900			集落センター及び神社等				
		事業所等	1施設当たり	5,800			白山やまぶどうワイン				
		大規模農村公園等	1施設当たり	66,700			阪谷農村公園施設				
	上庄第二地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,800	世帯員1人当たり	500	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	2,800			集落センター				
		事業所等	1施設当たり	2,800			小規模事業所				
		寺院等	1施設当たり	5,600			寺院				
	黒谷地区農業 集落排水処理 施設	一般用	1世帯当たり	3,100	世帯員1人当たり	600	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	3,100			集落センター及び共同作業所等				
	上庄西部地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,800	世帯員1人当たり	500	一般世帯				
		集落集会施設等	1施設当たり	2,800			集落センター				
		事業所、作業所及び 店舗等	1施設当たり	2,800			小規模事業所、店舗及びテラル越前農業協同組合（上庄育苗センター、カントリ-エレベーター及び里芋選果場）				
			1施設当たり	5,600			テラル越前農業協同組合上庄給油所及び永野家具工業株式会社				
寺院等		1施設当たり	2,800			寺（巖勝寺を除く。）及び教会					
		1施設当たり	5,600			巖勝寺					
工場等		1施設当たり	11,200			大規模製造業					
公共施設等	1施設当たり	30,800			上庄中学校						
富田中部地区 農業集落排水 処理施設	一般用	1世帯当たり	2,800	世帯員1人当たり	500	一般世帯					
	集落集会施設等	1施設当たり	2,800			集落センター					
	事業所、作業所及び 店舗等	1施設当たり	2,800			小規模事業所および店舗					
		1施設当たり	5,600			事業所					
	工場等	1施設当たり	8,400			テラル越前農業協同組合富田支所					
		1施設当たり	8,400			大野パッキング株式会社					
	公共施設等	1施設当たり	2,800			上野駐在所					
	1施設当たり	5,600			富田郵便局及び富田幼稚園						

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																													
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																															
4	農林水産	農村婦人の家使用料	大野市農村婦人の家【小山公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課					大野市のみ	現行どおり																																													
4	農林水産	農業者健康管理センター使用料	大野市農業者健康管理センター【富田公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課																																																			
4	農林水産	農村環境改善センター使用料	大野市農村環境改善センター【上庄公民館併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	農政課																																																			
		農村婦人の家施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30			学習室	1,000	1,400	2,000	3,700			料理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700			農業者トレーニングセンター使用料 (和泉村農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例) 第3条 村民が使用する場合はほか、使用料を徴収することができる。 (和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生、中学生、高校生</td> <td>1面/半日</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生、一般</td> <td>1面/半日</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	備考	小学生、中学生、高校生	1面/半日	1,100		大学生、一般	1面/半日	1,600		和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する									
区分	昼間		夜間		全日																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																				
学習室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																				
料理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																				
区分	単位	金額	備考																																																					
小学生、中学生、高校生	1面/半日	1,100																																																						
大学生、一般	1面/半日	1,600																																																						
		大野市農業者健康管理センター施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td></td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学校以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校、一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30			ミーティングルーム		200	300	400	800		体育館	個人	中学校以下	50	50	100	200	高校、一般	100	150	200	400	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600														
区分	昼間		夜間		全日																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																				
ミーティングルーム		200	300	400	800																																																			
体育館	個人	中学校以下	50	50	100	200																																																		
		高校、一般	100	150	200	400																																																		
	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600																																																			
		大野市農村環境改善センター施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>8:30~21:30</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農事相談室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30			調理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700			生活改善室	200	300	400	800			農事相談室	200	300	400	800			研修室	1,000	1,400	2,000	3,700			大会議室	1,000	1,400	2,000	3,700					
区分	昼間		夜間		全日																																																			
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30																																																				
調理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																				
生活改善室	200	300	400	800																																																				
農事相談室	200	300	400	800																																																				
研修室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																				
大会議室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																				
		農産加工施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">味噌作り</td> <td>大豆 1.8l</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>米 1.8l</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>麹菌</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>大型洗濯機</td> <td>毛布1枚につき</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	使用単位	使用料金	味噌作り	大豆 1.8l	50	米 1.8l	50	麹菌	50	大型洗濯機	毛布1枚につき	100																																						
区分	使用単位	使用料金																																																						
味噌作り	大豆 1.8l	50																																																						
	米 1.8l	50																																																						
	麹菌	50																																																						
大型洗濯機	毛布1枚につき	100																																																						

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																															
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																	
4	農林水産	有機堆肥製造施設使用料	大野市有機堆肥製造施設（上庄、丁）	大野市有機堆肥製造施設設置条例	農政課					大野市のみ	現行どおり																																															
		<p>大野市有機堆肥製造施設 （大野市有機堆肥製造施設設置条例）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th colspan="3">利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶏糞乾燥施設</td> <td>鶏糞</td> <td>1トン当たり</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">堆肥製造施設</td> <td>もみ殻</td> <td>1トン当たり</td> <td>6,900</td> </tr> <tr> <td>乳牛スラリー</td> <td>成牛</td> <td>1頭当たり年間</td> </tr> <tr> <td>乳牛パドック糞</td> <td>育成牛</td> <td>1頭当たり年間</td> </tr> <tr> <td>肉牛糞</td> <td>成牛</td> <td>1頭当たり年間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>育成牛</td> <td>1頭当たり年間</td> </tr> </tbody> </table>				施設区分	利用料金の上限額			鶏糞乾燥施設	鶏糞	1トン当たり	1,200	堆肥製造施設	もみ殻	1トン当たり	6,900	乳牛スラリー	成牛	1頭当たり年間	乳牛パドック糞	育成牛	1頭当たり年間	肉牛糞	成牛	1頭当たり年間			育成牛	1頭当たり年間																												
施設区分	利用料金の上限額																																																									
鶏糞乾燥施設	鶏糞	1トン当たり	1,200																																																							
堆肥製造施設	もみ殻	1トン当たり	6,900																																																							
	乳牛スラリー	成牛	1頭当たり年間																																																							
	乳牛パドック糞	育成牛	1頭当たり年間																																																							
	肉牛糞	成牛	1頭当たり年間																																																							
		育成牛	1頭当たり年間																																																							
4	農林水産	乳製品加工体験等施設使用料	福井県乳製品加工体験等施設（ミルク工房奥越前）	（県有施設）	農政課					大野市のみ	現行どおり																																															
		<p>乳製品加工体験等施設使用料 （福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例、県条例に定める範囲内で管理受託者が定める）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工体験室</td> <td>一品目一回につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>乳製品製造室</td> <td>一日につき</td> <td>11,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	単位	利用料金	加工体験室	一品目一回につき	300	乳製品製造室	一日につき	11,733																																												
区分	単位	利用料金																																																								
加工体験室	一品目一回につき	300																																																								
乳製品製造室	一日につき	11,733																																																								
4	農林水産					農村公園占用料	和泉村農村公園（下山農村公園、上大納農村公園）	和泉村農村公園の設置及び管理に関する条例	事業推進室	和泉村のみ	現行どおり（細部の調整は必要）																																															
						<p>和泉村農村公園 （和泉村農村公園の設置及び管理に関する条例）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、興行、競技会、展示会などを する場合</td> <td>1件1日 につき</td> <td>5,000円以内</td> <td>その都度村長が定める</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額			行商、興行、競技会、展示会などを する場合	1件1日 につき	5,000円以内	その都度村長が定める																																									
区分	金額																																																									
行商、興行、競技会、展示会などを する場合	1件1日 につき	5,000円以内	その都度村長が定める																																																							
4	農林水産	林業振興センター使用料	林業振興センター	大野市公共施設使用料徴収条例	林野耕地課					大野市のみ	現行どおり																																															
		<p>大野市林業振興センター施設使用料 （大野市公共施設使用料徴収条例）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8：30～ 12：00</th> <th>12：00～ 17：00</th> <th>17：00～ 21：30</th> <th>8：30～ 21：30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>和室9畳</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>和室6畳</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>大学生 高校生</th> <th>小中学生</th> <th>使用区分</th> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1,500</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>午後3時から翌日の午前 10時までを1泊とする。</td> </tr> <tr> <td>休憩料</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>1人1時間当たり</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	昼間		夜間	全日	8：30～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 21：30	8：30～ 21：30	大会議室	800	1,100	1,600	3,000	和室9畳	300	400	600	1,100	和室6畳	200	300	400	800	実習室	800	1,100	1,600	3,000	講義室	500	700	1,000	2,000	区分	大人	大学生 高校生	小中学生	使用区分	宿泊料	1,500	1,000	500	午後3時から翌日の午前 10時までを1泊とする。	休憩料	100	50	20	1人1時間当たり				
区分	昼間		夜間	全日																																																						
	8：30～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 21：30	8：30～ 21：30																																																						
大会議室	800	1,100	1,600	3,000																																																						
和室9畳	300	400	600	1,100																																																						
和室6畳	200	300	400	800																																																						
実習室	800	1,100	1,600	3,000																																																						
講義室	500	700	1,000	2,000																																																						
区分	大人	大学生 高校生	小中学生	使用区分																																																						
宿泊料	1,500	1,000	500	午後3時から翌日の午前 10時までを1泊とする。																																																						
休憩料	100	50	20	1人1時間当たり																																																						

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																					
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																							
4	農林水産	宝慶寺いこいの森使用料	宝慶寺いこいの森	大野市公共施設使用料徴収条例	林野耕地課					大野市のみ	現行どおり																					
		<p>大野市宝慶寺いこいの森施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンプ用テント(5人用)</td> <td>500</td> <td>1泊1張</td> </tr> <tr> <td>寝具(毛布1・枕1)</td> <td>250</td> <td>1泊1人分</td> </tr> <tr> <td>テント(2K×3K)</td> <td>2,400</td> <td>1回1張(24時間内)</td> </tr> <tr> <td>無線アンブ(マイク付)</td> <td>250</td> <td>1回1台</td> </tr> <tr> <td>コンロ</td> <td>350</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄板</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	使用料	使用区分	キャンプ用テント(5人用)	500	1泊1張	寝具(毛布1・枕1)	250	1泊1人分	テント(2K×3K)	2,400	1回1張(24時間内)	無線アンブ(マイク付)	250	1回1台	コンロ	350		鉄板	200						使用料徴収なし	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する
区分	使用料	使用区分																														
キャンプ用テント(5人用)	500	1泊1張																														
寝具(毛布1・枕1)	250	1泊1人分																														
テント(2K×3K)	2,400	1回1張(24時間内)																														
無線アンブ(マイク付)	250	1回1台																														
コンロ	350																															
鉄板	200																															
		山村開発センター使用料	和泉村山村開発センター	和泉村山村開発センターの設置及び管理に関する条例	教育委員会																											
		<p>和泉村山村開発センター (和泉村山村開発センターの設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>村民が使用する場合のほか、別に定めるところにより、使用料を徴収することができる。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額		村民が使用する場合のほか、別に定めるところにより、使用料を徴収することができる。																							
区分	金額																															
	村民が使用する場合のほか、別に定めるところにより、使用料を徴収することができる。																															
		〔木材工芸品等加工販売施設使用料(無料)〕	和泉村木材工芸品等加工販売施設	和泉村木材工芸品等加工販売施設の設置及び管理に関する条例	事業推進室																											
		<p>和泉村木材工芸品等加工販売施設 (和泉村木材工芸品等加工販売施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>使用料は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額		使用料は無料とする。																							
区分	金額																															
	使用料は無料とする。																															
		〔地域特産物等加工施設(無料)〕	和泉村地域特産物等加工施設	和泉村地域特産物等加工施設の設置及び管理に関する条例	事業推進室																											
		<p>和泉村地域特産物等加工施設 (和泉村地域特産物等加工施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>使用料は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額		使用料は無料とする。																							
区分	金額																															
	使用料は無料とする。																															

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																												
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																														
5	労働	地域職業訓練センター使用料	大野地域職業訓練センター	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																																																												
		大野地域職業訓練センター施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会議室</td><td>500</td><td>700</td><td>1,000</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>第1実習室</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,600</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>第2実習室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第1教室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第2教室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第3教室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第1研修室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第2研修室</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td><td>800</td></tr> <tr><td>第3研修室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>製図室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>ロビー</td><td>300</td><td>400</td><td>600</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>調理実習室</td><td>1,000</td><td>1,400</td><td>2,000</td><td>3,700</td></tr> <tr><td>講堂(視聴覚教室)</td><td>1,600</td><td>2,200</td><td>3,100</td><td>5,900</td></tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	会議室	500	700	1,000	1,900	第1実習室	800	1,200	1,600	3,100	第2実習室	400	600	800	1,500	第1教室	400	600	800	1,500	第2教室	400	600	800	1,500	第3教室	400	600	800	1,500	第1研修室	400	600	800	1,500	第2研修室	200	300	400	800	第3研修室	400	600	800	1,500	製図室	400	600	800	1,500	ロビー	300	400	600	1,100	調理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700	講堂(視聴覚教室)	1,600	2,200	3,100	5,900							
区分	昼間		夜間		全日																																																																																		
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30																																																																																			
会議室	500	700	1,000	1,900																																																																																			
第1実習室	800	1,200	1,600	3,100																																																																																			
第2実習室	400	600	800	1,500																																																																																			
第1教室	400	600	800	1,500																																																																																			
第2教室	400	600	800	1,500																																																																																			
第3教室	400	600	800	1,500																																																																																			
第1研修室	400	600	800	1,500																																																																																			
第2研修室	200	300	400	800																																																																																			
第3研修室	400	600	800	1,500																																																																																			
製図室	400	600	800	1,500																																																																																			
ロビー	300	400	600	1,100																																																																																			
調理実習室	1,000	1,400	2,000	3,700																																																																																			
講堂(視聴覚教室)	1,600	2,200	3,100	5,900																																																																																			
5	労働	勤労青少年ホーム使用料	大野市勤労青少年ホーム【下庄公民館に併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																																																												
		大野市勤労青少年ホーム施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>13:00~21:30</th> <th>13:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>講習室</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,700</td><td></td></tr> <tr><td>料理講習室</td><td>1,400</td><td>2,000</td><td>2,900</td><td></td></tr> <tr><td>音楽室</td><td>600</td><td>800</td><td>1,200</td><td></td></tr> <tr><td>相談室</td><td>300</td><td>400</td><td>600</td><td></td></tr> <tr><td>図書室</td><td>300</td><td>400</td><td>600</td><td></td></tr> <tr><td>娯楽談話室</td><td>600</td><td>800</td><td>1,200</td><td></td></tr> <tr><td>軽運動場</td><td>1,400</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td></td></tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日	13:00~17:00	17:00~21:30	13:00~21:30	13:00~21:30	講習室	800	1,200	1,700		料理講習室	1,400	2,000	2,900		音楽室	600	800	1,200		相談室	300	400	600		図書室	300	400	600		娯楽談話室	600	800	1,200		軽運動場	1,400	2,000	3,000																																						
区分	昼間		夜間		全日																																																																																		
	13:00~17:00	17:00~21:30	13:00~21:30	13:00~21:30																																																																																			
講習室	800	1,200	1,700																																																																																				
料理講習室	1,400	2,000	2,900																																																																																				
音楽室	600	800	1,200																																																																																				
相談室	300	400	600																																																																																				
図書室	300	400	600																																																																																				
娯楽談話室	600	800	1,200																																																																																				
軽運動場	1,400	2,000	3,000																																																																																				
5	労働	勤労者体育センター使用料	大野勤労者体育センター【下庄公民館に併設】	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																																																												
		大野勤労者体育センター施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校、一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200	高校、一般	100	150	200	400	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600																																																							
区分	昼間		夜間		全日																																																																																		
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30																																																																																			
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200																																																																																	
		高校、一般	100	150	200	400																																																																																	
	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600																																																																																		
5	労働	勤労者体育施設使用料	大野勤労者体育施設(六呂師サンスポーツランド)	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																																																												
		大野勤労者体育施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート(1コートにつき)</td> <td>1時間 400</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1時間 400</td> </tr> <tr> <td>サッカー場(多目的グラウンド)</td> <td>1時間 300</td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	使用料	テニスコート(1コートにつき)	1時間 400	ゲートボール場	1時間 400	サッカー場(多目的グラウンド)	1時間 300																																																																										
区分	使用料																																																																																						
テニスコート(1コートにつき)	1時間 400																																																																																						
ゲートボール場	1時間 400																																																																																						
サッカー場(多目的グラウンド)	1時間 300																																																																																						

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																								
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																										
6	商工	産業文化展示館使用料	大野市産業文化展示館	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																								
		大野市産業文化展示館施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> <th>9:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室1部使用</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ホール全部使用</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間	全日	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30	展示室1部使用	1,000	1,500	1,500	3,000	ホール全部使用	1,500	2,500	2,500	5,000	ふれあい会館使用料	和泉村ふれあい会館	和泉村使用料及び手数料徴収条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。 減免制度については、大野市の制度と統一する。																					
区分	昼間		夜間	全日																																															
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30																																															
展示室1部使用	1,000	1,500	1,500	3,000																																															
ホール全部使用	1,500	2,500	2,500	5,000																																															
6	商工	麻那姫湖青少年旅行村使用料	大野市麻那姫湖青少年旅行村(中島、佐開地区)	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課	ふれあい会館使用料 (和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設使用料</td> <td>コンサートホール</td> <td>1時間</td> <td>400</td> <td rowspan="2">冷暖房使用期間中は使用料に5割加算</td> </tr> <tr> <td>リゾート体験アドバイザー室(小会議室)</td> <td>1時間</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特殊機器使用料</td> <td>ビデオプロジェクター</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スライド映写機</td> <td>1台</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>1式</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>跳ね返りスピーカー</td> <td>2台</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	金額	備考	施設使用料	コンサートホール	1時間	400	冷暖房使用期間中は使用料に5割加算	リゾート体験アドバイザー室(小会議室)	1時間	100	特殊機器使用料	ビデオプロジェクター	1式	1,000		スライド映写機	1台	500		拡声装置	1式	1,000		跳ね返りスピーカー	2台	200		大野市のみ	現行どおり										
		区分		単位	金額	備考																																													
施設使用料	コンサートホール	1時間	400	冷暖房使用期間中は使用料に5割加算																																															
	リゾート体験アドバイザー室(小会議室)	1時間	100																																																
特殊機器使用料	ビデオプロジェクター	1式	1,000																																																
	スライド映写機	1台	500																																																
	拡声装置	1式	1,000																																																
	跳ね返りスピーカー	2台	200																																																
大野市麻那姫湖青少年旅行村施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バンガロー1棟</td> <td>1泊</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>バレーボールコート</td> <td>1時間</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール</td> <td>1時間</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>1時間</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バーベキュー炉</td> <td>1炉(鉄板込み)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>鉄板のみ</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テントサイト1基</td> <td>炉のみ</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>1泊</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">入村料(1台につき1日あたり)</td> <td>普通車(定員8名まで)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>中型車(定員25名まで)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大型車(定員26名以上)</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	使用料		バンガロー1棟	1泊	1,500	日帰り	1,000	テニスコート	1時間	400	バレーボールコート	1時間	400	ゲートボール	1時間	400	多目的グラウンド	1時間	300	バーベキュー炉	1炉(鉄板込み)	1,000	鉄板のみ	500	テントサイト1基	炉のみ	500	1泊	500	入村料(1台につき1日あたり)	普通車(定員8名まで)	500	中型車(定員25名まで)	1,000	大型車(定員26名以上)	1,500	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。									
区分	使用料																																																		
バンガロー1棟	1泊	1,500																																																	
	日帰り	1,000																																																	
テニスコート	1時間	400																																																	
バレーボールコート	1時間	400																																																	
ゲートボール	1時間	400																																																	
多目的グラウンド	1時間	300																																																	
バーベキュー炉	1炉(鉄板込み)	1,000																																																	
	鉄板のみ	500																																																	
テントサイト1基	炉のみ	500																																																	
	1泊	500																																																	
入村料(1台につき1日あたり)	普通車(定員8名まで)	500																																																	
	中型車(定員25名まで)	1,000																																																	
	大型車(定員26名以上)	1,500																																																	
6	商工	ファミリーリゾート休養施設使用料	大野市ファミリーリゾート休養施設(うらら館)	大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例	商工観光課	九頭竜国民休養地利用料 (和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>大人</td> <td>1人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>1人</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">球技場</td> <td rowspan="2">大人</td> <td>1人</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>20人以上の団体(1人)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校生以下</td> <td>1人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>20人以上の団体(1人)</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1時間</td> <td>1面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1面</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td>テント</td> <td>1張</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>テント持込利用料</td> <td>1張</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプ場</td> <td>1泊</td> <td>1区画</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	単位	金額	プール	大人	1人	300	高校生以下	1人	150	球技場	大人	1人	200	20人以上の団体(1人)	100	高校生以下	1人	100	20人以上の団体(1人)	50	テニスコート	1時間	1面	800	1日	1面	5,000	キャンプ場	テント	1張	2,800	テント持込利用料	1張	2,600	オートキャンプ場	1泊	1区画	3,500	大野市のみ	現行どおり
		施設名	区分	単位	金額																																														
プール	大人	1人	300																																																
	高校生以下	1人	150																																																
球技場	大人	1人	200																																																
		20人以上の団体(1人)	100																																																
	高校生以下	1人	100																																																
		20人以上の団体(1人)	50																																																
テニスコート	1時間	1面	800																																																
	1日	1面	5,000																																																
キャンプ場	テント	1張	2,800																																																
	テント持込利用料	1張	2,600																																																
オートキャンプ場	1泊	1区画	3,500																																																
大野市ファミリーリゾート休養施設 (大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">温浴棟</td> <td rowspan="3">個人1回使用</td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>子供(4歳以上)</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳等所持者</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人回数使用</td> <td rowspan="2">個人回数使用</td> <td>大人(中学生以上)10回につき</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>子供(4歳以上)10回につき</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多目的研修室</td> <td rowspan="3">1部屋1時間</td> <td>昼間</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>1部屋全日</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病手帳のいずれかを所持する者 身体障害者手帳等所持者の介護目的の場合は、介護者1名に限り当該使用料の1/2の額				施設区分	単位	利用料金の上限額	温浴棟	個人1回使用	大人(中学生以上)	600	子供(4歳以上)	400	身体障害者手帳等所持者	300	個人回数使用	個人回数使用	大人(中学生以上)10回につき	5,500	子供(4歳以上)10回につき	3,500	多目的研修室	1部屋1時間	昼間	1,000	夜間	1,200	1部屋全日	12,000	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																					
施設区分	単位	利用料金の上限額																																																	
温浴棟	個人1回使用	大人(中学生以上)	600																																																
		子供(4歳以上)	400																																																
		身体障害者手帳等所持者	300																																																
個人回数使用	個人回数使用	大人(中学生以上)10回につき	5,500																																																
		子供(4歳以上)10回につき	3,500																																																
多目的研修室	1部屋1時間	昼間	1,000																																																
		夜間	1,200																																																
		1部屋全日	12,000																																																
天狗岩ファミリーパーク利用料 (和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ファミリーケビン</td> <td>1泊</td> <td>1棟</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>休憩(2時間)</td> <td>1棟</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	単位	金額	ファミリーケビン	1泊	1棟	12,000	休憩(2時間)	1棟	3,500																																					
施設名	区分	単位	金額																																																
ファミリーケビン	1泊	1棟	12,000																																																
	休憩(2時間)	1棟	3,500																																																

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																																		
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																				
6	商工	まちなか観光拠点施設使用料	大野市まちなか観光拠点施設（平成大野屋）	大野市公共施設使用料徴収条例	商工観光課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																																																		
		<p>大野市まちなか観光拠点施設使用料 ・施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>9:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファクトリービティック1区画</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>3,100</td> <td>5,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 入場料徴収の場合の加算額 (ア) 入場料が1,000円以下のときは2割 (イ) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のときは4割 (ウ) 入場料が2,000円を超え4,000円以下のときは6割 (エ) 入場料が4,000円を超えるときは8割 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p> <p>・大野市まちなか観光拠点施設照明特殊器具使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">照明</td> <td>1 セット</td> <td rowspan="5">1式</td> <td rowspan="5">1時間につき</td> <td rowspan="5">1,600</td> </tr> <tr> <td>ポーターライト</td> </tr> <tr> <td>フルネルスポット</td> </tr> <tr> <td>平凸スポット</td> </tr> <tr> <td>調光盤、操作器</td> </tr> <tr> <td>2 展示用スポット</td> <td>1列</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="5">照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">器具の持込</td> <td>1 使用電力が5KW未満の場合</td> <td></td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2 使用電力が5KWを超え10KW未満</td> <td></td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p> <p>・大野市まちなか観光拠点施設音響特殊器具使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">音響</td> <td>1 各種マイクロホン</td> <td>1本</td> <td>1時間につき</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>2 拡声装置</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>3 MDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>4 CDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>5 カセットテープレコーダー</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p> <p>・大野市まちなか観光拠点施設その他使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td>1 移動ステージ</td> <td>1個</td> <td>1日以内</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2 デジタルビデオカメラ</td> <td>1台</td> <td>1日以内</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>3 電動スクリーン</td> <td>1幕</td> <td>1日以内</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>4 ビデオプロジェクター</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>5 DVD/LDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>6 DVプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分	昼間		夜間		全日	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30	ファクトリービティック1区画	300	500	500	1,000	多目的ホール	1,600	2,200	3,100	5,900	区分	器具名	単位	使用区分	使用料	照明	1 セット	1式	1時間につき	1,600	ポーターライト	フルネルスポット	平凸スポット	調光盤、操作器	2 展示用スポット	1列	1時間につき	200	照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。					器具の持込	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200	2 使用電力が5KWを超え10KW未満		1時間につき	500	区分	器具名	単位	使用区分	使用料	音響	1 各種マイクロホン	1本	1時間につき	300	2 拡声装置	1式	1時間につき	800	3 MDプレーヤー	1台	1時間につき	500	4 CDプレーヤー	1台	1時間につき	500	5 カセットテープレコーダー	1台	1時間につき	500	区分	器具名	単位	使用区分	使用料	その他	1 移動ステージ	1個	1日以内	100	2 デジタルビデオカメラ	1台	1日以内	1,000	3 電動スクリーン	1幕	1日以内	300	4 ビデオプロジェクター	1台	1時間につき	500	5 DVD/LDプレーヤー	1台	1時間につき	500	6 DVプレーヤー	1台	1時間につき	500	和泉前坂家族旅行村利用料 (和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">キャンプ場</td> <td>テント</td> <td>1 張</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>テント持込利用料</td> <td>1 張</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>マット</td> <td>1 枚</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td>1組2枚</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>ランブ</td> <td>1 個</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>調理用具</td> <td>1 式</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>テーブル</td> <td>1 卓</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>フライシート</td> <td>1 枚</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプ場</td> <td>1 泊</td> <td>1 区画</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>トレーラーホーム</td> <td>1 泊</td> <td>1 台</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>トレーラーハウス</td> <td>1 泊</td> <td>1 区画</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>和泉前坂家族旅行村使用料（公社）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設（和泉前坂家族旅行村）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>観光交流室</p> <p>和泉村のみ</p>	施設名	区 分	単 位	金 額	キャンプ場	テント	1 張	2,800	テント持込利用料	1 張	2,600	マット	1 枚	150	毛 布	1組2枚	600	ランブ	1 個	600	調理用具	1 式	1,200	テーブル	1 卓	600	フライシート	1 枚	300	オートキャンプ場	1 泊	1 区画	3,500	トレーラーホーム	1 泊	1 台	16,000	トレーラーハウス	1 泊	1 区画	4,000	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。
区分	昼間		夜間		全日																																																																																																																																																								
	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30																																																																																																																																																									
ファクトリービティック1区画	300	500	500	1,000																																																																																																																																																									
多目的ホール	1,600	2,200	3,100	5,900																																																																																																																																																									
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																																																																																																									
照明	1 セット	1式	1時間につき	1,600																																																																																																																																																									
	ポーターライト																																																																																																																																																												
	フルネルスポット																																																																																																																																																												
	平凸スポット																																																																																																																																																												
	調光盤、操作器																																																																																																																																																												
2 展示用スポット	1列	1時間につき	200																																																																																																																																																										
照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。																																																																																																																																																													
器具の持込	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200																																																																																																																																																									
	2 使用電力が5KWを超え10KW未満		1時間につき	500																																																																																																																																																									
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																																																																																																									
音響	1 各種マイクロホン	1本	1時間につき	300																																																																																																																																																									
	2 拡声装置	1式	1時間につき	800																																																																																																																																																									
	3 MDプレーヤー	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
	4 CDプレーヤー	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
	5 カセットテープレコーダー	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																																																																																																									
その他	1 移動ステージ	1個	1日以内	100																																																																																																																																																									
	2 デジタルビデオカメラ	1台	1日以内	1,000																																																																																																																																																									
	3 電動スクリーン	1幕	1日以内	300																																																																																																																																																									
	4 ビデオプロジェクター	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
	5 DVD/LDプレーヤー	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
	6 DVプレーヤー	1台	1時間につき	500																																																																																																																																																									
施設名	区 分	単 位	金 額																																																																																																																																																										
キャンプ場	テント	1 張	2,800																																																																																																																																																										
	テント持込利用料	1 張	2,600																																																																																																																																																										
	マット	1 枚	150																																																																																																																																																										
	毛 布	1組2枚	600																																																																																																																																																										
	ランブ	1 個	600																																																																																																																																																										
	調理用具	1 式	1,200																																																																																																																																																										
	テーブル	1 卓	600																																																																																																																																																										
フライシート	1 枚	300																																																																																																																																																											
オートキャンプ場	1 泊	1 区画	3,500																																																																																																																																																										
トレーラーホーム	1 泊	1 台	16,000																																																																																																																																																										
トレーラーハウス	1 泊	1 区画	4,000																																																																																																																																																										
		<p>九頭竜共生の森使用料（公社）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設（九頭竜共生の森）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>観光交流室</p> <p>和泉村のみ</p>				和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																																						
		<p>九頭竜共生の森利用料 (和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ログケビン</td> <td>1 泊</td> <td>1 棟</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区 分	単 位	金 額	ログケビン	1 泊	1 棟	6,000	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																														
施設名	区 分	単 位	金 額																																																																																																																																																										
ログケビン	1 泊	1 棟	6,000																																																																																																																																																										
		<p>九頭竜保養の里使用料（公社）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設（九頭竜保養の里）</p> <p>和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>観光交流室</p> <p>和泉村のみ</p>				和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																																						
		<p>九頭竜保養の里利用料 (和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コテージ</td> <td>1 泊</td> <td>1 棟</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>休憩（2時間）</td> <td>1 棟</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区 分	単 位	金 額	コテージ	1 泊	1 棟	16,000	休憩（2時間）	1 棟	4,500	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																											
施設名	区 分	単 位	金 額																																																																																																																																																										
コテージ	1 泊	1 棟	16,000																																																																																																																																																										
	休憩（2時間）	1 棟	4,500																																																																																																																																																										
		<p>ふるさとふれあい広場使用料</p> <p>和泉村ふるさとふれあい広場（観光物産展示センター、生産物直売所ほか）</p> <p>和泉村ふるさとふれあい広場の設置及び管理に関する条例</p> <p>観光交流室</p> <p>和泉村のみ</p>				和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																																						
		<p>ふるさとふれあい広場使用料 (和泉村ふるさとふれあい広場の設置及び管理に関する条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行 為</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行</td> <td>1 件、1 日につき</td> <td>5,000円以内</td> <td>その都度村長が定める</td> </tr> <tr> <td>そ 他</td> <td>1 m²、1 月につき</td> <td>100円以内</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>				行 為	単 位	金 額	備 考	興 行	1 件、1 日につき	5,000円以内	その都度村長が定める	そ 他	1 m ² 、1 月につき	100円以内	〃	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																										
行 為	単 位	金 額	備 考																																																																																																																																																										
興 行	1 件、1 日につき	5,000円以内	その都度村長が定める																																																																																																																																																										
そ 他	1 m ² 、1 月につき	100円以内	〃																																																																																																																																																										
		<p>観光物産センター使用料 (和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コインロッカー（大）</td> <td>1 回</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コインロッカー（小）</td> <td>1 回</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	単 位	金 額	備 考	コインロッカー（大）	1 回	300		コインロッカー（小）	1 回	200		和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																																																																										
区分	単 位	金 額	備 考																																																																																																																																																										
コインロッカー（大）	1 回	300																																																																																																																																																											
コインロッカー（小）	1 回	200																																																																																																																																																											

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																							
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																									
						平成の湯使用料(公社)	九頭竜温泉「平成の湯」	九頭竜温泉「平成の湯」の設置及び管理に関する条例	観光交流室	大野市は「あつ宝」あり	当面現行どおりとする(新市全体の料金表とする)																																																																							
						<p>平成の湯使用料 (九頭竜温泉「平成の湯」の設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1回券</th> <th>回数券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 人 (12歳以上)</td> <td>村 民</td> <td>300</td> <td>12回券 3,000</td> <td rowspan="2">ただし、65歳以上の村民については、1回券は250円、回数券は2,500円とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>500</td> <td>12回券 5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小人(3歳以上12歳未満)</td> <td>村 民</td> <td>150</td> <td>12回券 1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>250</td> <td>12回券 2,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区 分		料 金		備 考	1回券	回数券	大 人 (12歳以上)	村 民	300	12回券 3,000	ただし、65歳以上の村民については、1回券は250円、回数券は2,500円とする。	上記以外	500	12回券 5,000	小人(3歳以上12歳未満)	村 民	150	12回券 1,500		上記以外	250	12回券 2,500																																																
区 分		料 金		備 考																																																																														
		1回券	回数券																																																																															
大 人 (12歳以上)	村 民	300	12回券 3,000	ただし、65歳以上の村民については、1回券は250円、回数券は2,500円とする。																																																																														
	上記以外	500	12回券 5,000																																																																															
小人(3歳以上12歳未満)	村 民	150	12回券 1,500																																																																															
	上記以外	250	12回券 2,500																																																																															
						国民宿舎パークホテル九頭竜使用料(公社)	和泉村国民宿舎パークホテル九頭竜	和泉村国民宿舎の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																							
						<p>和泉村国民宿舎(パークホテル九頭竜)使用料 (和泉村国民宿舎の設置及び管理に関する条例)</p> <p>・ 宿泊利用料金(1人当たり) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="3">食事料</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>朝食</th> <th>夕食</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>3,885</td> <td>840</td> <td>2,310</td> <td>3,150</td> <td>7,035</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>3,360</td> <td>840</td> <td>2,310</td> <td>3,150</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table> <p>幼児(3歳児以上の未就学児)については宿泊料のみとし、小学校児童の5割の額を徴収する。</p> <p>・ シーズン料金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 季 7月20日～8月31日</td> <td>大 人 1人 840</td> </tr> <tr> <td>年末年始 12月28日～1月 5日</td> <td>小 学 生 1人 525</td> </tr> <tr> <td>休 前 日 祝祭日を含む休日の前日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 人数別料金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8歳未満の部屋の1人利用</td> <td>大人 1人 1,365</td> </tr> <tr> <td>8歳以上の部屋の2人以下の利用</td> <td>小学生 1人 1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 休憩利用料金(1人当たり) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>3時間以内</th> <th>3時間以上</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>840</td> <td>945</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>525</td> <td>630</td> <td>午後以降の使用については、1時間増すごとに157円を加算する。</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>315</td> <td>420</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 会議室利用料金 (和泉村国民宿舎の設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3時間以内</th> <th>3時間以上</th> <th>特別料金</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広間</td> <td>5,250</td> <td>6,300</td> <td>1,050</td> <td>午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会等に利用する場合は免除する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ その他利用料金 (和泉村国民宿舎の設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 料</th> <th>配 膳 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具一式 735</td> <td>丹 前 浴 衣 麻 雀 蓆・将棋 315</td> <td>配膳料の1割</td> </tr> <tr> <td>525</td> <td>420</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	宿泊料	食事料			計	朝食	夕食	計	大人	3,885	840	2,310	3,150	7,035	小学校児童	3,360	840	2,310	3,150	6,510	区 分	加算額	夏 季 7月20日～8月31日	大 人 1人 840	年末年始 12月28日～1月 5日	小 学 生 1人 525	休 前 日 祝祭日を含む休日の前日		区 分	加算額	8歳未満の部屋の1人利用	大人 1人 1,365	8歳以上の部屋の2人以下の利用	小学生 1人 1,050	利用区分	3時間以内	3時間以上	備 考	大人	840	945		小学校児童	525	630	午後以降の使用については、1時間増すごとに157円を加算する。	幼児	315	420		区分	3時間以内	3時間以上	特別料金	備 考	広間	5,250	6,300	1,050	午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会等に利用する場合は免除する。	貸 与 料	配 膳 料	備 考	寝具一式 735	丹 前 浴 衣 麻 雀 蓆・将棋 315	配膳料の1割	525	420	1,050			
利用区分	宿泊料	食事料			計																																																																													
		朝食	夕食	計																																																																														
大人	3,885	840	2,310	3,150	7,035																																																																													
小学校児童	3,360	840	2,310	3,150	6,510																																																																													
区 分	加算額																																																																																	
夏 季 7月20日～8月31日	大 人 1人 840																																																																																	
年末年始 12月28日～1月 5日	小 学 生 1人 525																																																																																	
休 前 日 祝祭日を含む休日の前日																																																																																		
区 分	加算額																																																																																	
8歳未満の部屋の1人利用	大人 1人 1,365																																																																																	
8歳以上の部屋の2人以下の利用	小学生 1人 1,050																																																																																	
利用区分	3時間以内	3時間以上	備 考																																																																															
大人	840	945																																																																																
小学校児童	525	630	午後以降の使用については、1時間増すごとに157円を加算する。																																																																															
幼児	315	420																																																																																
区分	3時間以内	3時間以上	特別料金	備 考																																																																														
広間	5,250	6,300	1,050	午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会等に利用する場合は免除する。																																																																														
貸 与 料	配 膳 料	備 考																																																																																
寝具一式 735	丹 前 浴 衣 麻 雀 蓆・将棋 315	配膳料の1割																																																																																
525	420	1,050																																																																																

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																										
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																												
						ホテル フレアール和泉使用料 (公社)	和泉村地域交流センター(ホテル フレアール和泉)	和泉村地域交流センター の設置及び管理に関する 条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																																																										
						<p>和泉村地域交流センター(フレアール和泉)利用料 (和泉村地域交流センターの設置及び管理に関する条例)</p> <p>・ 宿泊利用料金(1人当り) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室</th> <th rowspan="2">利用者区分</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="2">食 事 料</th> </tr> <tr> <th>朝 食</th> <th>夕 食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和・洋室</td> <td>大 人</td> <td>5,000</td> <td>1,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和洋特別室</td> <td>大 人</td> <td>6,000</td> <td>1,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>小 人</td> <td>3,700</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ シーズン加算料金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休 前 日 (祝祭日を含む休日の前日)</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク(4月28日～5月4日) 夏 季(8月13日～8月16日) 年 末 年 始(12月30日～1月3日)</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 室等利用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>4時間 ま で</th> <th>8時間 ま で</th> <th>終日 (9:00～21:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 広 間(87畳)</td> <td>100名</td> <td>20,000</td> <td>35,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>小宴会場(16畳)</td> <td>12名</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>大会議室(230㎡)</td> <td>100名</td> <td>30,000</td> <td>45,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>体験学習室(75㎡)</td> <td>30名</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>客 室</td> <td>5名</td> <td>5,000</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>入 湯 料</td> <td colspan="4">1人につき1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 娯楽用具等利用料金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">利 用 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">娯楽用具等利用料金</td> <td>カラオケ貸出</td> <td>1回 9,000</td> </tr> <tr> <td>囲碁・将棋</td> <td>1回 2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 割増利用料金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>室</th> <th>1 人 泊</th> <th>2 人 泊</th> <th>3 人 泊 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">割増利用料金 (1泊2日)</td> <td>和・洋室</td> <td>13,000</td> <td>11,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>和洋特別室</td> <td>14,000</td> <td>12,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>				室	利用者区分	宿泊料	食 事 料		朝 食	夕 食	和・洋室	大 人	5,000	1,000	4,000	小 人	3,000	1,000	3,000	和洋特別室	大 人	6,000	1,000	4,000	小 人	3,700	1,000	3,000	区 分	加 算 額	休 前 日 (祝祭日を含む休日の前日)	2,000	ゴールデンウィーク(4月28日～5月4日) 夏 季(8月13日～8月16日) 年 末 年 始(12月30日～1月3日)	3,000	区分	定員	4時間 ま で	8時間 ま で	終日 (9:00～21:00)	大 広 間(87畳)	100名	20,000	35,000	50,000	小宴会場(16畳)	12名	5,000	10,000	20,000	大会議室(230㎡)	100名	30,000	45,000	80,000	体験学習室(75㎡)	30名	10,000	15,000	25,000	客 室	5名	5,000	-	-	入 湯 料	1人につき1,000円				区 分	利 用 料 金		娯楽用具等利用料金	カラオケ貸出	1回 9,000	囲碁・将棋	1回 2,000	区 分	室	1 人 泊	2 人 泊	3 人 泊 以上	割増利用料金 (1泊2日)	和・洋室	13,000	11,000	10,000	和洋特別室	14,000	12,000	11,000				
室	利用者区分	宿泊料	食 事 料																																																																																																		
			朝 食	夕 食																																																																																																	
和・洋室	大 人	5,000	1,000	4,000																																																																																																	
	小 人	3,000	1,000	3,000																																																																																																	
和洋特別室	大 人	6,000	1,000	4,000																																																																																																	
	小 人	3,700	1,000	3,000																																																																																																	
区 分	加 算 額																																																																																																				
休 前 日 (祝祭日を含む休日の前日)	2,000																																																																																																				
ゴールデンウィーク(4月28日～5月4日) 夏 季(8月13日～8月16日) 年 末 年 始(12月30日～1月3日)	3,000																																																																																																				
区分	定員	4時間 ま で	8時間 ま で	終日 (9:00～21:00)																																																																																																	
大 広 間(87畳)	100名	20,000	35,000	50,000																																																																																																	
小宴会場(16畳)	12名	5,000	10,000	20,000																																																																																																	
大会議室(230㎡)	100名	30,000	45,000	80,000																																																																																																	
体験学習室(75㎡)	30名	10,000	15,000	25,000																																																																																																	
客 室	5名	5,000	-	-																																																																																																	
入 湯 料	1人につき1,000円																																																																																																				
区 分	利 用 料 金																																																																																																				
娯楽用具等利用料金	カラオケ貸出	1回 9,000																																																																																																			
	囲碁・将棋	1回 2,000																																																																																																			
区 分	室	1 人 泊	2 人 泊	3 人 泊 以上																																																																																																	
割増利用料金 (1泊2日)	和・洋室	13,000	11,000	10,000																																																																																																	
	和洋特別室	14,000	12,000	11,000																																																																																																	

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																						
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																								
						森とふれあう交流ステーション使用料(公社)	森とふれあう交流ステーション	森とふれあう交流ステーションの設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。																																																						
						<p>森とふれあう交流ステーション利用料 (森とふれあう交流ステーションの設置及び管理に関する条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浴室利用料金(1人当たり) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>入 浴 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(中学生以上)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人(小学生)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>幼 児</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 研修室利用料金 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3時間以内</th> <th>3時間以上</th> <th>特別料金</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>5,250</td> <td>6,300</td> <td>1,050</td> <td>午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会場等に利用する場合は免除する。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 娯楽用具利用料金 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>娯楽用具利用料金</td> <td>カラオケ貸出 2時間 6,000</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	入 浴 料	大人(中学生以上)	300	小人(小学生)	100	幼 児	無 料	区 分	3時間以内	3時間以上	特別料金	備 考	研修室	5,250	6,300	1,050	午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会場等に利用する場合は免除する。	区 分	利用料金	娯楽用具利用料金	カラオケ貸出 2時間 6,000																																		
区 分	入 浴 料																																																																
大人(中学生以上)	300																																																																
小人(小学生)	100																																																																
幼 児	無 料																																																																
区 分	3時間以内	3時間以上	特別料金	備 考																																																													
研修室	5,250	6,300	1,050	午後4時以降の使用については、1時間増すごとに特別料金を加算する。ただし、宿泊者が宴会場等に利用する場合は免除する。																																																													
区 分	利用料金																																																																
娯楽用具利用料金	カラオケ貸出 2時間 6,000																																																																
						村営スキー場使用料(公社)	和泉村村営九頭電スキー場	和泉村村営スキー場施設の設置及び管理に関する条例	観光交流室	和泉村のみ	当面現行どおりとし、合併後3年以内に料金の見直しを図る。 減免については、全体の均衡を保つよう、運用の中で対応する。																																																						
						<p>和泉村村営スキー場利用料 (和泉村村営スキー場施設の設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="7">金 額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スキーリフト 利用料金</td> <td>1回券</td> <td>半日券</td> <td>1日券</td> <td>回数券</td> <td>子供券(小学生以下)</td> <td>特別割引券(50歳以上、障害者)</td> <td>シーズン券</td> <td rowspan="2">各スキーリフト共通</td> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>2,300円</td> <td>3,800円</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コインロッカー利用料金</td> <td colspan="3" rowspan="2">1回につき</td> <td colspan="2">ロ ッ ジ</td> <td colspan="2">100円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">スキーセンター</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場利用料金</td> <td>普通車</td> <td colspan="2">1回につき</td> <td colspan="2">1台</td> <td colspan="2">500円</td> <td rowspan="2">年末年始及び土、日、祝日のみ</td> </tr> <tr> <td>大型車(マイクロバスを含む)</td> <td colspan="2">1回につき</td> <td colspan="2">1台</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>運用のなかで、学校行事で使用する場合、中学生以下は無料としている。村民は年間3,000円としている。</p>				名称	金 額							摘要	スキーリフト 利用料金	1回券	半日券	1日券	回数券	子供券(小学生以下)	特別割引券(50歳以上、障害者)	シーズン券	各スキーリフト共通	200円	2,300円	3,800円	2,600円	2,600円	2,600円	30,000円	コインロッカー利用料金	1回につき			ロ ッ ジ		100円			スキーセンター		200円		駐車場利用料金	普通車	1回につき		1台		500円		年末年始及び土、日、祝日のみ	大型車(マイクロバスを含む)	1回につき		1台		1,000円			
名称	金 額							摘要																																																									
スキーリフト 利用料金	1回券	半日券	1日券	回数券	子供券(小学生以下)	特別割引券(50歳以上、障害者)	シーズン券	各スキーリフト共通																																																									
	200円	2,300円	3,800円	2,600円	2,600円	2,600円	30,000円																																																										
コインロッカー利用料金	1回につき			ロ ッ ジ		100円																																																											
				スキーセンター		200円																																																											
駐車場利用料金	普通車	1回につき		1台		500円		年末年始及び土、日、祝日のみ																																																									
	大型車(マイクロバスを含む)	1回につき		1台		1,000円																																																											

区分	区分	大野市				和泉村				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	商工	市営バス使用料	市営バス白山線、金山線、小山線	バス運行事業に関する条例	生活環境課	村営バス使用料	村営バス前坂線、中竜線、下山線、大野線	和泉村バス事業条例	総務管理室	料金体系の相違、年少者・高齢者の金額	当面現行どおりとする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		<p>大野市営バス運賃 (バス運行事業に関する条例)</p> <p>・ 白山線 (単位：円)</p> <p>越前大野～(勝原駅経由)～鳩ヶ湯</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>鳩ヶ湯</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>中村口</td><td>240</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>嵐口</td><td>300</td><td>430</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>中神</td><td>160</td><td>470</td><td>500</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>東勝原発</td><td></td><td>200</td><td>300</td><td>510</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電所前</td><td></td><td></td><td>300</td><td>550</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>東勝原</td><td>160</td><td>250</td><td>300</td><td>600</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>堆野</td><td>300</td><td>330</td><td>430</td><td>640</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>中休</td><td>160</td><td>360</td><td>410</td><td>760</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>塚原</td><td>160</td><td>220</td><td>430</td><td>830</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>君ヶ代橋</td><td>160</td><td>220</td><td>490</td><td>880</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>大野駅前</td><td>160</td><td>240</td><td>530</td><td>930</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>570</td><td>940</td></tr> </table> <p>・ 金山線 (単位：円)</p> <p>伏石～(落合経由)～金山間</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>金山</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>堂嶋</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>落合</td><td>160</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>伏石</td><td>160</td><td>160</td><td>200</td></tr> </table> <p>・ 小山線 (単位：円)</p> <p>開成中口～(上舌経由)～阿難祖間</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>阿難祖・</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>粟谷</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>上舌</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下舌</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>開成中口</td><td>160</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>200</td></tr> </table> <p>割引制度；回数券(11回券)による割引 小人(6才～12才未満)は、大人の運賃の半額 同伴の幼児(6才未満)は、無賃 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者は、半額 児童福祉施設養護者及びその付添人は、半額</p>												鳩ヶ湯										中村口	240								嵐口	300	430							中神	160	470	500						東勝原発		200	300	510						電所前			300	550						東勝原	160	250	300	600						堆野	300	330	430	640						中休	160	360	410	760						塚原	160	220	430	830						君ヶ代橋	160	220	490	880						大野駅前	160	240	530	930									570	940									金山										堂嶋	160								落合	160	160							伏石	160	160	200									阿難祖・										粟谷										上舌	160									下舌	160								開成中口	160	160										200	<p>村営バス運賃 (和泉村バス事業条例)</p> <p>・ 前坂線 (単位：円)</p> <p>診療所前～九頭竜湖駅～役場前～家族旅行村</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>後野</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天狗岩</td><td>180</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>貝皿</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>朝日橋・木工</td><td>110</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>所</td><td>190</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>診療所前</td><td>110</td><td>300</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>九頭竜湖駅</td><td>130</td><td>220</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>330</td></tr> </table> <p>・ 中竜線 (単位：円)</p> <p>診療所前～九頭竜湖駅～谷戸口～中竜</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>小倉・中竜</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>上大納</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下大納</td><td>110</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>谷戸口</td><td>160</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国民休養地前</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>板倉</td><td>230</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>診療所前</td><td>110</td><td>300</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>九頭竜湖駅</td><td>170</td><td>260</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>340</td></tr> </table> <p>・ 下山線 (単位：円)</p> <p>診療所前～九頭竜湖駅～谷戸口～下山</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下山</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平成の湯</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下山坂無</td><td>120</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>谷戸口</td><td>140</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>国民休養地前</td><td>130</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>板倉</td><td>220</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>診療所前</td><td>110</td><td>280</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>九頭竜湖駅</td><td>170</td><td>240</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>300</td></tr> </table> <p>・ 大野線 (単位：円)</p> <p>九頭竜湖駅～下山～越前大野駅</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>越前大野駅</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下山</td><td>500</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>下山坂無</td><td>120</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>板倉</td><td>220</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>280</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>九頭竜湖駅</td><td>110</td><td>780</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>800</td></tr> </table> <p>村民で高校生以下の児童生徒及び65歳以上の老人、身体障害者については、1回100円とする。(大野線については1回280円とする。)</p>												後野										天狗岩	180									貝皿	130									朝日橋・木工	110									所	190								診療所前	110	300								九頭竜湖駅	130	220										330									小倉・中竜										上大納										下大納	110									谷戸口	160									国民休養地前	130									板倉	230								診療所前	110	300								九頭竜湖駅	170	260										340									下山										平成の湯										下山坂無	120									谷戸口	140									国民休養地前	130									板倉	220								診療所前	110	280								九頭竜湖駅	170	240										300									越前大野駅										下山	500									下山坂無	120									板倉	220										280								九頭竜湖駅	110	780										800
								鳩ヶ湯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								中村口	240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							嵐口	300	430																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						中神	160	470	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					東勝原発		200	300	510																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					電所前			300	550																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					東勝原	160	250	300	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					堆野	300	330	430	640																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					中休	160	360	410	760																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					塚原	160	220	430	830																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					君ヶ代橋	160	220	490	880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					大野駅前	160	240	530	930																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								570	940																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								金山																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								堂嶋	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							落合	160	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						伏石	160	160	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								阿難祖・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								粟谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								上舌	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								下舌	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							開成中口	160	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								後野																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								天狗岩	180																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								貝皿	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								朝日橋・木工	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								所	190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							診療所前	110	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							九頭竜湖駅	130	220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								小倉・中竜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								上大納																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								下大納	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								谷戸口	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								国民休養地前	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								板倉	230																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							診療所前	110	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							九頭竜湖駅	170	260																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								下山																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								平成の湯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								下山坂無	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								谷戸口	140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								国民休養地前	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								板倉	220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							診療所前	110	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							九頭竜湖駅	170	240																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								越前大野駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								下山	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								下山坂無	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								板倉	220																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							九頭竜湖駅	110	780																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
									800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																										
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																												
	7土木	道路占用料金	市道	大野市道路占用料徴収条例	建設課					大野市のみ	大野市の制度を適用する																																																																																																																										
		<p>大野市道路占用料 (大野市道路占用料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年 930</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1mにつき1年 10</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年 700</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1㎡につき1年 480</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年 1,400</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1㎡につき1年 4,400</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1㎡につき1年 1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年 190</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>外径が1m以上のもの</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td>地下街及び地下室</td> <td rowspan="3">階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの</td> <td rowspan="3">占用面積1㎡につき1年</td> <td>AIに0.003を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>上空に設ける通路</td> <td>AIに0.005を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td>AIに0.006を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの</td> <td>占用面積1㎡につき1日</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">令第7条第1号に掲げる物件</td> <td>看板(アーチを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>その面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料</td> <td></td> <td></td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td>占用面積1㎡につき1月</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>大野市道路占用料徴収条例にもとづく減免規定あり 「法」：道路法、「令」：道路法施行令</p>										占用物件	占用料		単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,000	第2種電柱	1,600	第3種電柱	2,200	第1種電話柱	1本につき1年 930	第2種電話柱	1,500	第3種電話柱	2,100	その他の柱類	72	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 10	地下電線その他地下に設ける線類	5	路上に設ける変圧器	1個につき1年 700	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年 480	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,400	郵便差出箱	600	広告塔	表示面積1㎡につき1年 4,400	その他のもの	占用面積1㎡につき1年 1,400	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	48	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	72	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	95	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年 190	外径が0.4m以上1m未満のもの	480	外径が1m以上のもの	950	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,400	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占用面積1㎡につき1年	AIに0.003を乗じて得た額	上空に設ける通路	AIに0.005を乗じて得た額	地下に設ける通路	AIに0.006を乗じて得た額	その他のもの		2,900				1,500	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	44		その他のもの	占用面積1㎡につき1月	440	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400	標識		1本につき1年	1,100	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44		その他のもの	1本につき1月	440	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44		その他のもの	その面積1㎡につき1月	440		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400			その他のもの	2,200	令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料			440	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	140
占用物件	占用料																																																																																																																																				
	単位	金額																																																																																																																																			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,000																																																																																																																																			
	第2種電柱	1,600																																																																																																																																			
	第3種電柱	2,200																																																																																																																																			
	第1種電話柱	1本につき1年 930																																																																																																																																			
	第2種電話柱	1,500																																																																																																																																			
	第3種電話柱	2,100																																																																																																																																			
	その他の柱類	72																																																																																																																																			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 10																																																																																																																																			
	地下電線その他地下に設ける線類	5																																																																																																																																			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 700																																																																																																																																			
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年 480																																																																																																																																			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,400																																																																																																																																			
	郵便差出箱	600																																																																																																																																			
	広告塔	表示面積1㎡につき1年 4,400																																																																																																																																			
その他のもの	占用面積1㎡につき1年 1,400																																																																																																																																				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	48																																																																																																																																			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	72																																																																																																																																			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	95																																																																																																																																			
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年 190																																																																																																																																			
	外径が0.4m以上1m未満のもの	480																																																																																																																																			
外径が1m以上のもの	950																																																																																																																																				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,400																																																																																																																																			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占用面積1㎡につき1年	AIに0.003を乗じて得た額																																																																																																																																	
	上空に設ける通路			AIに0.005を乗じて得た額																																																																																																																																	
	地下に設ける通路			AIに0.006を乗じて得た額																																																																																																																																	
	その他のもの		2,900																																																																																																																																		
				1,500																																																																																																																																	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	44																																																																																																																																		
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	440																																																																																																																																		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440																																																																																																																																	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400																																																																																																																																	
	標識		1本につき1年	1,100																																																																																																																																	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44																																																																																																																																	
		その他のもの	1本につき1月	440																																																																																																																																	
	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44																																																																																																																																	
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	440																																																																																																																																		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400																																																																																																																																	
		その他のもの	2,200																																																																																																																																		
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料			440																																																																																																																																		
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1月	140																																																																																																																																		

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																																																											
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																																													
7	土木	里道、水路等占用料	里道、水路等	大野市里道、水路等管理条例	建設課	土石採取料	普通河川	和泉村普通河川における土石採取料徴収条例	事業推進室	和泉村は土砂採取料部分のみ規定あり	大野市の制度に統一																																																																																																																																																																											
		<p>大野市里道、水路等占用料 (大野市里道、水路等管理条例)</p> <p>・ 占用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">電柱・電線・変圧塔・郵便差出箱・公衆電話所・広告塔その他</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="14">1本につき1年</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>鉄塔又はこれに類するもの</td> <td>1基につき1年</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td></td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水管・下水道管その他</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td rowspan="6">長さ1mにつき1年</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>外径が1m以上のもの</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>鉄道、軌道その他これらに類する施設</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">歩廊、雪よけその他これらに類する施設</td> <td rowspan="5">地下街及び地下室、通路その他</td> <td rowspan="5">階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの</td> <td rowspan="5">Aに0.003を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">露店、商品置場その他これらに類する施設</td> <td colspan="2">占用面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1本につき1年</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">標識・看板・旗ざお・幕その他</td> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>旗ざお</td> <td>1本につき1月</td> <td>440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幕</td> <td>その面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アーチ</td> <td>車道を横断するもの その他のもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>4,400 2,200</td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料</td> <td colspan="2">占用面積1㎡につき1月</td> <td>440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td colspan="2">占用面積1㎡につき1月</td> <td>140</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大野市里道、水路等管理条例にもとづく減免規定あり</p> <p>・ 土石等採取料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>単 位</th> <th>採取料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂利</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 につき</td> <td>130円 20銭</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石(長径0.1m以上0.2m未満)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>玉石(長径0.2m以上0.3m未満)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石材(長径0.35m以上)</td> <td>1 につき</td> <td>190円 5銭</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件		占用料				単 位	金 額	電柱・電線・変圧塔・郵便差出箱・公衆電話所・広告塔その他	第1種電柱	1本につき1年	1,000	第2種電柱	1,600	第3種電柱	2,200	第1種電話柱	930	第2種電話柱	1,500	第3種電話柱	2,100	その他の柱類	72	鉄塔又はこれに類するもの	1基につき1年	2,400	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10	地下電線その他地下に設ける線類		5	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	郵便差出箱		600	広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400	水管・下水道管その他	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	72	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	95	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	190	外径が0.4m以上1m未満のもの	480	外径が1m以上のもの	950	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1年	1,400		歩廊、雪よけその他これらに類する施設	地下街及び地下室、通路その他	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.003を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額	2,900	2,900	1,500	1,500	1,400	露店、商品置場その他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1月		440		1本につき1年		1,100		標識・看板・旗ざお・幕その他	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400	旗ざお	1本につき1月	440		幕	その面積1㎡につき1月	440		アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	4,400 2,200	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料	占用面積1㎡につき1月		440		道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月		140		種 類	単 位	採取料	砂			砂利			土砂	1 につき	130円 20銭	土砂			土砂			栗石(長径0.1m以上0.2m未満)			玉石(長径0.2m以上0.3m未満)			石材(長径0.35m以上)	1 につき	190円 5銭	<p>土石採取料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>(和泉村普通河川における土石採取料徴収条例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>砂利</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>くり石</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>玉石</td> <td>1 につき</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>石材</td> <td>1 につき</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>庭石、墓碑石</td> <td>1 につき</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額	土	1 につき	80	土砂	1 につき	80	砂	1 につき	80	砂利	1 につき	80	くり石	1 につき	80	玉石	1 につき	80	石材	1 につき	100	庭石、墓碑石	1 につき	100		
占用物件		占用料																																																																																																																																																																																				
		単 位	金 額																																																																																																																																																																																			
電柱・電線・変圧塔・郵便差出箱・公衆電話所・広告塔その他	第1種電柱	1本につき1年	1,000																																																																																																																																																																																			
	第2種電柱		1,600																																																																																																																																																																																			
	第3種電柱		2,200																																																																																																																																																																																			
	第1種電話柱		930																																																																																																																																																																																			
	第2種電話柱		1,500																																																																																																																																																																																			
	第3種電話柱		2,100																																																																																																																																																																																			
	その他の柱類		72																																																																																																																																																																																			
	鉄塔又はこれに類するもの		1基につき1年	2,400																																																																																																																																																																																		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	10																																																																																																																																																																																		
	地下電線その他地下に設ける線類			5																																																																																																																																																																																		
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700																																																																																																																																																																																		
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	480																																																																																																																																																																																		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400																																																																																																																																																																																		
	郵便差出箱			600																																																																																																																																																																																		
広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400																																																																																																																																																																																				
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400																																																																																																																																																																																				
水管・下水道管その他	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48																																																																																																																																																																																			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72																																																																																																																																																																																			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95																																																																																																																																																																																			
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190																																																																																																																																																																																			
	外径が0.4m以上1m未満のもの		480																																																																																																																																																																																			
	外径が1m以上のもの		950																																																																																																																																																																																			
鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1年	1,400																																																																																																																																																																																				
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	地下街及び地下室、通路その他	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.003を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額	2,900																																																																																																																																																																																		
				2,900																																																																																																																																																																																		
				1,500																																																																																																																																																																																		
				1,500																																																																																																																																																																																		
				1,400																																																																																																																																																																																		
露店、商品置場その他これらに類する施設	占用面積1㎡につき1月		440																																																																																																																																																																																			
	1本につき1年		1,100																																																																																																																																																																																			
標識・看板・旗ざお・幕その他	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440																																																																																																																																																																																		
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400																																																																																																																																																																																		
	旗ざお	1本につき1月	440																																																																																																																																																																																			
	幕	その面積1㎡につき1月	440																																																																																																																																																																																			
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	4,400 2,200																																																																																																																																																																																		
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料	占用面積1㎡につき1月		440																																																																																																																																																																																			
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月		140																																																																																																																																																																																			
種 類	単 位	採取料																																																																																																																																																																																				
砂																																																																																																																																																																																						
砂利																																																																																																																																																																																						
土砂	1 につき	130円 20銭																																																																																																																																																																																				
土砂																																																																																																																																																																																						
土砂																																																																																																																																																																																						
栗石(長径0.1m以上0.2m未満)																																																																																																																																																																																						
玉石(長径0.2m以上0.3m未満)																																																																																																																																																																																						
石材(長径0.35m以上)	1 につき	190円 5銭																																																																																																																																																																																				
区 分	単 位	金 額																																																																																																																																																																																				
土	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
土砂	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
砂	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
砂利	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
くり石	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
玉石	1 につき	80																																																																																																																																																																																				
石材	1 につき	100																																																																																																																																																																																				
庭石、墓碑石	1 につき	100																																																																																																																																																																																				

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																												
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																														
7	土木	都市公園占用料	都市公園のなかで電柱、電線、電線管、二用、歩み、車道、等脚、陽明、荒井、さくら、中根、清和、美里、吉野、弥生、資母郷、右近次郎、きよたき、中ノ堂、明治、若杉、東中、さいわい、有絲、滝ヶ花、東中野、西、三番がケツパーク、中野清水緑地、本願清水緑地	大野市都市公園条例	都市整備課					大野市のみ	現行どおり																																																												
		<p>大野市都市公園館使用料等 (大野市都市公園条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行商、興行、競技会、展示会などをする場合 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これらに類する行為</td> <td>1m² 1月につき</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業として写真映画等の撮影</td> <td>1人 1日につき</td> <td>200円以内</td> <td>その都度市長が定める</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>1件 1日につき</td> <td>5,000円以内</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会その他これらに類する催のため都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合</td> <td>1m² 1日につき</td> <td>20円以内</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園を占用する場合 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件名</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱その他これに類するもの</td> <td>1本 1年につき</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの</td> <td>1基 1年につき</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設についての必要な防止施設</td> <td>1m² 1月につき</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1個 1月につき</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設</td> <td>1m² 1月につき</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場</td> <td>1m² 1月につき</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設を設ける場合 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園施設の種類及び名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店</td> <td>1m² 1月につき</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				行為	単位	金額	備考	行商、募金その他これらに類する行為	1m ² 1月につき	40		業として写真映画等の撮影	1人 1日につき	200円以内	その都度市長が定める	興行	1件 1日につき	5,000円以内	"	競技会、展示会その他これらに類する催のため都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1m ² 1日につき	20円以内	"	占用物件名	単位	金額	備考	電柱その他これに類するもの	1本 1年につき	60		変圧塔その他これに類するもの	1基 1年につき	240		その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設についての必要な防止施設	1m ² 1月につき	20		標識	1個 1月につき	60		工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	1m ² 1月につき	25		土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1m ² 1月につき	15		公園施設の種類及び名称	単位	金額	備考	売店	1m ² 1月につき	100											
行為	単位	金額	備考																																																																				
行商、募金その他これらに類する行為	1m ² 1月につき	40																																																																					
業として写真映画等の撮影	1人 1日につき	200円以内	その都度市長が定める																																																																				
興行	1件 1日につき	5,000円以内	"																																																																				
競技会、展示会その他これらに類する催のため都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1m ² 1日につき	20円以内	"																																																																				
占用物件名	単位	金額	備考																																																																				
電柱その他これに類するもの	1本 1年につき	60																																																																					
変圧塔その他これに類するもの	1基 1年につき	240																																																																					
その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設についての必要な防止施設	1m ² 1月につき	20																																																																					
標識	1個 1月につき	60																																																																					
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	1m ² 1月につき	25																																																																					
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1m ² 1月につき	15																																																																					
公園施設の種類及び名称	単位	金額	備考																																																																				
売店	1m ² 1月につき	100																																																																					
7	土木	奥越ふれあい公園使用料	奥越ふれあい公園	(県有施設)	都市整備課					大野市のみ	現行どおり																																																												
		<p>奥越ふれあい公園使用料 (福井県都市公園条例、県条例に定める範囲内で管理受託者が定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上競技場 <p>(1) トラック、フィールドおよびメインスタンド (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">算定基礎</th> <th colspan="2">利用料金の上限額</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>学生等</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用する場合</td> <td>一時間につき</td> <td>630</td> <td>1,900</td> <td>1 上記の金額には、役員室および拡声装置の利用料金を含む。</td> </tr> <tr> <td>一日につき</td> <td>6,300</td> <td>19,000</td> <td>2 利用者が入場料等を徴収する場合は、入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専用しない場合</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>一時間につき</td> <td>70</td> <td rowspan="3">20で除して得た数に1未満の端数を生じたときは四捨五入するものとする。</td> </tr> <tr> <td>20人</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>500円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額</td> <td>980円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>				区分	算定基礎	利用料金の上限額		摘要	学生等	一般	専用する場合	一時間につき	630	1,900	1 上記の金額には、役員室および拡声装置の利用料金を含む。	一日につき	6,300	19,000	2 利用者が入場料等を徴収する場合は、入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。	専用しない場合	個人	一時間につき	70	20で除して得た数に1未満の端数を生じたときは四捨五入するものとする。	20人	480	21人以上	500円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額	980円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額																																								
区分	算定基礎	利用料金の上限額		摘要																																																																			
		学生等	一般																																																																				
専用する場合	一時間につき	630	1,900	1 上記の金額には、役員室および拡声装置の利用料金を含む。																																																																			
	一日につき	6,300	19,000	2 利用者が入場料等を徴収する場合は、入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。																																																																			
専用しない場合	個人	一時間につき	70	20で除して得た数に1未満の端数を生じたときは四捨五入するものとする。																																																																			
		20人	480																																																																				
	21人以上	500円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額	980円に構成員の総数を20で除して得た数を乗じて得た額																																																																				

区分	区分	大野市				和泉村				課題	調整方針																																						
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																								
		(2) 附属施設 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分\算定基礎</th> <th colspan="4">利用料金の上限額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">学生等</th> <th colspan="2">一般</th> </tr> <tr> <th>一時間につき</th> <th>一日につき</th> <th>一時間につき</th> <th>一日につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員室</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td>310</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>拡声装置一式</td> <td>230</td> <td>2,300</td> <td>450</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> ・ テニス場 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">算定基礎</th> <th colspan="2">利用料金の上限額</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>学生等</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一面一時間につき</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合は入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。</td> </tr> <tr> <td>一面一日につき</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分\算定基礎	利用料金の上限額				学生等		一般		一時間につき	一日につき	一時間につき	一日につき	役員室	150	1,500	310	3,100	拡声装置一式	230	2,300	450	4,500	算定基礎	利用料金の上限額		摘要	学生等	一般	一面一時間につき	100	200	利用者が入場料等を徴収する場合は入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。	一面一日につき	1,000	2,000								
区分\算定基礎	利用料金の上限額																																																
	学生等		一般																																														
	一時間につき	一日につき	一時間につき	一日につき																																													
役員室	150	1,500	310	3,100																																													
拡声装置一式	230	2,300	450	4,500																																													
算定基礎	利用料金の上限額		摘要																																														
	学生等	一般																																															
一面一時間につき	100	200	利用者が入場料等を徴収する場合は入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の三倍に相当する額とする。																																														
一面一日につき	1,000	2,000																																															
7	土木	市営住宅家賃、水道使用料	中津川新団地、中津川西団地、中津川東団地、下舌団地、西里団地、中挾団地	大野市営住宅条例	都市整備課					大野市のみ	現行どおり																																						
		市営住宅使用料 ・ 市営住宅使用料 (大野市営住宅条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">住宅使用料</th> <th colspan="2">水道使用料</th> <th rowspan="2">敷金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>基本料金 10 まで</th> <th>超過料金 1 当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津川東</td> <td>800 ~ 2,700</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="7">入居時に、 家賃の3月分</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>中津川西</td> <td>1,400 ~ 3,200</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中津川新</td> <td>2,200 ~ 4,300</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>下舌</td> <td>1,600 ~ 3,200</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>西里</td> <td>6,700 ~ 11,200</td> <td>100</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中挾1号</td> <td>16,700 ~ 27,700</td> <td>-</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>中挾2号</td> <td>18,300 ~ 30,300</td> <td>-</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住宅使用料	水道使用料		敷金	摘要	基本料金 10 まで	超過料金 1 当り	中津川東	800 ~ 2,700	-	-	入居時に、 家賃の3月分		中津川西	1,400 ~ 3,200	-	-	中津川新	2,200 ~ 4,300	-	-	下舌	1,600 ~ 3,200	-	-	西里	6,700 ~ 11,200	100	20	中挾1号	16,700 ~ 27,700	-	77	中挾2号	18,300 ~ 30,300	-	77	村営大納ハイツ家賃	和泉村営大納ハイツ	和泉村営大納ハイツの設置及び管理に関する条例	総務管理室	大野市のみ	定住促進対策としての住宅であり制度の差 当面現行どおりとする
区分	住宅使用料	水道使用料		敷金	摘要																																												
		基本料金 10 まで	超過料金 1 当り																																														
中津川東	800 ~ 2,700	-	-	入居時に、 家賃の3月分																																													
中津川西	1,400 ~ 3,200	-	-																																														
中津川新	2,200 ~ 4,300	-	-																																														
下舌	1,600 ~ 3,200	-	-																																														
西里	6,700 ~ 11,200	100	20																																														
中挾1号	16,700 ~ 27,700	-	77																																														
中挾2号	18,300 ~ 30,300	-	77																																														
		市営住宅使用料 ・ 特定公共賃貸住宅使用料 (大野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">住宅使用料</th> <th colspan="2">水道使用料</th> <th rowspan="2">駐車場料金</th> <th rowspan="2">敷金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>基本料金 10 まで</th> <th>超過料金 1 当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中挾特定公共賃貸住宅</td> <td>57,000</td> <td>-</td> <td>77</td> <td>-</td> <td rowspan="3">入居時に、 家賃の3月分</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>東二番町屋住宅</td> <td>49,300 ~ 74,000</td> <td>852</td> <td>90</td> <td>4,000 ~</td> </tr> <tr> <td>西二番町屋住宅</td> <td>50,500 ~ 80,000</td> <td>852</td> <td>90</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住宅使用料	水道使用料		駐車場料金	敷金	摘要	基本料金 10 まで	超過料金 1 当り	中挾特定公共賃貸住宅	57,000	-	77	-	入居時に、 家賃の3月分		東二番町屋住宅	49,300 ~ 74,000	852	90	4,000 ~	西二番町屋住宅	50,500 ~ 80,000	852	90	8,000	村営大納ハイツ住宅使用料 (和泉村大納ハイツの設置及び管理に関する条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅使用料</th> <th>敷金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>20,000 (月)</td> <td>入居時に、家賃の3月分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	住宅使用料	敷金	備考	住宅使用料	20,000 (月)	入居時に、家賃の3月分			大野市のみ	現行どおり					
区分	住宅使用料	水道使用料		駐車場料金	敷金			摘要																																									
		基本料金 10 まで	超過料金 1 当り																																														
中挾特定公共賃貸住宅	57,000	-	77	-	入居時に、 家賃の3月分																																												
東二番町屋住宅	49,300 ~ 74,000	852	90	4,000 ~																																													
西二番町屋住宅	50,500 ~ 80,000	852	90	8,000																																													
区分	住宅使用料	敷金	備考																																														
住宅使用料	20,000 (月)	入居時に、家賃の3月分																																															
7	土木	特定公共賃貸住宅家賃、水道使用料	大野市中挾特定公共賃貸住宅、大野市東二番、西二番町家住宅	大野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	都市整備課					大野市のみ	現行どおり																																						
		・ 特定公共賃貸住宅使用料 (大野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">住宅使用料</th> <th colspan="2">水道使用料</th> <th rowspan="2">敷金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>基本料金 10 まで</th> <th>超過料金 1 当り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中挾特定公共賃貸住宅</td> <td>57,000</td> <td>-</td> <td>77</td> <td>-</td> <td rowspan="3">入居時に、 家賃の3月分</td> </tr> <tr> <td>東二番町屋住宅</td> <td>49,300 ~ 74,000</td> <td>852</td> <td>90</td> <td>4,000 ~</td> </tr> <tr> <td>西二番町屋住宅</td> <td>50,500 ~ 80,000</td> <td>852</td> <td>90</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住宅使用料	水道使用料		敷金	摘要	基本料金 10 まで	超過料金 1 当り	中挾特定公共賃貸住宅	57,000	-	77	-	入居時に、 家賃の3月分	東二番町屋住宅	49,300 ~ 74,000	852	90	4,000 ~	西二番町屋住宅	50,500 ~ 80,000	852	90	8,000	「ぶなの木台」定住住宅家賃	やすらぎの里「ぶなの木台」定住住宅	やすらぎの里「ぶなの木台」定住住宅設置条例	総務管理室	大野市のみ	定住促進対策としての住宅であり制度の差 従来より継続する														
区分	住宅使用料	水道使用料		敷金	摘要																																												
		基本料金 10 まで	超過料金 1 当り																																														
中挾特定公共賃貸住宅	57,000	-	77	-	入居時に、 家賃の3月分																																												
東二番町屋住宅	49,300 ~ 74,000	852	90	4,000 ~																																													
西二番町屋住宅	50,500 ~ 80,000	852	90	8,000																																													
		・ やすらぎの里「ぶなの木台」住宅使用料 (やすらぎの里「ぶなの木台」定住住宅設置条例) (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅使用料</th> <th>光熱水費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅使用料</td> <td>480,000 (年間)</td> <td>入所者の負担</td> <td>24年経過の場合は、無償譲渡</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住宅使用料	光熱水費	備考	住宅使用料	480,000 (年間)	入所者の負担	24年経過の場合は、無償譲渡																																				
区分	住宅使用料	光熱水費	備考																																														
住宅使用料	480,000 (年間)	入所者の負担	24年経過の場合は、無償譲渡																																														

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																															
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																	
8	教育	小学校施設使用料	有終西、有終南、有終東、小山、乾側、下庄、上庄、阪谷、六呂師、富田、蕨生、森目小学校	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課	〔小学校施設使用料（無料）〕	朝日小学校	和泉村立学校管理規則	教育委員会	大野市のみ	大野市の制度を適用する																																																															
8	教育	中学校施設使用料	開成、陽明、上庄、尚徳中学校	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課	〔中学校施設使用料（無料）〕	和泉中学校	和泉村立学校管理規則	教育委員会	大野市のみ	大野市の制度を適用する																																																															
		大野市立学校施設使用料 （大野市公共施設使用料徴収条例） （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> <th>8:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室等</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>屋内体育館</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>400</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	8:00～21:00	教室等	300	300	400	600	屋内体育館	800	1,200	1,600	3,000	屋外運動場	800	1,200	400	2,000																																												
区分	昼間		夜間		全日																																																																					
	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	8:00～21:00																																																																						
教室等	300	300	400	600																																																																						
屋内体育館	800	1,200	1,600	3,000																																																																						
屋外運動場	800	1,200	400	2,000																																																																						
8	教育	幼稚園入園料、保育料	上庄、阪谷、乾側、富田、小山幼稚園	大野市幼稚園規則	学校教育課					大野市のみ	現行どおり																																																															
		大野市立幼稚園の入園料及び保育料 （大野市幼稚園入園料及び保育料徴収条例） （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>1人につき 10,800</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>1人につき、月額 5,700</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額	入園料	1人につき 10,800	保育料	1人につき、月額 5,700																																																															
区分	金額																																																																									
入園料	1人につき 10,800																																																																									
保育料	1人につき、月額 5,700																																																																									
8	教育	公民館使用料	大野、下庄、乾側、小山、上庄、富田、阪谷、五箇公民館	大野市公共施設使用料徴収条例	社会教育課	中央公民館使用料	和泉村社会教育福祉総合センター（中央公民館）【老人福祉センター、児童館との併設】	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																															
8	教育	ふるさと自然の家使用料	大野市ふるさと自然の家（五箇公民館に併設）	大野市公共施設使用料徴収条例	社会教育課	〔公民館使用料（無料）〕	和泉村公民館【後野分館、朝日分館、下山分館、上大納分館】		教育委員会	和泉村は規定なし	（大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する）																																																															
		大野市公民館施設使用料 （大野市公共施設使用料徴収条例） （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～22:00</th> <th>8:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洋室</td> <td>50㎡未満</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>50～100㎡</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>10畳未満</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>10～30畳</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>30畳以上</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>料理教室</td> <td></td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table> 冷・暖房使用の場合、使用料の5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	面積	昼間		夜間		全日	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:30～22:00	洋室	50㎡未満	200	300	400	800	50～100㎡	500	700	1,000	1,900	100㎡以上	1,000	1,400	2,000	3,700	和室	10畳未満	200	300	400	800	10～30畳	600	800	1,200	2,200	30畳以上	1,000	1,400	2,000	3,700	料理教室		1,000	1,400	2,000	3,700	中央公民館使用料 （和泉村使用料及び手数料徴収条例） （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1回</td> <td>3,200</td> <td rowspan="3">村内住民については、原則として無料とする。</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1回</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1回</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額	備考	講堂	1回	3,200	村内住民については、原則として無料とする。	会議室	1回	1,100	視聴覚室	1回	1,100		
区分	面積	昼間		夜間				全日																																																																		
		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:30～22:00																																																																					
洋室	50㎡未満	200	300	400	800																																																																					
	50～100㎡	500	700	1,000	1,900																																																																					
	100㎡以上	1,000	1,400	2,000	3,700																																																																					
和室	10畳未満	200	300	400	800																																																																					
	10～30畳	600	800	1,200	2,200																																																																					
	30畳以上	1,000	1,400	2,000	3,700																																																																					
料理教室		1,000	1,400	2,000	3,700																																																																					
区分	単位	金額	備考																																																																							
講堂	1回	3,200	村内住民については、原則として無料とする。																																																																							
会議室	1回	1,100																																																																								
視聴覚室	1回	1,100																																																																								
		大野市ふるさと自然の家施設使用料 （大野市公共施設使用料徴収条例） （単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～22:00</th> <th>8:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>木工室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>附属施設</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。				区分	昼間		夜間		全日	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:30～22:00	会議室	500	700	1,000	2,000	木工室	500	700	1,000	2,000	多目的室	800	1,100	1,600	3,000	附属施設	300	400	600	1,100																																							
区分	昼間		夜間		全日																																																																					
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:30～22:00																																																																						
会議室	500	700	1,000	2,000																																																																						
木工室	500	700	1,000	2,000																																																																						
多目的室	800	1,100	1,600	3,000																																																																						
附属施設	300	400	600	1,100																																																																						

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	教育	文化会館使用料	大野市文化会館	大野市公共施設使用料徴収条例	文化振興室					大野市のみ	現行どおり																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>大野市文化会館施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>・ 会館使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階</th> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> <th rowspan="3">1時間当たり超過料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">9:00~12:00</th> <th colspan="2">12:00~17:00</th> <th colspan="2">17:00~21:30</th> <th colspan="2">9:00~21:30</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一階</td> <td>大ホール</td> <td>9,000</td> <td>11,700</td> <td>12,600</td> <td>16,400</td> <td>17,600</td> <td>22,900</td> <td>33,300</td> <td>43,400</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>大ホール舞台</td> <td>3,100</td> <td>4,000</td> <td>4,300</td> <td>5,600</td> <td>6,100</td> <td>7,800</td> <td>11,500</td> <td>14,800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>こぶしの間</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>けやきの間</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>2,700</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> <td>6,600</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>名水の間</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>1,700</td> <td>2,200</td> <td>2,400</td> <td>3,100</td> <td>4,500</td> <td>5,900</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">二階</td> <td>高砂殿</td> <td colspan="9">(1回1時間以内)2,500</td> </tr> <tr> <td>つくいずの間</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>1,700</td> <td>2,200</td> <td>2,400</td> <td>3,100</td> <td>4,500</td> <td>5,900</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>鶴の間</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>龍の間</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>鳳凰の間</td> <td>3,900</td> <td>5,100</td> <td>5,500</td> <td>7,100</td> <td>7,600</td> <td>10,000</td> <td>14,500</td> <td>18,900</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>16,400</td> <td>21,400</td> <td>22,900</td> <td>29,800</td> <td>32,200</td> <td>42,000</td> <td>60,800</td> <td>79,200</td> <td>5,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外展示広場</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td>200</td> <td></td> <td>300</td> <td></td> <td>400</td> <td>区画 50㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料徴収の場合の加算額 (ア) 入場料が1,000円以下のときは2割 (イ) 入場料が1,000円を超え2,000円以下のときは4割 (ウ) 入場料が2,000円を超え4,000円以下のときは6割 (エ) 入場料が4,000円を超えるときは8割</p> <p>冷・暖房使用の場合の加算額、平日基本使用料の5割 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p> <p>・ 大野市文化会館照明特殊器具使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">照明装置</td> <td>1 Aセット</td> <td></td> <td rowspan="6">1時間につき</td> <td rowspan="6">1,600</td> </tr> <tr> <td>シーリングスポットライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>第1ボーダーライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>第2ボーダーライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>フロントスポットライト</td> <td>2列</td> </tr> <tr> <td>舞台調光器操作盤装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>2 Bセット(Aセットに加えて)</td> <td></td> <td rowspan="6">1時間につき</td> <td rowspan="6">3,200</td> </tr> <tr> <td>サスペンションライト</td> <td>3列</td> </tr> <tr> <td>アパホリゾンライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>ローホリゾンライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>フロントスポットライト</td> <td>2列</td> </tr> <tr> <td>各種効果器</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ステージスポットライト</td> <td>8台</td> <td rowspan="4">1時間につき</td> <td rowspan="4">200</td> </tr> <tr> <td>クセノンピンスポットライト</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>3 花道フットライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>4 第1ボーダーライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>5 第2ボーダーライト</td> <td>1列</td> <td rowspan="15">#</td> <td rowspan="15"></td> </tr> <tr> <td>6 ローホリゾンライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>7 アパホリゾンライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>8 サスペンションライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>9 シーリングライト</td> <td>1列</td> </tr> <tr> <td>10 フロントサイドスポットライト</td> <td>4列</td> </tr> <tr> <td>11 ステージスポットライト</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>12 効果器</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>13 2Kクセノンスポットライト</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>14 舞台調光器操作盤装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>15 展示照明スポット</td> <td>1灯</td> <td>1日以内</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">器具の持込</td> <td colspan="4">照明器具を持込む場合は、使用電力により使用料を区分する。</td> </tr> <tr> <td>1 使用電力が5kW未満の場合</td> <td>1時間につき</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>2 使用電力が5kWを超え10kW未満</td> <td>#</td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>3 使用電力が10kWを超え15kW未満</td> <td>#</td> <td></td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>4 使用電力が15kWを超える場合</td> <td>#</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>												階	区分	昼間				夜間		全日		1時間当たり超過料金	9:00~12:00		12:00~17:00		17:00~21:30		9:00~21:30		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	一階	大ホール	9,000	11,700	12,600	16,400	17,600	22,900	33,300	43,400	3,000	大ホール舞台	3,100	4,000	4,300	5,600	6,100	7,800	11,500	14,800	1,000	こぶしの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200	けやきの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200	ホワイエ	1,400	1,800	2,000	2,500	2,700	3,500	5,200	6,600	500	名水の間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400	研修室	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200	二階	高砂殿	(1回1時間以内)2,500									つくいずの間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400	鶴の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200	龍の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200	鳳凰の間	3,900	5,100	5,500	7,100	7,600	10,000	14,500	18,900	1,300	ホワイエ	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200	全館	16,400	21,400	22,900	29,800	32,200	42,000	60,800	79,200	5,500		屋外展示広場		100		200		300		400	区画 50㎡		区分	器具名	単位	使用区分	使用料	照明装置	1 Aセット		1時間につき	1,600	シーリングスポットライト	1列	第1ボーダーライト	1列	第2ボーダーライト	1列	フロントスポットライト	2列	舞台調光器操作盤装置	1式	2 Bセット(Aセットに加えて)		1時間につき	3,200	サスペンションライト	3列	アパホリゾンライト	1列	ローホリゾンライト	1列	フロントスポットライト	2列	各種効果器	1式	ステージスポットライト	8台	1時間につき	200	クセノンピンスポットライト	2台	3 花道フットライト	1列	4 第1ボーダーライト	1列	5 第2ボーダーライト	1列	#		6 ローホリゾンライト	1列	7 アパホリゾンライト	1列	8 サスペンションライト	1列	9 シーリングライト	1列	10 フロントサイドスポットライト	4列	11 ステージスポットライト	2台	12 効果器	1台	13 2Kクセノンスポットライト	1台	14 舞台調光器操作盤装置	1式	15 展示照明スポット	1灯	1日以内	100	器具の持込	照明器具を持込む場合は、使用電力により使用料を区分する。				1 使用電力が5kW未満の場合	1時間につき		200	2 使用電力が5kWを超え10kW未満	#		500	3 使用電力が10kWを超え15kW未満	#		800	4 使用電力が15kWを超える場合	#		1,000
階	区分	昼間				夜間		全日		1時間当たり超過料金																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		9:00~12:00		12:00~17:00		17:00~21:30		9:00~21:30																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日																																																																																																																																																																																																																																																																																		
一階	大ホール	9,000	11,700	12,600	16,400	17,600	22,900	33,300	43,400	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	大ホール舞台	3,100	4,000	4,300	5,600	6,100	7,800	11,500	14,800	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	こぶしの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	けやきの間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	ホワイエ	1,400	1,800	2,000	2,500	2,700	3,500	5,200	6,600	500																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	名水の間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	研修室	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200																																																																																																																																																																																																																																																																																	
二階	高砂殿	(1回1時間以内)2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	つくいずの間	1,200	1,600	1,700	2,200	2,400	3,100	4,500	5,900	400																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	鶴の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	龍の間	600	800	800	1,100	1,200	1,600	2,200	3,000	200																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	鳳凰の間	3,900	5,100	5,500	7,100	7,600	10,000	14,500	18,900	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホワイエ	500	600	700	800	1,000	1,200	1,900	2,200	200																																																																																																																																																																																																																																																																																		
全館	16,400	21,400	22,900	29,800	32,200	42,000	60,800	79,200	5,500																																																																																																																																																																																																																																																																																		
屋外展示広場		100		200		300		400	区画 50㎡																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	器具名	単位	使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																							
照明装置	1 Aセット		1時間につき	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	シーリングスポットライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第1ボーダーライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第2ボーダーライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	フロントスポットライト	2列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	舞台調光器操作盤装置	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	2 Bセット(Aセットに加えて)		1時間につき	3,200																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	サスペンションライト	3列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	アパホリゾンライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ローホリゾンライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	フロントスポットライト	2列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	各種効果器	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	ステージスポットライト	8台	1時間につき	200																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	クセノンピンスポットライト	2台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	3 花道フットライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4 第1ボーダーライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5 第2ボーダーライト	1列	#																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6 ローホリゾンライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7 アパホリゾンライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8 サスペンションライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9 シーリングライト	1列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
10 フロントサイドスポットライト	4列																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11 ステージスポットライト	2台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
12 効果器	1台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
13 2Kクセノンスポットライト	1台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
14 舞台調光器操作盤装置	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																										
15 展示照明スポット	1灯			1日以内	100																																																																																																																																																																																																																																																																																						
器具の持込	照明器具を持込む場合は、使用電力により使用料を区分する。																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1 使用電力が5kW未満の場合			1時間につき		200																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	2 使用電力が5kWを超え10kW未満			#		500																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	3 使用電力が10kWを超え15kW未満			#		800																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4 使用電力が15kWを超える場合	#		1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																								

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針	
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課			
		・ 大野市文化会館音響特殊機器使用料 (単位：円)										
	音響装置	区分	器具名	単位	使用区分	使用料						
		1	Aセット									
			コンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	1,600						
			ダイナミックマイクロホン	1本								
			拡声装置	1式								
		2	Bセット(Aセットに加えて)									
			レコードプレーヤー	2台	1時間につき	3,200						
			カセットテープレコーダー	2台								
			ダイナミックマイクロホン	4本								
		3	Aコンデンサーマイクロホン	1本	1時間につき	300						
		4	Bコンデンサーマイクロホン	1本	"	300						
		5	ダイナミックマイクロホン	1本	"	200						
		6	ワイヤレスマイクロホン	1本	"	300						
		7	レコードプレーヤー	1台	"	500						
		8	カセットテープレコーダー	1台	"	500						
		9	拡声装置	1式	"	800						
		10	ステージスピーカー	2台	"	300						
		11	跳ね返りスピーカー	2台	"	200						
		12	8Pマルチケーブル	1本	"	200						
		13	持込機器(PA等)接続	1台	"	500						
		14	拡声装置(マイク2本付)鳳凰の間用	1式	"	1,200						
		15	カラオケ(マイク2本付)"	1式	"	2,400						
		16	エレクトーン"	1台	"	400						
	舞台装置	1	反響板	1式	1時間	400						
		2	ヒナ段	1個	1日以内	100						
		3	ピアノ	1台	1時間につき	1,200						
		4	スクリーン	1台	1日以内	800						
		5	ホリゾント幕	1枚	"	500						
		6	指揮者台	1台	"	400						
		7	指揮者譜面台	1台	"	400						
		「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。										
		・ 大野市文化会館その他使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例) (単位：円)										
	その他	区分	品名	単位	使用区分	使用料						
		1	金屏風	1双	1日以内	1,000						
		2	パネル	1枚	3日間	100						
		3	白布(テーブルクロス)	小1枚	1日以内	100						
				大1枚	"	200						
		4	湯沸及び茶道具	1式	"	600						
		5	祝宴、その他酒肴を伴う会合の特別料金	50人未満		2,000						
				50人以上		3,000						
		6	スライド映写機	1台	1日以内	500						
		7	鳳凰の間用スクリーン	1枚	"	500						
		「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。										

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																													
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																															
8	教育	青少年教育センター使用料	大野市青少年教育センター	大野市公共施設使用料徴収条例	学校教育課					大野市のみ	現行どおり																																																																																																													
		<p>大野市青少年教育センター使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>9:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校生又は一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>半面使用</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2研修室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">和室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷・暖房使用の場合の加算額、使用料の5割 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分		昼間		夜間		全日		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30	体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200	高校生又は一般	100	150	200	400	団体	半面使用	600	800	1,200	2,200	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600	第1研修室		1,000	1,400	2,000	3,600	第2研修室		500	700	1,000	1,900	和室		600	800	1,200	2,200	<p>大野市青少年教育センター使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>9:00～21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校生又は一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>半面使用</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>全面使用</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2研修室</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">和室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷・暖房使用の場合の加算額、使用料の5割 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分		昼間		夜間		全日		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30	体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200	高校生又は一般	100	150	200	400	団体	半面使用	600	800	1,200	2,200	全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600	第1研修室		1,000	1,400	2,000	3,600	第2研修室		500	700	1,000	1,900	和室		600	800	1,200	2,200					
区分		昼間		夜間				全日																																																																																																																
		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30																																																																																																																			
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200																																																																																																																		
		高校生又は一般	100	150	200	400																																																																																																																		
	団体	半面使用	600	800	1,200	2,200																																																																																																																		
		全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600																																																																																																																		
第1研修室		1,000	1,400	2,000	3,600																																																																																																																			
第2研修室		500	700	1,000	1,900																																																																																																																			
和室		600	800	1,200	2,200																																																																																																																			
区分		昼間		夜間		全日																																																																																																																		
		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30																																																																																																																			
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200																																																																																																																		
		高校生又は一般	100	150	200	400																																																																																																																		
	団体	半面使用	600	800	1,200	2,200																																																																																																																		
		全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600																																																																																																																		
第1研修室		1,000	1,400	2,000	3,600																																																																																																																			
第2研修室		500	700	1,000	1,900																																																																																																																			
和室		600	800	1,200	2,200																																																																																																																			
8	教育	市民グラウンド使用料	大野市民グラウンド	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	市民グラウンド使用料	和泉村民グラウンド	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																																																																													
8	教育	真名川憩いの島使用料	真名川憩いの島	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	<p>村民グラウンド使用料 (村民グラウンド設置条例)</p> <p>第4条 村民が使用する場合はほか、使用料を徴収することができる。</p> <p>(和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド使用料</td> <td>小学生、中学生、高校生</td> <td>1面</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生、一般</td> <td>1面</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明使用料</td> <td>村内住民</td> <td>1時間</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間</td> <td>2,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分		単位	金額	備考	グラウンド使用料	小学生、中学生、高校生	1面	800		大学生、一般	1面	1,100		夜間照明使用料	村内住民	1時間	1,100		その他	1時間	2,200																																																																																									
区分		単位	金額	備考																																																																																																																				
グラウンド使用料	小学生、中学生、高校生	1面	800																																																																																																																					
	大学生、一般	1面	1,100																																																																																																																					
夜間照明使用料	村内住民	1時間	1,100																																																																																																																					
	その他	1時間	2,200																																																																																																																					
8	教育	グラウンド照明施設使用料	グラウンド照明施設	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課																																																																																																																			
8	教育	ゲートボール場使用料	大野市ゲートボール場	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課																																																																																																																			
		<p>大野市体育施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>9:00～17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">大野市民グラウンド</td> <td>半面</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">真名川憩いの島</td> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>半面</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッカー場</td> <td>半面</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>半面</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1コートにつき1時間当たり</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マレットゴルフ場</td> <td>1時間当たり</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラウンド照明施設</td> <td>1時間当たり</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大野市ゲートボール場</td> <td>1コートにつき1時間当たり</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。 グラウンド照明施設使用料は、大野市公共施設使用料減免規則の規定は適用しない。</p>				区分		昼間		全日		9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	大野市民グラウンド		半面	800	1,200	1,600	全面	1,200	1,800	2,400	真名川憩いの島	多目的グラウンド	半面	800	1,200	1,600	全面	1,200	1,800	2,400	サッカー場	半面	800	1,200	1,600	全面	1,200	1,800	2,400	野球場	半面	800	1,200	1,600	ゲートボール場	1コートにつき1時間当たり	400			マレットゴルフ場	1時間当たり	400			グラウンド照明施設	1時間当たり	1,500			大野市ゲートボール場	1コートにつき1時間当たり	400																																																						
区分		昼間		全日																																																																																																																				
		9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00																																																																																																																				
大野市民グラウンド		半面	800	1,200	1,600																																																																																																																			
		全面	1,200	1,800	2,400																																																																																																																			
真名川憩いの島	多目的グラウンド	半面	800	1,200	1,600																																																																																																																			
		全面	1,200	1,800	2,400																																																																																																																			
	サッカー場	半面	800	1,200	1,600																																																																																																																			
		全面	1,200	1,800	2,400																																																																																																																			
野球場	半面	800	1,200	1,600																																																																																																																				
ゲートボール場	1コートにつき1時間当たり	400																																																																																																																						
マレットゴルフ場	1時間当たり	400																																																																																																																						
グラウンド照明施設	1時間当たり	1,500																																																																																																																						
大野市ゲートボール場	1コートにつき1時間当たり	400																																																																																																																						
8	教育	明治公園テニスコート使用料	明治公園テニスコート	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	テニスコート使用料	和泉村立テニスコート(川合テニスコート)	和泉村立テニスコートの設置及び管理に関する条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																																																																													
		<p>大野市明治公園テニスコート使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～21:30</th> <th>1時間当たり超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>大会(1コート)</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>練習(1コート)</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>一般</td> <td>2時間につき</td> <td>150</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>2時間につき</td> <td>100</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>2時間につき</td> <td>50</td> <td></td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>市外の者が利用する場合は5割加算 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。 個人が使用する場合は、大野市公共施設使用料減免規則の規定は、適用しない。</p>				区分	昼間			夜間	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	1時間当たり超過料金	専用使用	大会(1コート)	3,000	3,000	3,000	1,000	練習(1コート)	1,200	1,200	1,200	400	個人使用	一般	2時間につき	150		100	高校生	2時間につき	100		50	中学生以下	2時間につき	50		20	<p>村営テニスコート使用料 (和泉村立テニスコートの設置及び管理に関する条例)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テニスコート使用料</td> <td>1時間</td> <td>1面</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>終日</td> <td>1面</td> <td>4,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明施設使用料</td> <td>村内住民</td> <td>1時間</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種 類	区 分	単 位	金 額	備 考	テニスコート使用料	1時間	1面	600		終日	1面	4,500		夜間照明施設使用料	村内住民	1時間	500		その他	1時間	1,100																																																					
区分	昼間			夜間																																																																																																																				
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	1時間当たり超過料金																																																																																																																				
専用使用	大会(1コート)	3,000	3,000	3,000	1,000																																																																																																																			
	練習(1コート)	1,200	1,200	1,200	400																																																																																																																			
個人使用	一般	2時間につき	150		100																																																																																																																			
	高校生	2時間につき	100		50																																																																																																																			
	中学生以下	2時間につき	50		20																																																																																																																			
種 類	区 分	単 位	金 額	備 考																																																																																																																				
テニスコート使用料	1時間	1面	600																																																																																																																					
	終日	1面	4,500																																																																																																																					
夜間照明施設使用料	村内住民	1時間	500																																																																																																																					
	その他	1時間	1,100																																																																																																																					

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8	教育	エキサイト広場総合体育施設使用料	大野市エキサイト広場総合体育施設	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	村民体育館使用料	和泉村大納地区村民体育館	和泉村民体育館設置条例	教育委員会	和泉村は村民無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		<p>大野市エキサイト広場総合体育施設使用料 (大野市公共施設使用料徴収条例)</p> <p>・ 体育館使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th>超過時間1 時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>8:30-12:00</th> <th>12:00-17:00</th> <th>17:00-22:00</th> <th>8:30-22:00</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">専用使用料</td> <td rowspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>大会</td> <td>有料</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>45,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無料</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>9,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">練習</td> <td>全面</td> <td></td> <td>2,400</td> <td>3,200</td> <td>2,400</td> <td>8,000</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td></td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>1,800</td> <td>6,000</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1/3面</td> <td></td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>1,200</td> <td>4,000</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>上記以外に使用する場合</td> <td colspan="2">集會、講演会等営利目的以外に使用する場合</td> <td></td> <td>7,000</td> <td>9,000</td> <td>8,000</td> <td>24,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">興業、展示催物等営利目的に使用する場合</td> <td></td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>17,000</td> <td>52,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td colspan="2">一般</td> <td></td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>150</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高校生</td> <td></td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>100</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生以下</td> <td></td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>50</td> <td></td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 相撲場使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th>超過時間1 時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8:30-12:00</th> <th>12:00-17:00</th> <th>17:00-22:00</th> <th>8:30-22:00</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>大会</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>練習</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用</td> <td colspan="2">一般</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">高校生</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">中学生以下</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 剣道場、柔道場及び弓道場(師範室を含む)使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th>超過時間1 時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8:30-12:00</th> <th>12:00-17:00</th> <th>17:00-22:00</th> <th>8:30-22:00</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>大会</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>練習</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td></td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用</td> <td colspan="2">一般</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">高校生</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">中学生以下</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 小アリーナ・ライフル射撃場使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th>超過時間1 時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>8:30-12:00</th> <th>12:00-17:00</th> <th>17:00-22:00</th> <th>8:30-22:00</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>大会</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>練習</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用</td> <td colspan="2">一般</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">高校生</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">中学生以下</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 大屋根広場使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th>超過時間1 時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>8:30-12:00</th> <th>12:00-17:00</th> <th>17:00-22:00</th> <th>8:30-22:00</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用使用</td> <td colspan="2">大会</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">練習</td> <td>全面</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td></td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用</td> <td colspan="2">一般</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">高校生</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">中学生以下</td> <td colspan="2">2時間につき</td> <td>50</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>				区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額				8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00		専用使用料	アマチュアスポーツに使用する場合	大会	有料	15,000	15,000	15,000	45,000	5,000		無料	3,000	3,000	3,000	9,000	1,000	練習	全面		2,400	3,200	2,400	8,000	800	半面		1,800	2,400	1,800	6,000	600		1/3面		1,200	1,600	1,200	4,000	400	上記以外に使用する場合	集會、講演会等営利目的以外に使用する場合			7,000	9,000	8,000	24,000	2,500		興業、展示催物等営利目的に使用する場合			15,000	20,000	17,000	52,000	5,000	個人使用	一般			2時間につき		150		100	高校生			2時間につき		100		50	中学生以下			2時間につき		50		20	区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額			8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00		専用使用	大会	3,000	4,000	3,000		1,000	練習	1,000	1,000	1,000		300	個人使用		一般		2時間につき		150	100			高校生		2時間につき		100	50			中学生以下		2時間につき		50	20	区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額			8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00		専用使用	大会	3,000	4,000	3,000		1,000	練習	1,200	1,200	1,200		400	個人使用		一般		2時間につき		150	100			高校生		2時間につき		100	50			中学生以下		2時間につき		50	20	区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額			8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00		専用使用	大会	3,000	3,000	3,000		1,000	練習	1,000	1,000	1,000		300	個人使用		一般		2時間につき		150	100			高校生		2時間につき		100	50			中学生以下		2時間につき		50	20	区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額				8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00		専用使用	大会		3,000	3,000	3,000		1,000	練習	全面	1,200	1,200	1,200		400	半面	600	600	600		200	個人使用		一般		2時間につき		150	100			高校生		2時間につき		100	50			中学生以下		2時間につき		50	20	<p>村民体育館使用料 (和泉村民体育館設置条例)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <p>使用料</p> <p>村民が体育館を使用する場合は、原則として無料とする。 ただし、次の場合は使用料の徴収、減免が出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 村民以外の個人又は団体が教育目的に使用するとき。 2) 村民以外の児童、生徒及び学生が社会教育若しくは教育活動に使用するとき 3) 結婚式用として使用するとき 					
区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
専用使用料	アマチュアスポーツに使用する場合	大会	有料	15,000	15,000	15,000	45,000	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			無料	3,000	3,000	3,000	9,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	練習	全面		2,400	3,200	2,400	8,000	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		半面		1,800	2,400	1,800	6,000	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		1/3面		1,200	1,600	1,200	4,000	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
上記以外に使用する場合	集會、講演会等営利目的以外に使用する場合			7,000	9,000	8,000	24,000	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	興業、展示催物等営利目的に使用する場合			15,000	20,000	17,000	52,000	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
個人使用	一般			2時間につき		150		100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	高校生			2時間につき		100		50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	中学生以下			2時間につき		50		20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
専用使用	大会	3,000	4,000	3,000		1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	練習	1,000	1,000	1,000		300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個人使用		一般		2時間につき		150	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		高校生		2時間につき		100	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		中学生以下		2時間につき		50	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
専用使用	大会	3,000	4,000	3,000		1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	練習	1,200	1,200	1,200		400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個人使用		一般		2時間につき		150	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		高校生		2時間につき		100	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		中学生以下		2時間につき		50	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
専用使用	大会	3,000	3,000	3,000		1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	練習	1,000	1,000	1,000		300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
個人使用		一般		2時間につき		150	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		高校生		2時間につき		100	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		中学生以下		2時間につき		50	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当たりの金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			8:30-12:00	12:00-17:00	17:00-22:00	8:30-22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
専用使用	大会		3,000	3,000	3,000		1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	練習	全面	1,200	1,200	1,200		400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		半面	600	600	600		200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
個人使用		一般		2時間につき		150	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		高校生		2時間につき		100	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		中学生以下		2時間につき		50	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																																		
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																																				
		<p>・ トレーニング室、会議室及び和室使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">利用時間区分による金額</th> <th rowspan="2">超過時間1時間当たりの金額</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>8:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">トレーニング室</td> <td>専用使用</td> <td colspan="4">トレーニング等</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>一般</td> <td colspan="3">2時間につき 150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td colspan="3">2時間につき 100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td colspan="3">2時間につき 50</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>会議等</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>3,900</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>会議等</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>2,400</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>市外者の場合の加算額 5割 入場料徴収の場合の加算額 使用料の5倍 冷・暖房使用の場合の加算額、使用料の3割(会議室、和室)、師範室100円/時間 「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。 個人使用の場合、大野市公共施設使用料減免規則の減免規定は、適用しない。</p>				室名	区分	利用時間区分による金額				超過時間1時間当たりの金額	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~22:00	トレーニング室	専用使用	トレーニング等				500	個人使用	一般	2時間につき 150			100	高校生	2時間につき 100			50	中学生以下	2時間につき 50			20	会議室	会議等	1,100	1,300	1,500	3,900	400	和室	会議等	600	800	1,000	2,400	300																																								
室名	区分	利用時間区分による金額						超過時間1時間当たりの金額																																																																																					
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~22:00																																																																																								
トレーニング室	専用使用	トレーニング等				500																																																																																							
	個人使用	一般	2時間につき 150			100																																																																																							
		高校生	2時間につき 100			50																																																																																							
		中学生以下	2時間につき 50			20																																																																																							
会議室	会議等	1,100	1,300	1,500	3,900	400																																																																																							
和室	会議等	600	800	1,000	2,400	300																																																																																							
教育	海洋センター使用料	大野市B&G海洋センター	大野市公共施設使用料徴収条例	スポーツ課	村営プール使用料	和泉村営プール	和泉村使用料及び手数料徴収条例	教育委員会	小・中学生は無料	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																																																			
		<p>大野市B&G海洋センター施設使用料</p> <p>(大野市公共施設使用料徴収条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~21:00</th> <th>9:00~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校、一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>半面</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二階</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校、一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>団体全面</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ミーティングルーム</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">プール</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>中学生以下</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校、一般</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>一般</td> <td>30人以上</td> <td>3,000</td> <td>4,200</td> <td>6,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>15人以上</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「大野市公共施設使用料減免規則」による減免制度あり。</p>				区分			昼間		夜間	全日	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00	体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200	高校、一般	100	150	200	400	団体	半面	600	800	1,200	2,200	全面	1,000	1,400	2,000	3,700	二階	個人	中学生以下	50	50	100	200	高校、一般	100	150	200	400	団体全面	600	800	1,200	2,200	ミーティングルーム			200	300	400	800	プール	個人	中学生以下	50	50	100		高校、一般	100	150	200		団体	一般	30人以上	3,000	4,200	6,000	11,000	幼児	15人以上	1,000	1,000							
区分			昼間		夜間				全日																																																																																				
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00																																																																																							
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200																																																																																							
		高校、一般	100	150	200	400																																																																																							
	団体	半面	600	800	1,200	2,200																																																																																							
		全面	1,000	1,400	2,000	3,700																																																																																							
二階	個人	中学生以下	50	50	100	200																																																																																							
		高校、一般	100	150	200	400																																																																																							
	団体全面	600	800	1,200	2,200																																																																																								
ミーティングルーム			200	300	400	800																																																																																							
プール	個人	中学生以下	50	50	100																																																																																								
		高校、一般	100	150	200																																																																																								
	団体	一般	30人以上	3,000	4,200	6,000	11,000																																																																																						
		幼児	15人以上	1,000	1,000																																																																																								
		<p>村営プール使用料</p> <p>(和泉村使用料及び手数料徴収条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>1人</td> <td>20</td> <td rowspan="2">小・中学生は無料とする。</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>団体</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額	備考	1回	1人	20	小・中学生は無料とする。	1時間	団体	1,000																																																																													
区分	単位	金額	備考																																																																																										
1回	1人	20	小・中学生は無料とする。																																																																																										
1時間	団体	1,000																																																																																											
		<p>DAINOUSポーツランド使用料</p> <p>(DAINOUSポーツランドの設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1日</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td rowspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">シーズン</td> <td>高校生</td> <td rowspan="3">1,000</td> </tr> <tr> <td>大人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大会使用料1日</td> <td>中学生</td> <td rowspan="3">5,000</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> </tr> <tr> <td>大人対象</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額	備考	1日	大人	300	小学生	100	中学生	シーズン	高校生	1,000	大人	小学生	大会使用料1日	中学生	5,000	高校生	大人対象																																																																					
区分	金額	備考																																																																																											
1日	大人	300																																																																																											
	小学生	100																																																																																											
	中学生																																																																																												
シーズン	高校生	1,000																																																																																											
	大人																																																																																												
	小学生																																																																																												
大会使用料1日	中学生	5,000																																																																																											
	高校生																																																																																												
	大人対象																																																																																												
		<p>DAINOUSポーツランド使用料</p> <p>(DAINOUSポーツランドの設置及び管理に関する条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1日</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td rowspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">シーズン</td> <td>高校生</td> <td rowspan="3">1,000</td> </tr> <tr> <td>大人</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大会使用料1日</td> <td>中学生</td> <td rowspan="3">5,000</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> </tr> <tr> <td>大人対象</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額	備考	1日	大人	300	小学生	100	中学生	シーズン	高校生	1,000	大人	小学生	大会使用料1日	中学生	5,000	高校生	大人対象																																																																					
区分	金額	備考																																																																																											
1日	大人	300																																																																																											
	小学生	100																																																																																											
	中学生																																																																																												
シーズン	高校生	1,000																																																																																											
	大人																																																																																												
	小学生																																																																																												
大会使用料1日	中学生	5,000																																																																																											
	高校生																																																																																												
	大人対象																																																																																												

区分	区分	大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針																																																																										
		使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課	使用料の名称	施設名	使用料等の根拠条例	担当課																																																																												
教育	郷土歴史館等入館料	大野市郷土歴史館、越前大野城、大野市歴史民俗資料館、武家屋敷旧内山家、本願清水イトヨの里	大野市郷土歴史館等入館料徴収条例	文化振興室	歴史の里施設等入館料	和泉村歴史の里（穴馬民俗館、郷土資料館、笛資料館）	和泉村歴史の里設置条例	教育委員会	徴集基準の差（村民と高校生以下は無料）	大野市の制度を適用し、原則料金を徴収する																																																																											
		<p>大野市郷土歴史館等入館料 (大野市郷土歴史館等入館料徴収条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別\区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">郷土歴史館</td> <td>普通</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">越前大野城</td> <td>普通</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歴史民俗資料館</td> <td>普通</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内山家</td> <td>普通</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イトヨの里</td> <td>普通</td> <td>200</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>150</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別展示の入館料については、その都度定める。 減免：教育委員会主催行事の参加者、教育課程に基づく教育活動の場合、その他</p>				種別\区分	大人	小人	備考	郷土歴史館	普通	100	50	団体	50	30	越前大野城	普通	100	50	団体	50	30	歴史民俗資料館	普通	100	50	団体	50	30	内山家	普通	100	50	団体	50	30	イトヨの里	普通	200	50	年間	1,000	500	団体	150	30	<p>歴史の里入館料 (和泉村歴史の里設置条例) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>金額</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">歴史の里 ・穴馬民俗館 ・郷土資料館 ・笛資料館</td> <td colspan="2">一般 1人</td> <td>1回</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>一般 1人</td> <td>1回</td> <td>150</td> <td>団体の場合は20人以上とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条 村民と高校生以下は無料とする。 子どもの日、文化の日は入館料を無料とする。</p>				区分	金額	金額	区分	金額	備考	歴史の里 ・穴馬民俗館 ・郷土資料館 ・笛資料館	一般 1人		1回	300		団体	一般 1人	1回	150	団体の場合は20人以上とする。																	
種別\区分	大人	小人	備考																																																																																		
郷土歴史館	普通	100	50																																																																																		
	団体	50	30																																																																																		
越前大野城	普通	100	50																																																																																		
	団体	50	30																																																																																		
歴史民俗資料館	普通	100	50																																																																																		
	団体	50	30																																																																																		
内山家	普通	100	50																																																																																		
	団体	50	30																																																																																		
イトヨの里	普通	200	50																																																																																		
	年間	1,000	500																																																																																		
	団体	150	30																																																																																		
区分	金額	金額	区分	金額	備考																																																																																
歴史の里 ・穴馬民俗館 ・郷土資料館 ・笛資料館	一般 1人		1回	300																																																																																	
	団体	一般 1人	1回	150	団体の場合は20人以上とする。																																																																																
〔参考〕 大野市の減免規則等の基準		<p>大野市公共施設使用料減免規則</p> <p>(使用料の免除) 第2条 次の各号の1に該当する場合は、使用料を免除する。 (1) 大野市、大野勝山地区広域行政事務組合、大野地区消防組合(以下「市等」という。)が主催して行う行事に使用するとき。 (2) 市等が設置する委員会又は附属機関がその目的のために主催して行う行事に使用するとき。 (3) 市等が共催又は委託する行事を行う団体が、その行事のために使用するとき。 (4) 市長が別に定める公共的団体がその目的(営利目的を除く。)のために特定の施設を使用するとき及び市長が公益上特に必要と認めるときに限り、その使用料を免除することができる。 (使用料の減額) 第3条 市長が別に定める公共的団体がその目的(営利目的を除く。)のために特定の施設を使用するとき及び市長が特に適当と認める団体に限り、その使用料を2分の1に減額することができる。 2 高校生以下の者が施設を使用するときは、徴収条例別表に特に定めがない場合は、使用料を4分の1に減額する。</p> <p>大野市公共施設使用料減免要綱</p> <p>(特定の施設) 第2条 規則に定める特定の施設は、次のとおりとする。 大野市立小中学校施設 大野市林業振興センター 大野市公民館 大野市宝慶寺いこいの森 大野市体育施設 大野市ふるさと自然の家 大野市B & G海洋センター 大野市産業文化展示館 大野市民会館 大野市勤労青少年ホーム 多田記念大野有終会館 大野地域職業訓練センター 大野市児童館 大野勤労者体育センター 大野市老人福祉センター 大野勤労者体育施設 農村婦人の家 大野市麻那姫青少年旅行村 大野市農業者健康管理センター 大野市エキサイト広場総合体育施設</p>				<p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公共的団体名</th> <th>公共的団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>区長会</td><td>観光協会</td></tr> <tr><td>保護司会</td><td>婦人観光ガイドボランティアグループ</td></tr> <tr><td>統計協会</td><td>労務対策協議会</td></tr> <tr><td>納税貯蓄組合</td><td>雇用対策協議会</td></tr> <tr><td>貯蓄推進委員会</td><td>家内労働協会</td></tr> <tr><td>交通指導員会・交通安全母の会</td><td>婦人会</td></tr> <tr><td>交通対策協議会</td><td>壮年団体連絡協議会</td></tr> <tr><td>消費者グループ連絡協議会</td><td>青年連絡会</td></tr> <tr><td>越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会</td><td>子供会育成連合会</td></tr> <tr><td>身体障害者連合会</td><td>小・中学校体育連盟</td></tr> <tr><td>視力・聴覚・肢体障害者福祉協会</td><td>P・T・A</td></tr> <tr><td>心身障害児(者)育成会</td><td>新しいまちづくり運動推進協議会</td></tr> <tr><td>社会福祉協議会</td><td>婦人ボランティア連絡会</td></tr> <tr><td>民生委員協議会</td><td>ボーイ、ガールスカウト</td></tr> <tr><td>日赤奉仕団</td><td>スポーツ少年団</td></tr> <tr><td>老人クラブ連合会</td><td>体育協会</td></tr> <tr><td>傷い軍人会</td><td>文化協会</td></tr> <tr><td>連合愛育会</td><td>美術協会</td></tr> <tr><td>農家組合長会</td><td>無形文化財保護団体</td></tr> <tr><td>土地改良区合同事務所運営委員会</td><td>消防クラブ・防火クラブ</td></tr> <tr><td>農業生産組合推進協議会</td><td>危険物安全協会</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公共的団体名</th> <th>公共的団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国民年金友の会</td><td>森林組合</td></tr> <tr><td>金融機関協会</td><td>商工会議所</td></tr> <tr><td>保育園保護者会連合会</td><td>青年会議所</td></tr> <tr><td>遺族会</td><td>商店街振興組合連合会</td></tr> <tr><td>農業協同組合</td><td>織物工業協同組合</td></tr> <tr><td>酒造社氏組合</td><td>縫製産業協同組合</td></tr> <tr><td>朝市出荷組合</td><td>糸系工業協同組合</td></tr> <tr><td>花卉生産組合</td><td>観光土産品協会</td></tr> <tr><td>養鶏組合</td><td>エレクトロニクス産業協同組合</td></tr> <tr><td>酪農生産組合</td><td>旅館組合</td></tr> <tr><td>葉たばこ耕作推進連絡協議会</td><td>体育関係団体</td></tr> <tr><td>採種取組合</td><td>文化関係団体</td></tr> <tr><td>土地改良区</td><td>美術関係団体</td></tr> <tr><td>土地改良共同施行</td><td></td></tr> </tbody> </table>				公共的団体名	公共的団体名	区長会	観光協会	保護司会	婦人観光ガイドボランティアグループ	統計協会	労務対策協議会	納税貯蓄組合	雇用対策協議会	貯蓄推進委員会	家内労働協会	交通指導員会・交通安全母の会	婦人会	交通対策協議会	壮年団体連絡協議会	消費者グループ連絡協議会	青年連絡会	越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会	子供会育成連合会	身体障害者連合会	小・中学校体育連盟	視力・聴覚・肢体障害者福祉協会	P・T・A	心身障害児(者)育成会	新しいまちづくり運動推進協議会	社会福祉協議会	婦人ボランティア連絡会	民生委員協議会	ボーイ、ガールスカウト	日赤奉仕団	スポーツ少年団	老人クラブ連合会	体育協会	傷い軍人会	文化協会	連合愛育会	美術協会	農家組合長会	無形文化財保護団体	土地改良区合同事務所運営委員会	消防クラブ・防火クラブ	農業生産組合推進協議会	危険物安全協会	公共的団体名	公共的団体名	国民年金友の会	森林組合	金融機関協会	商工会議所	保育園保護者会連合会	青年会議所	遺族会	商店街振興組合連合会	農業協同組合	織物工業協同組合	酒造社氏組合	縫製産業協同組合	朝市出荷組合	糸系工業協同組合	花卉生産組合	観光土産品協会	養鶏組合	エレクトロニクス産業協同組合	酪農生産組合	旅館組合	葉たばこ耕作推進連絡協議会	体育関係団体	採種取組合	文化関係団体	土地改良区	美術関係団体	土地改良共同施行			
公共的団体名	公共的団体名																																																																																				
区長会	観光協会																																																																																				
保護司会	婦人観光ガイドボランティアグループ																																																																																				
統計協会	労務対策協議会																																																																																				
納税貯蓄組合	雇用対策協議会																																																																																				
貯蓄推進委員会	家内労働協会																																																																																				
交通指導員会・交通安全母の会	婦人会																																																																																				
交通対策協議会	壮年団体連絡協議会																																																																																				
消費者グループ連絡協議会	青年連絡会																																																																																				
越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会	子供会育成連合会																																																																																				
身体障害者連合会	小・中学校体育連盟																																																																																				
視力・聴覚・肢体障害者福祉協会	P・T・A																																																																																				
心身障害児(者)育成会	新しいまちづくり運動推進協議会																																																																																				
社会福祉協議会	婦人ボランティア連絡会																																																																																				
民生委員協議会	ボーイ、ガールスカウト																																																																																				
日赤奉仕団	スポーツ少年団																																																																																				
老人クラブ連合会	体育協会																																																																																				
傷い軍人会	文化協会																																																																																				
連合愛育会	美術協会																																																																																				
農家組合長会	無形文化財保護団体																																																																																				
土地改良区合同事務所運営委員会	消防クラブ・防火クラブ																																																																																				
農業生産組合推進協議会	危険物安全協会																																																																																				
公共的団体名	公共的団体名																																																																																				
国民年金友の会	森林組合																																																																																				
金融機関協会	商工会議所																																																																																				
保育園保護者会連合会	青年会議所																																																																																				
遺族会	商店街振興組合連合会																																																																																				
農業協同組合	織物工業協同組合																																																																																				
酒造社氏組合	縫製産業協同組合																																																																																				
朝市出荷組合	糸系工業協同組合																																																																																				
花卉生産組合	観光土産品協会																																																																																				
養鶏組合	エレクトロニクス産業協同組合																																																																																				
酪農生産組合	旅館組合																																																																																				
葉たばこ耕作推進連絡協議会	体育関係団体																																																																																				
採種取組合	文化関係団体																																																																																				
土地改良区	美術関係団体																																																																																				
土地改良共同施行																																																																																					

【 2 . 手数料の状況 】

項目		大 野 市			和 泉 村			課題	調整方針
戸籍法関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 戸籍謄本（抄本）交付手数料	1件につき	450 円		1件につき	450 円		同一	大野市の制度に統一する	
2 戸籍記載証明書交付手数料	証明事項1件につき	350 円		証明事項1件につき	350 円		同一		
3 除戸籍謄本（抄本）交付手数料	1件につき	750 円		1件につき	750 円		同一		
4 除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450 円		証明事項1件につき	450 円		同一		
5 受理証明書交付手数料	1件につき	350 円	上質紙を用いる場合、1,400円	1件につき	350 円	上質紙を用いる場合、1,400円	同一		
6 届書閲覧手数料	書類1件につき	350 円		書類1件につき	350 円		同一		
道路運送車両法関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 臨時運行許可申請手数料	1両につき	750 円			なし		和泉村なし	大野市の制度を適用する	
住民基本台帳法関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300 円	30分	1件につき	300 円	30分	同一	大野市の制度に統一する	
2 住民票（写し）、住民票記載事項証明書交付手数料	1件につき	300 円		1件につき	300 円		同一		
3 戸籍附票（写し）交付手数料	1件につき	300 円		1件につき	300 円		同一		
4 住民基本台帳カード交付手数料	1件につき	500 円		1件につき	500 円		同一		
税証明等その他の手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料	1件につき	300 円		1件につき	300 円		同一	大野市の制度に統一する	
2 諸証明手数料	1件につき	300 円	税証明、外国人登録証明、道路幅員証明など	1件につき	300 円	税証明、外国人登録証明など	道路幅員証明は和泉村なし		
3 閲覧手数料	1件につき	300 円		1件につき	300 円		同一		
4 公簿、公文書の謄本又は抄本の謄写手数料	1枚につき	300 円		1枚につき	300 円		同一		
5 文書、図画の謄写手数料	1枚につき	300 円		1枚につき	300 円		同一		
6 道路台帳の図面の謄写手数料	1枚につき	500 円		1枚につき	300 円		料金の相違		

項目		大 野 市			和 泉 村			課題	調整方針			
租税特別措置法関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例							
種 類		区 分	金 額	備 考	区 分	金 額	備 考					
1	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき	86,000 円			なし		和泉村なし	大野市の制度に統一する			
2	優良住宅新築認定申請手数料	1件につき	100㎡以下	6,200 円		100㎡以下	なし	和泉村なし				
			100㎡超、500㎡以下	8,600 円		100㎡超、500㎡以下	なし	和泉村なし				
			500㎡超、2,000㎡以下	13,000 円		500㎡超、2,000㎡以下	なし	和泉村なし				
			2,000㎡超、10,000㎡以下	35,000 円		2,000㎡超、10,000㎡以下	なし	和泉村なし				
			10,000㎡超	43,000 円		10,000㎡超	なし	和泉村なし				
3	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300 円			300 円		料金の相違				
鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例							
種 類		単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考					
1	鳥獣飼養許可証交付手数料、更新手数料、再交付手数料	1件につき	3,400 円		1件につき	3,400 円		同一	現行どおり			
福井県屋外広告物条例関係手数料		大野市手数料条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例							
種 類		単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考					
1	屋外広告物許可手数料	はり紙	50枚	190 円	50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する。	50枚	190 円	50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する。	同一	大野市の制度に統一する		
		はり札	1枚	40 円		1枚	40 円		同一			
		立て看板	1個	220 円		1個	220 円		同一			
		電柱広告	1個	310 円		1個	310 円		同一			
		広告板、広告塔、移動広告、照明広告	1個(3㎡未満)	440 円	3㎡増すごとに440円を加算する。	発光装置、照明装置等を有する広告物等は、10分の5に相当額を加算	1個(3㎡未満)	440 円	3㎡増すごとに350円を加算する。		発光装置、照明装置等を有する広告物等は、10分の5に相当額を加算	同一
			1個(3㎡以上)	880 円			1個(3㎡以上)	880 円				加算額の相違
		気球広告	1個	620 円		1個	620 円		同一			
		広告幕	10㎡	310 円	10㎡未満の端数があるときは、10㎡として計算する。	10㎡	310 円	10㎡未満の端数があるときは、10㎡として計算する。	同一			
		ぼんぼり、あんどん	1灯	50 円		1灯	50 円		同一			
		のぼり	1枚	50 円		1枚	50 円		同一			

項目		大 野 市			和 泉 村			課題	調整方針
狂犬病予防法関係手数料		大野市狂犬病の予防に関する条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 犬の登録手数料	1件	3,000 円		1件	3,000 円		同一	現行どおり	
2 犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600 円		1件	1,600 円		同一		
3 狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550 円		1件	550 円		同一		
4 狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340 円		1件	340 円		同一		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料		大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			和泉村使用料及び手数料徴収条例				
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件	5,000 円			なし		和泉村なし	大野市の制度を適用する	
2 浄化槽清掃業許可申請手数料	1件	5,000 円			なし		和泉村なし		
3 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1件	3,000 円			なし		和泉村なし		
4 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件	3,000 円			なし		和泉村なし		
5 施設及び器材検査手数料	1件	2,000 円			なし		和泉村なし		
種 類		手数料	金 額	備 考	手数料	金 額	備 考		
1 し尿	し尿汲取料金	20リットルにつき	135 円		10リットルにつき	100 円		料金の相違	大野市の制度に統一する
	し尿処理手数料(汚泥含む)	20リットルにつき	4 円			なし		和泉村なし	
2 動物の死体	処理施設に搬入した場合	1体につき	800 円			なし		和泉村なし	
	市が収集処理した場合	1体につき	1,200 円			なし		和泉村なし	
3 上記以外の一般廃棄物(事業系含む)	燃えるごみ	排出量50kg未満	無料			なし		和泉村なし	
		排出量50kg以上	10kgにつき	60 円		なし		和泉村なし	
	燃えないごみ	排出量50kg未満	無料			なし		和泉村なし	
		排出量50kg以上 重量が適当でないと市長が認めるとき	10kgにつき 0.5 につき	60 円 500 円			なし		

項目		大 野 市				和 泉 村				課題	調整方針
診療所関係手数料		大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例				和泉村診療所条例					
種 類	単 位	金 額	備 考		単 位	金 額	備 考				
1 一般診断書	1通につき	3,000 円			一般診断書	1,500 円	1通につき		料金設定区分、 単価の相違	合併までに調整する	
2 その他診断書	1通につき	1,000 円			死亡診断書	5,000 円	1通につき				
					死体検案書	10,000 円	1通につき				
					生命保険用診断書	5,000 円	1通につき				
					交通災害用診断書	3,000 円	1通につき				
堆肥センター関係手数料		大野市六呂師堆肥センター設置条例									
種 類	単 位	金 額	備 考		単 位	金 額	備 考				
1 事業系一般廃棄物	10kgにつき	100 円				なし			和泉村なし	大野市の制度を適用する	
2 家畜ふん尿(敷料を含む。)	1頭当たり	20,000 円	年間			なし			和泉村なし		
	1頭当たり	6,600 円	年間			なし			和泉村なし		
3 木くず(チップ形状のものをいう。)	10kgにつき	110 円				なし			和泉村なし		
4 植物性残さ	10kgにつき	60 円				なし			和泉村なし		
上水道事業関係手数料		大野市水道給水条例									
種 類	単 位、区分	金 額	備 考		単 位、区分	金 額	備 考				
1 給水工事申請手数料	口径20mmまで	400 円				なし			和泉村なし	大野市の制度を適用する	
	口径25mm以上	600 円				なし			和泉村なし		
2 設計検査手数料	1件	500 円				なし			和泉村なし		
3 工事検査	口径20mmまで	1件	500 円				なし				和泉村なし
	口径25mm以上	1件	1,000 円	特別の費用は加算			なし				和泉村なし
4 消防演習立会手数料	1回	500 円	休日及び時間外の場合は5割増			なし			和泉村なし		
5 材料検査手数料		口径25mmまで	口径50mmまで	口径100mmまで	口径150mmまで		なし				和泉村なし
	給水管1mにつき	6 円	8 円	10 円	12 円		なし				和泉村なし
	各種栓弁類1個につき	10 円	30 円	50 円	70 円		なし				和泉村なし
	異径管1個につき	10 円	20 円	30 円	40 円		なし				和泉村なし
	ポンプ湯沸器その他各機器1台につき	50 円	100 円	200 円	300 円		なし			和泉村なし	
その他1個又は1本につき	10 円	30 円	50 円	70 円		なし			和泉村なし		

項目		大 野 市			和 泉 村			課題	調整方針
簡易水道事業関係手数料		大野市営簡易水道等供給条例							
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 給水工事申請手数料	口径20mmまで		400 円			なし		和泉村なし	大野市の制度を適用する
	口径25mm以上		600 円			なし		和泉村なし	
2 工事検査手数料	口径20mmまで	1件	500 円			なし		和泉村なし	
	口径25mm以上	1件	1,000 円	特別の費用は加算		なし		和泉村なし	
公共下水道事業関係手数料		大野市公共下水道条例							
種 類	単 位	金 額	備 考	単 位	金 額	備 考			
1 指定工事店申請手数料	1件につき		5,000 円			なし		和泉村なし	大野市の制度を適用する

協議第 2 4 号

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 1 7）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金、交付金等については、原則として大野市の制度に統一するものとする。

ただし、両市村独自の補助金、交付金等については、従来からの経緯に配慮しつつ、市域全体の均衡を保つよう、調整を図るものとする。

平成 1 6 年 1 月 3 0 日 提出

大野市・和泉村合併協議会
会 長 天 谷 光 治

協 議 事 項	〔 1 7 〕 補助金、交付金等の取扱い
調 整 の 内 容	<p>補助金、交付金等については、原則として大野市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、両市村独自の補助金、交付金等については、従来からの経緯に配慮しつつ、市域全体の均衡を保つよう、調整を図るものとする。</p>
理 由	<p>補助金、交付金等については、公益上必要があると認めた場合に支出するものであり、1市町村に別々の制度が混在することは適当でないことや、財政的な影響も考慮することが必要であることから、原則として大野市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、両市村独自の補助金、交付金等については、従来からの経緯や住民生活への影響を考慮することや、市域全体の均衡を保つことが必要であることから、総合的な調整を図るものとする。</p>

〔 参考資料 〕

現 況	別紙、「補助金、交付金の状況」のとおり
-----	---------------------

【 補助金、交付金の状況 】

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
議会費	議会運営経費（議員調査研究活動費）	10,560		議会事務局								大野市のみ
議会費	議会運営経費（議員共済会負担金）	288		議会事務局		議会費	議員共済会事業補助	80	和泉村議会議員共済会	議会事務局		支出方法の違い
総務管理費	大野行政懇談会運営補助	60	大野行政懇談会	秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	姉妹都市等交流事業補助	1,500		秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	国際交流事業補助	600		秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	国際交流事業補助（日中友好協会訪中団補助）	600	大野市日中友好協会	秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	ゆかりのあるまち交流協議会運営補助	90	大野市ゆかりのあるまち交流協	秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	国際交流団体補助（大野市日中友好協会補助）	600	大野市日中友好協会	秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	国際交流団体補助（日本語指導ボランティア養	100		秘書政策課								大野市のみ
総務管理費	職員研究活動促進事業（自主研究活動助成金）	210	職員研究グループ	総務課								大野市のみ
総務管理費	防犯灯電気料補助	6,000	防犯等設置自治会	総務課								大野市のみ
総務管理費	暴力追放大野市民会議補助	90	暴力追放大野市民会議	総務課		総務管理費	暴力追放和泉村民会議補助金	20	暴力追放和泉村民会議	議会事務局		
総務管理費	大野・和泉地区防犯連絡所協議会事業補助	250	大野・和泉地区防犯連絡所協議	総務課								大野市のみ
総務管理費	自衛隊協力会補助	59	自衛隊協力会	総務課								大野市のみ
総務管理費	大野地区保護司会事業補助	90	大野地区保護司会	総務課		社会福祉費	和泉村保護司会補助金	50	和泉村保護司会	村民生活室		
総務管理費	更生保護婦人会事業補助	27	更生保護婦人会	総務課								大野市のみ
総務管理費	人権擁護委員協議会大野地区部会補助	29	人権擁護委員協議会大野地区部	総務課		戸籍住基費	和泉村人権擁護委員協議会補助金	50	和泉村人権擁護委員会	村民生活室		
総務管理費	公益事業促進補助	1,290	大野市公共施設管理公社	財政課								大野市のみ
						総務管理費	職員厚生会研修費補助	630	職員厚生会	総務管理室		形態の違い
統計調査費	大野市統計協会補助	30	大野市統計協会	情報広報課								大野市のみ
総務管理費	越美北線等利用促進事業（利用助成）	4,000		生活環境課		総務管理費	越美北線利用促進助成金	500		総務管理室		同一
総務管理費	越美北線等利用促進事業（市内観光券助成）	1,000		生活環境課								大野市のみ
総務管理費	越美北線等利用促進事業（市民号助成）	1,040		生活環境課			村事業で実施			総務管理室		実施形態、助成割合の違い
総務管理費	大野市交通対策協議会補助	315	大野市交通対策協議会	生活環境課								大野市のみ
総務管理費	大野交通安全協会補助	270	大野交通安全協会	生活環境課		総務管理費	大野交通安全協会和泉分会補助金	100	大野交通安全協会和泉分会	議会事務局		
総務管理費	大野市消費者グループ連絡協議会補助	203	大野市消費者グループ連絡協議	生活環境課								大野市のみ

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
総務管理費	大野市金融広報委員会補助	103	大野市金融広報委員会	生活環境課								大野市のみ
	(H14で終了)					児童福祉費	チャイルドシート補助金	50		村民生活室	~H16	和泉村のみ
保健衛生費	環境基本計画推進事業(低公害車普及促進)	2,400		生活環境課								大野市のみ
保健衛生費	環境基本計画推進事業(太陽光発電助成)	6,000		生活環境課								大野市のみ
保健衛生費	環境基本計画推進事業(屋根融雪・雨水再利用)	6,000		生活環境課			屋根融雪化促進事業補助			事業推進室		
保健衛生費	環境基本計画推進事業(太陽熱温水設備助成)	600		生活環境課								大野市のみ
清掃費	資源有効利用促進事業補助(古紙回収)	4,800		生活環境課								大野市のみ
商工費	市内路線バス運行事業(市内路線バス運行費補)	26,752		生活環境課								大野市のみ
商工費	広域路線バス運行事業(広域路線バス運行費補)	7,358		生活環境課								大野市のみ
河川費	地下水再利用施設等設置促進事業補助(水量測)	1,000		生活環境課								大野市のみ
河川費	地下水保全基金助成事業(地下水等の調査研究)	1,300		生活環境課								大野市のみ
保健衛生費	公衆浴場設備整備等補助	90		保健衛生課								大野市のみ
保健衛生費	病院群輪番制病院運営補助	663	福井社会保険病院、福井県済生	保健衛生課		保健衛生費	救急医療対策事業負担金(病院群輪番制補助)	21	福井社会保険病院、福井県済生	村民生活室		
保健衛生費	げんき奥越衛生フェア補助	100	大野保健協会	保健衛生課		保健衛生費	大野保健協会補助金	80	大野保健協会	村民生活室		和泉村はH16以降なし
保健衛生費	葬斎場管理経費(地元交付金)	400		保健衛生課								大野市のみ
清掃費	廃棄物処理事業補助(ごみステーション設置補)	750		清掃管理室								大野市のみ
清掃費	廃棄物処理事業補助(魚残等処理事業補助)	438		清掃管理室								大野市のみ
清掃費	クリーンセンター管理運営経費(地元交付金)	400		清掃管理室								大野市のみ
清掃費	浄化センター管理運営経費(地元交付金)	600		清掃管理室								大野市のみ
						保健衛生費	生ゴミ処理機補助	33		村民生活室		和泉村のみ
社会福祉費	福井赤十字病院建設事業補助	5,000	福井赤十字病院	福祉課		保健衛生費	福井県日本赤十字病院本館建設事業補助金	500	福井県日本赤十字病院	村民生活室	~H16	H16まで
社会福祉費	ボランティア活動促進事業補助(社協)	960	大野市社会福祉協議会	福祉課		社会福祉費	和泉村ボランティアセンター事業補助金	219	和泉村社会福祉協議会	村民生活室		
社会福祉費	大野市社会福祉協議会補助	29,668	大野市社会福祉協議会	福祉課		社会福祉費	社会福祉協議会運営事業補助金	4,204	和泉村社会福祉協議会	村民生活室		
社会福祉費	民生委員・児童委員活動補助	150	大野市民生委員児童委員協議会	福祉課								大野市のみ
社会福祉費	大野市婦人福祉協議会補助	100	大野市婦人福祉協議会	福祉課								大野市のみ
社会福祉費	大野市遺族連合会補助	440	大野市遺族連合会	福祉課			社会福祉協議会が補助(和泉村遺族会補助)	180	和泉村遺族会			和泉村は社協が補助
社会福祉費	大野市身体障害者連合会補助	490	大野市身体障害者連合会	福祉課			社会福祉協議会が補助(和泉村身体障害者福祉)	100	和泉村身体障害者福祉会			和泉村は社協が補助
社会福祉費	施設うたごえフェスティバル補助	200	大野市社会福祉協議会	福祉課	隔年実施							大野市のみ

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
社会福祉費	障害者（児）自立生活支援事業（福祉用具給付	2,800		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	障害者社会参加促進事業（免許取得、自動車改	400		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	障害者自立促進事業（生活安定資金利子補給）	20		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	障害者自立促進事業（ふれあいの翼参加補助）	180		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	ことばの教室保護者会補助	30	ことばの教室保護者会	福祉課								大野市のみ
社会福祉費	精神障害者居宅生活支援事業（居宅介護、地域	3,790		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	高齢者保健福祉推進事業補助（福祉リーダー育	2,000	大野市社会福祉協議会	福祉課								大野市のみ
社会福祉費	敬老会事業補助	4,690	各地区の実施団体	福祉課			村費で実施					和泉村は村主催
社会福祉費	介護予防・生活支援事業（住宅改修手続き助成	152		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	老人クラブ事業補助	4,345	連合会、単位クラブ：75	福祉課			社会福祉協議会が補助（老人クラブ補助）	500	連合会、単位クラブ：3			和泉村は社協が補助
社会福祉費	高齢者外出促進支援事業補助（電動車いす、歩	4,400		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	要介護老人住宅改造費助成事業補助	6,000		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	こぶしの会補助	200	こぶしの会	福祉課								大野市のみ
社会福祉費	生きがい対応型デイサービス事業（自宅開放交	120		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	高齢者保養・休養施設利用助成券交付事業	6,853		福祉課								大野市のみ
社会福祉費	介護保険利用者負担減免事業	8,181		福祉課								大野市のみ
	扶助費で支出（介護予防生活支援事業）	700				社会福祉費	地域ぐるみ雪下ろし事業補助金	70	和泉村民生委員協議会	村民生活室		
	委託料で支出（在宅介護支援センター事業）	24,152				社会福祉費	介護総合センター運営事業補助金	8,516	和泉村社会福祉協議会	村民生活室		
児童福祉費	母親クラブ活動補助	2,835	保育園・児童館15クラブ	福祉課		児童福祉費	母親クラブ補助金	100	母親クラブ	村民生活室		形態の違い
児童福祉費	産休等代替職員補助	2,061		福祉課								大野市のみ
児童福祉費	民間保育園運営費補助	17,840		福祉課								大野市のみ
児童福祉費	特別保育事業（延長保育促進事業補助）	32,206	民間保育園6園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	特別保育事業（一時保育促進事業補助）	7,245	民間保育園5園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	特別保育事業（乳児保育促進事業補助）	13,835	民間保育園6園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	特別保育事業（保育所地域活動事業）	2,000	民間保育園8園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	特別保育事業（障害児保育事業補助）	3,631	民間保育園2園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	県単特別保育事業（心身障害児保育事業補助）	1,198	民間保育園2園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	県単特別保育事業（低年齢児保育充実促進事業	10,226	民間保育園6園	福祉課								大野市のみ
児童福祉費	福井県民間保育園大会補助	200	福井県民間保育園連盟	福祉課	開催市							H15のみ
児童福祉費	大野市母子寡婦福祉連合会補助	200	大野市母子寡婦福祉連合会	福祉課			社会福祉協議会が補助（和泉村母子寡婦福祉会	100	和泉村母子寡婦福祉会			和泉村は社協が補助
	事業費の一部を負担					児童福祉費	大野地区保育園補助金	18	大野地区保育園	村民生活室		実施形態の違い

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
農業費	有機農業推進事業補助（有機認定推進助成）	600		農政課								大野市のみ
農業費	ハイパー集落農業実践事業	840		農政課		農業費	ハイパー集落農業推進事業	2,216	和泉村営農協議会	事業推進室		大野H16まで 和泉H15まで
農業費	新規就農促進対策事業	2,187		農政課								大野市のみ
農業費	福井型コシヒカリ直播普及拡大事業補助	1,376		農政課								大野市のみ
農業費	効率的集落農業条件整備事業補助	7,881		農政課								大野市のみ
農業費	水田園芸生産基盤確立事業補助	3,281		農政課								大野市のみ H16まで
農業費	水田園芸産地育成強化事業補助	1,400		農政課								大野市のみ H16まで
農業費	地域農業担い手支援事業補助	9,000		農政課								大野市のみ H17まで
農業費	農業生産組織リーダー派遣事業補助	142		農政課								大野市のみ
農業費	県野菜生産価格安定事業補助	3,552		農政課								大野市のみ
農業費	農産物品評会事業補助	500	テラル越前農業協同組合	農政課								大野市のみ
農業費	朝市出荷組合補助	100	大野市朝市出荷組合	農政課								大野市のみ
農業費	大野市ふるさと活性化協議会補助	60	大野市ふるさと活性化協議会	農政課								大野市のみ
農業費	農業近代化資金利子補給	582		農政課								大野市のみ
農業費	農業経営基盤強化資金利子助成	780		農政課								大野市のみ
農業費	農地集積実践事業	9,900		農政課	H15のみ							大野市のみ
農業費	県単農地集積実践事業	4,500		農政課								大野市のみ
農業費	特定農山村総合支援事業（中産間地域活性化、	2,080		農政課								大野市のみ
						農業費	特産品マーケティングモデル事業	500	㈱昇竜	事業推進室	H15まで	H15まで
農業費	環境にやさしい農業推進事業補助（有機堆肥利	7,452		農政課								大野市のみ
農業費	麦・大豆周年作産地形成促進事業補助	500	テラル越前農業協同組合	農政課								大野市のみ H15まで
農業費	福井そば産地強化事業	150	テラル越前農業協同組合	農政課								大野市のみ H16まで
農業費	水田園芸産地体質強化事業補助	645	テラル越前農業協同組合	農政課								大野市のみ H16まで
農業費	農業経営支援資金利子補給事業	18		農政課								大野市のみ
農業費	中山間地域等直接支払事業補助	96,703		農政課		農業費	中産間地域直接支払交付金	1,800		事業推進室		国の制度
農業費	農作物鳥獣害防止体制整備事業	1,500		農政課								大野市のみ
農業費	快適でふれあいのある集落整備事業補助（ふれ	15,000		農政課	新規建築							大野市のみ H15まで
農業費	集落センター増改築事業補助	5,000		農政課	改修等	社会福祉費	集会所改修工事補助	746	下山池ヶ島地区	教育委員会		内容の違い
農業費	大野市産コシヒカリ給食推進事業負担金	487		農政課								大野市のみ
農業費	そば生産奨励補助	9,000		農政課	H15まで							H15まで
農業費	水田利用促進互助事業補助（転作互助）	3,200		農政課								大野市のみ H16まで

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
農業費	多面的機能増進作物特別助成補助（景観形成作	300		農政課								大野市のみ H16まで
農業費	水田園芸定着促進特別助成補助	15,000		農政課	H15まで							H15まで
農業費	地域振興作物生産高度化促進事業補助	6,000		農政課	H15まで							H15まで
農業費	水田作付体系転換緊急推進事業	8,000		農政課	H15まで							H15まで
農業費	経営構造対策事業	178,717	(農)アバンセ乾側	農政課								大野市のみ H17まで
農業費	家畜衛生対策事業（予防接種）	291	大野市家畜自衛防疫推進会	農政課								大野市のみ
農業費	酪農ヘルパー活動促進事業補助	1,145	大野市酪農農業協同組合	農政課								大野市のみ
農業費	食肉流通体制確立推進事業	591		農政課								大野市のみ
農業費	棚田地域保全基金保全活動支援事業	300	伏石集落	農政課								大野市のみ
農業費	農作物災害支援事業補助	169		農政課								大野市のみ
農業費	環境調和型農業ふくいモデル	150	育成事業補助	農政課	H16まで							H16まで
水産業費	内水面漁業振興対策事業補助	1,000		農政課			委託料で支出					補助・委託の違い
農業費	県営土地改良事業補助	13,053	土地改良区	林野耕地課								大野市のみ
農業費	市土地改良合同事務所補助	1,942	市土地改良合同事務所	林野耕地課								大野市のみ
農業費	県営造成施設管理体制促進補助	2,578		林野耕地課	～H16まで							大野市のみ
農業費	農村総合整備事業（団体営土地改良事業）	188,900	土地改良区	林野耕地課	～H17まで							大野市のみ
林業費	特用林産物地域定着促進事業補助	3,960		林野耕地課	～H16まで							大野市のみ
林業費	林業経営構造対策事業補助			林野耕地課	本年度予定なし	林業費	林業生産用機械補助金（プロセッサ）	9,600	和泉村森林組合	事業推進室		市村補助額の相違
林業費	県単作業道整備事業補助	8,585	大野市森林組合	林野耕地課								大野市のみ
林業費	小規模造林作業路開設事業補助	1,125	大野市森林組合	林野耕地課								大野市のみ
林業費	県林業公社作業路開設助成金	1,200	福井県林業公社	林野耕地課		林業費	林業公社保育作業路開設補助金	1,000	福井県林業公社	事業推進室		補助限度額の相違
林業費	生産森林組合育成補助	2,220	生産森林組合37組合	林野耕地課								大野市のみ
林業費	緑の少年団育成活動補助	96		林野耕地課		林業費	緑の少年団育成活動補助	20	中学校1団体	事業推進室		補助額の相違
林業費	林業退職金共済補助	2,850		林野耕地課		労働諸費	林業退職金共済補助	189	和泉村森林組合	村民生活室		同一
林業費	地域森林育成支援事業	810	大野市森林組合	林野耕地課								大野市のみ
林業費	森林整備地域活動支援事業	38,290		林野耕地課		林業費	森林整備地域活動支援交付金	29,605	和泉村森林組合ほか	事業推進室		同一
林業費	森林施業士養成事業助成金	3,000		林野耕地課		林業費	林業後継者育成支援事業補助金	9,000	(財)福井県林業従事者確保	事業推進室		同一
林業費	間伐材搬出経費補助	2,500		林野耕地課		林業費	間伐材利用促進事業補助金	630	和泉村森林組合	事業推進室		補助額の違い
労働費	おくえつ雇用開発協議会補助	773	おくえつ雇用開発協議会	商工観光課								大野市のみ

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
労働費	奥越地区外国人受入企業等連絡協議会事業補助	81	奥越地区外国人受入企業等連絡	商工観光課								大野市のみ
労働費	中高年齢者等雇用促進奨励金	9,600		商工観光課								大野市のみ
労働費	家内労働指導センター事業補助	2,025	家内労働指導センター	商工観光課								大野市のみ
労働費	シルバー人材センター事業補助	13,700	シルバー人材センター	商工観光課								大野市のみ
労働費	未組織労働者融資保証料補給金	478		商工観光課								大野市のみ
労働費	育児休業等取得促進事業補助	1,600		商工観光課	~H19							大野市のみ
商工費	地元企業就職奨励金交付事業	5,853		商工観光課	~H15							大野市のみ
商工費	ファッション開発パートナー創出事業補助	575	福井県（実行委員会）	商工観光課								大野市のみ
商工費	観光土産品協会補助	970	大野市観光土産品協会	商工観光課								大野市のみ
商工費	中小企業振興対策・小規模指導事業補助	23,338	大野商工会議所	商工観光課		商工費	和泉村商工会事業補助金	1,450	和泉村商工会	観光交流室		
商工費	外国人研修生受け入れ事業補助	3,548	5団体	商工観光課								大野市のみ
商工費	商業振興対策事業補助（商店街イベント、連合）	5,807	大野市商店街連合会、各商店街	商工観光課								大野市のみ
商工費	商店街環境整備対策事業補助	450	六間商店街振興組合	商工観光課								大野市のみ
商工費	地場産品イメージアップ促進事業補助（そばま）	180	大野市産品組合	商工観光課	H15はなし							大野市のみ
商工費	奥越地域地場産業振興センター事業補助	1,040	奥越地域地場産業振興センター	商工観光課		商工費	奥越地場産センター事業補助金	50	奥越地場産センター	観光交流室		
商工費	惣糸工業振興対策事業補助	1,000	大野惣糸工業協同組合	商工観光課								大野市のみ
商工費	中小企業退職金共済制度加入促進補助	2,112		商工観光課								大野市のみ
商工費	工業振興助成金	2,286	誘致企業	商工観光課								大野市のみ
商工費	新おのの産業おこし事業補助（調査研究、設備）	13,000		商工観光課	~H18							大野市のみ
商工費	産業フェア事業補助	2,800	大野商工会議所	商工観光課								大野市のみ
商工費	商店街空地空家活性化対策事業補助（出店、運）	2,600		商工観光課								大野市のみ
商工費	県新作家具見本市開催事業補助	20	福井県家具工業組合	商工観光課								大野市のみ
商工費	中小商工業者活性化支援事業補助（ISO取得、身）	3,800		商工観光課	~H20							大野市のみ
商工費	信用保証料補給事業	3,850		商工観光課								大野市のみ
商工費	貸付資金利子補給事業	2,190		商工観光課		商工費	商工振興資金等利子補給金	200		観光交流室		制度の違い
商工費	奥越太鼓活性化事業補助	180		商工観光課								大野市のみ
商工費	物産まつり事業補助（山菜、三大朝市、五番物）	1,600	七間朝市振興協議会、五番商店	商工観光課								大野市のみ
商工費	観光施設整備事業補助	1,000		商工観光課								大野市のみ
商工費	七間朝市振興協議会事業補助	350	七間朝市振興協議会	商工観光課								大野市のみ
商工費	スキー地振興会事業補助	90	大野市スキー地振興会	商工観光課								大野市のみ
商工費	観光協会事業補助	5,107	大野市観光協会	商工観光課		商工費	和泉村観光協会事業補助金	1,000	和泉村観光協会	観光交流室		

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
商工費	観光PR促進事業補助	800		商工観光課								大野市のみ
商工費	伝統工芸等観光活用事業	1,200	もっこの会	商工観光課	~H17							大野市のみ
商工費	(委託料)おのの城まつり事業	8,500	城まつり実行委員会	商工観光課		商工費	九頭竜万本さくら会事業補助金	500	九頭竜万本さくら会	観光交流室		和泉村のみ
商工費	(委託料)大野さくらまつり事業	800	大野市観光協会	商工観光課		商工費	九頭竜まつり事業補助金	2,500	九頭竜まつり実行委員会	観光交流室		和泉村のみ
商工費	(委託料)おののネイチャーフィールド事業	2,000	ネイチャーフィールド実行委員会	商工観光課	~H17							
道路橋梁費	道路融雪施設電気料補助(26組合)	1,300		建設課								大野市のみ
						道路橋梁費	小型除雪機械修繕補助	300		事業推進室		和泉村のみ
河川費	河川環境保全活動補助(25団体)	880		建設課								大野市のみ
河川費	真名川土地改良区等交付金	13,248	真名川土地改良区ほか	建設課								大野市のみ
都市計画費	北部第三土地区画整理事業	50,000	北部第三土地区画整理組合	都市整備課								大野市のみ
都市計画費	都市景観推進事業(市民団体活動助成)	300		都市整備課								大野市のみ
都市計画費	都市景観推進事業(景観形成建築物等助成)	2,000		都市整備課								大野市のみ
住宅費	公営住宅維持管理経費(特定優良賃貸住宅利子)	3,100		都市整備課								大野市のみ
住宅費	ふるさと定住事業(住宅取得、賃貸住宅入居)	8,080	~H16	都市整備課								H16まで
住宅費	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助	7,243		都市整備課								大野市のみ
保健衛生費	地区営簡易水道施設整備補助			上水道課								大野市のみ
保健衛生費	地区営簡易水道水質検査手数料補助	525		上水道課								大野市のみ
保健衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業補助	54,549		下水道課		保健衛生費	合併処理浄化槽設置事業補助金	3,406		村民生活室		補助の対象・内容に 差がある
都市計画費	環境整備事業(地元対策費)	22,136		下水道課								大野市のみ
都市計画費	水洗便所等改造資金貸付金利子分補給	800		下水道課								大野市のみ
土木管理費	中部縦貫道対策事業補助(地元対策費)	2,151		幹線道路対策課								大野市のみ
小学校費	遠距離通学補助(小学校)	350		庶務課								大野市のみ(和泉村 は村営バスで対応)
中学校費	遠距離通学補助(中学校)	555		庶務課								大野市のみ(和泉村 は村営バスで対応)

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
教育総務費	小中学校補導連絡協議会補助	70	大野市学校補導連絡協議会	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	教育研究会等補助（小中学校校長会補助）	130	大野都市小中学校校長会	学校教育課		教育総務費	和泉村村長・教頭会研修事業補助金	50	和泉村村長・教頭会	教育委員会		
教育総務費	教育研究会等補助（小中学校教頭会補助）	60	大野市小中学校教頭会	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	教育研究会等補助（特殊教育研究会補助）	60	大野市特殊教育研究会	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	教育研究会等補助（へき地・小規模教育研究会	60	大野市へき地・小規模教育研究	学校教育課		教育総務費	県僻地複式教育研究連盟補助金	20	県へき地複式教育研究連盟	教育委員会		
教育総務費	教育研究会等補助（学校教育研究会補助）	100	大野市学校教育研究会	学校教育課		教育総務費	和泉村学校教育研究会事業補助金	300	和泉村学校教育研究会	教育委員会		
教育総務費	小学校体育振興連盟各種大会参加補助	135	大野市小学校体育振興連盟	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	中学校体育振興連盟各種大会参加補助	2,000	大野市中学校体育振興連盟	学校教育課		教育総務費	大野市中学校体育連盟事業補助金	30	大野市中学校体育連盟	教育委員会		
教育総務費	学校保健会大野分会補助	50	学校保健会大野分会	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	大野高校定時制教育振興補助	360	大野高校定時制教育振興会	学校教育課								大野市のみ
教育総務費	児童・生徒全国大会等出場補助	1,200		学校教育課		中学校費	全国東海北陸中学校スキー大会選手派遣事業			教育委員会		補助率の違い
教育総務費	全国へき地教育研究大会補助	300		学校教育課	開催県							大野市のみ
教育総務費	福井県造形教育研究大会補助	200		学校教育課	開催市							大野市のみ
教育総務費	福井県視聴覚教育研究大会補助	200		学校教育課	開催市							大野市のみ
教育総務費	オーストラリアとの交流学习事業	570		学校教育課								大野市のみ
						小学校費	修学旅行補助	165		教育委員会	隔年で実施	H15限り
						中学校費	修学旅行補助	404		教育委員会	隔年で実施	H15限り
	市費で実施		各小中学校	学校教育課		小学校費	特色ある学校づくり事業補助金	150	朝日小学校	教育委員会		実施形態の違い
						中学校費	部活動補助金	400	和泉中学校	教育委員会		和泉村のみ
	市費で実施		各小中学校	学校教育課		中学校費	特色ある学校づくり事業補助金	150	和泉中学校	教育委員会		実施形態の違い
						給食センタ	和泉村産コシヒカリ100%推進事業補助金	15	経済団体連合会	教育委員会		和泉村のみ
幼稚園費	私立幼稚園就園奨励費補助	3,935		学校教育課								大野市のみ
幼稚園費	私立幼稚園振興補助	1,710		学校教育課	私立幼稚園2園							大野市のみ
社会教育費	地区子ども週末活動等支援事業	500		社会教育課								大野市のみ
社会教育費	生涯学習推進事業（生涯学習グループ支援事業	250		社会教育課								大野市のみ
社会教育費	県国際交流事業派遣補助（青年・女性の翼、洋	500		社会教育課								大野市のみ
社会教育費	市連合婦人会補助	720	大野市連合婦人会	社会教育課		社会教育費	和泉村婦人会補助金	200	和泉村婦人会	教育委員会		
社会教育費	郡市PTA連合会補助	179	大野郡市PTA連合会	社会教育課		教育総務費	社会教育関係団体体育成事業補助金	20	大野郡市PTA連合会	教育委員会		
社会教育費	ボーイスカウト補助	116	ボーイスカウト補助	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	ガールスカウト補助	77	ガールスカウト補助	社会教育課								大野市のみ

大 野 村						和 泉 村						課題
項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	項名称	事業名称	本年度 予算額	団体名	所属課名称	備考	
社会教育費	市子ども会育成連合会補助	180	大野市子ども会育成連合会	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	市壮年団体連絡協議会補助	180	大野市壮年団体連絡協議会	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	地区まちむらづくり組織運営補助	882	各地区まちむらづくり団体	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	生活学校補助	80	大野生活学校	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	ふれあい会館整備事業補助	7,500		社会教育課								大野市のみ
社会教育費	大野女性ネットワーク事業補助	270	大野女性ネットワーク	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	テーマコミュニティ支援事業	2,000		社会教育課								大野市のみ
社会教育費	青少年海外派遣事業	1,850		社会教育課		社会教育費	青少年海外派遣事業補助金	400		教育委員会		
社会教育費	地域活性化イベント補助	1,000	越前大野もてなし隊	社会教育課								大野市のみ
社会教育費	地区団体連絡協議会活動促進補助	7,500	各地区団体連絡協議会	社会教育課								大野市の制度に統一する
社会教育費	市文化協会補助	180	大野市文化協会	文化振興室								大野市のみ
社会教育費	文化団体全国大会派遣事業補助	100		文化振興室								大野市のみ
社会教育費	文化公演事業	9,000		文化振興室								大野市のみ
社会教育費	文化財環境保全整備事業	58		文化振興室								大野市のみ
社会教育費	無形文化財保存育成事業	120	文化財保存団体6団体	文化振興室		社会教育費	穴馬民謡保存会補助金	200	穴馬民謡保存会	教育委員会		
社会教育費	本願清水イトヨの里管理運営経費	300	イトヨの会	本願清水イトヨの里								大野市のみ
保健体育費	保健体育総務事務経費（北信越高等学校登山大	50	福井県高等学校体育連盟	スポーツ課	開催県							大野市のみ
保健体育費	スポーツ少年団補助金	750	スポーツ少年団、ジュニアクラブ	スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	全国スポーツ・レクリエーション祭事業	695		スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	市体育協会補助	2,555	大野市体育協会	スポーツ課		保健体育費	和泉村体育協会補助金	1,200	和泉村体育協会	教育委員会		
保健体育費	全国大会等出場参加補助	1,000		スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	名水カップ少年サッカー大会補助	100	大野市少年サッカー連盟	スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	姉妹都市スポーツ交流事業補助	814		スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	大野市スポーツ講習会補助	100		スポーツ課								大野市のみ
保健体育費	サッカー少年欧州派遣事業	700	大野市サッカー協会	スポーツ課								大野市のみ
						保健体育費	日独交流事業補助金	900	和泉村スポーツ少年団	教育委員会	H15限り	H15限り
保健体育費	少年の船参加事業	150		スポーツ課								大野市のみ

次回協議事項について

〔協議内容〕

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1) 地方税の取扱い (協定項目 9) | 62 |
| 2) 各種事務事業の取扱い 産業経済関係(協定項目 20 - 3) | 72 |

協議事項	[9] 地方税の取扱い
調整の内容	
理由	

[現況]

項目	大野市	和泉村	課題
1.住民税 (1)個人市町村民税	<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)現在、市内に住所を有する個人 〔均等割+所得割〕 ・賦課期日(1月1日)現在、市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 〔均等割〕 	<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)現在、村内に住所を有する個人 〔均等割+所得割〕 ・賦課期日(1月1日)現在、村内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、村内に住所を有しない者 〔均等割〕 	同 ー
	<p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000円/年(標準税率) ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円以下 	<p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000円/年(標準税率) ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円以下 	同 ー
	<p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 標準税率 ・非課税基準 350,000円以下 控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は、(本人+扶養人数)×350,000円+360,000円以下 	<p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 標準税率 ・非課税基準 350,000円以下 控除対象配偶者及び扶養親族がいる場合は、(本人+扶養人数)×350,000円+360,000円以下 	同 ー

項目	大野市	和泉村	課題																																																												
	<p>納期</p> <p>第1期 6月1日から 6月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から 8月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から1月31日まで</p>	<p>納期</p> <p>第1期 6月1日から 6月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から 8月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から1月31日まで</p>	同 一																																																												
	<p>納税通知書</p> <p>・普通徴収</p> <p>納税組合長（組合加入者）及び個人に1期から4期までの納税通知書を送付。県外の納税者・転出者等については郵便振替用紙同封</p>	<p>納税通知書</p> <p>・普通徴収</p> <p>個人に1期から4期までの納税通知書を送付。県外の納税者・転出者等については郵便振替用紙を同封。</p>	同 一 (納税組合関係の調整は必要)																																																												
(2) 法人市町村民税	<p>納税義務者</p> <p>・市内に事務所・事業所を有する法人 [均等割+法人税割]</p> <p>・市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]</p>	<p>納税義務者</p> <p>・村内に事務所・事業所を有する法人 [均等割+法人税割]</p> <p>・村内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]</p>	同 一																																																												
	均等割 標準税率×1.2(制限税率) (法第312条第2項)	均等割 標準税率																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)</th> <th>市町村民税の税率</th> </tr> <tr> <th>資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額</th> <th>市町村内在業者数</th> <th>均等割額(年額/円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)		市町村民税の税率	資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額	市町村内在業者数	均等割額(年額/円)	50億円超	50人超	3,600,000	50億円以下	50人超	2,100,000	50人以下	492,000	10億円以下	50人超	480,000	50人以下	192,000	1億円以下	50人超	180,000	50人以下	156,000	1千万円以下	50人超	144,000	上記以外の法人等		60,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)</th> <th>市町村民税の税率</th> </tr> <tr> <th>資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額</th> <th>市町村内在業者数</th> <th>均等割額(年額/円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人等</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)		市町村民税の税率	資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額	市町村内在業者数	均等割額(年額/円)	50億円超	50人超	3,000,000	50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	上記以外の法人等		50,000	不均一 ・法312条第2項を適用可否か調整が必要
法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)		市町村民税の税率																																																													
資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額	市町村内在業者数	均等割額(年額/円)																																																													
50億円超	50人超	3,600,000																																																													
50億円以下	50人超	2,100,000																																																													
	50人以下	492,000																																																													
10億円以下	50人超	480,000																																																													
	50人以下	192,000																																																													
1億円以下	50人超	180,000																																																													
	50人以下	156,000																																																													
1千万円以下	50人超	144,000																																																													
上記以外の法人等		60,000																																																													
法人等の区分 (従業者数は、事業年度(算定期間)末現在の合計数)		市町村民税の税率																																																													
資本の金額と資本(出資金額)積立金額との合計額	市町村内在業者数	均等割額(年額/円)																																																													
50億円超	50人超	3,000,000																																																													
50億円以下	50人超	1,750,000																																																													
	50人以下	410,000																																																													
10億円以下	50人超	400,000																																																													
	50人以下	160,000																																																													
1億円以下	50人超	150,000																																																													
	50人以下	130,000																																																													
1千万円以下	50人超	120,000																																																													
上記以外の法人等		50,000																																																													

項目	大野市	和泉村	課題
	法人税割 14.7% (制限税率) (法第314条の6)	法人税割 12.3% (標準税率)	・法314条の6を適用か否か調整が必要
2. 固定資産税	納税義務者 賦課期日(1月1日)現在の土地・家屋・償却資産の所有者	納税義務者 賦課期日(1月1日)現在の土地・家屋・償却資産の所有者	同 ー
	税 率 1.4% (標準税率)	税 率 1.4% (標準税率)	同 ー
	課税標準 固定資産税の基準年度の価格(土地・家屋・償却資産)	課税標準 固定資産税の基準年度の価格(土地・家屋・償却資産)	同 ー
	縦覧期間 土地・家屋縦覧帳簿による縦覧期間(4月1日から4月30日)	縦覧期間 土地・家屋縦覧帳簿による縦覧期間(4月1日から4月30日)	同 ー (平成14年度税制改正)
	納 期 第1期 4月1日から 4月30日まで 第2期 7月1日から 7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年2月1日から2月末日まで	納 期 第1期 4月1日から 4月30日まで 第2期 7月1日から 7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年2月1日から2月末日まで	同 ー
	納税通知書 ・納税組合長(組合加入者)及び個人に1期から4期までの納税通知書を送付。県外の納税者については郵便振替用紙同封	納税通知書 ・個人に1期から4期までの納税通知書を送付。県外の納税者については郵便振替用紙同封。	同 ー
	課税明細書 ・平成6年度から納税通知書と同封して送付(納税組合加入者には封緘のうえ組合長に配布依頼)	課税明細書 ・平成6年度から送付 ・平成14年度から納税通知書と同封して送付	同 ー (納税組合関係の調整は必要)
3. 軽自動車税	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者	

項目		大野市		和泉村		課題			
		税 率 標準税率 (単位：円)		税 率 標準税率 (単位：円)					
区 分	種 別		年 額	区 分	種 別		年 額		
原動機付自転車	二輪のもので総排気量が0.05L以下又は定格出力0.6KW以下		1,000	原動機付自転車	二輪のもので総排気量が0.05L以下又は定格出力0.6KW以下		1,000		
	二輪のもので総排気量が0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下		1,200		二輪のもので総排気量が0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下		1,200		
	二輪のもので総排気量が0.09L超又は定格出力0.8KW超		1,600		二輪のもので総排気量が0.09L超又は定格出力0.8KW超		1,600		
	三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超(注)		2,500		三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超(注)		2,500		
軽自動車	二輪(側車付を含む)		2,400	軽自動車	二輪(側車付を含む)		2,400		
	三輪		3,100		三輪		3,100		
	四輪以上	貨物	営業用		3,000	四輪以上	貨物	営業用	3,000
			自家用		4,000			自家用	4,000
	四輪以上	乗用	営業用		5,500	四輪以上	乗用	営業用	5,500
			自家用		7,200			自家用	7,200
専ら雪上を走行するもの		2,400	専ら雪上を走行するもの		2,400				
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,000	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,000		
	その他のもの		4,300		その他のもの		4,700		
二輪の小型自動車		4,000	二輪の小型自動車		4,000				
(注)三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く)で総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超				(注)三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く)で総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超					
納 期		5月11日から同月31日まで		納 期		4月1日から同月30日まで			
標識の再交付		弁償金100円		標識の再交付		弁償金300円			
課税の減免		対象：公益専用車、身体障害者等		課税の減免		対象：公益専用車、身体障害者等			
軽自動車税事務取扱要綱		なし		軽自動車税事務取扱要綱		なし			
						不 均 一			
						地方税法第444条第3項に基づく税率の規定			
						納 期 市賦課徴収条例第83条第2項			
						再交付金 市賦課徴収条例第91条第8項			
4. たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者		納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者		同 一		
	税 率	紙巻たばこ1,000本につき2,977円		税 率	紙巻たばこ1,000本につき2,977円				

項目	大野市	和泉村	課題
	納 期 旧3級品紙巻たばこ1,000本につき1,412円 当月の販売分につき、翌月末日まで	納 期 旧3級品紙巻たばこ1,000本につき1,412円 当月の販売分につき、翌月末日まで	
5. 都市計画税	納税義務者 都市計画区域のうち用途地域内に所在する土地 及び家屋の所有者 税 率 0.2% 課税標準 固定資産の価格(土地、家屋) 納 期 固定資産税の納期と同じ	なし	不 均 一 ・地方税法第702条第1項に規定する課 税客体の有無(都市計画区域の有無) 市賦課徴収条例153条第1項
6. 入湯税	納税義務者 鉱泉浴場の入湯客 税 率 入湯客1人1日について150円(標準) 課税の免除 ・年齢12歳未満の者、 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	納税義務者 鉱泉浴場の入湯客 税 率 入湯客1人1日について150円(標準) 課税の免除 ・年齢12歳未満の者、 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	同 一

[現 況]

項目	大野市	和泉村	課題																																							
7. 国民健康保険税 (1) 税率	<p>医療分</p> <p>所得割額 基礎控除後の総所得額等 × 7.1/100 資産割額 固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分 × 33/100 均等割額 被保険者1人につき 19,200円 平等割額 1世帯につき 22,800円</p> <p>介護分</p> <p>所得割額 基礎控除後の総所得額等 × 0.5/100 資産割額 固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分 × 5/100 均等割額 被保険者1人につき 5,400円 平等割額 1世帯につき 3,000円 課税限度額 610,000円 (医療分53万円、介護分8万円)</p>	<p>医療分</p> <p>所得割額 基礎控除後の総所得金額等 × 4.9/100 資産割額 固定資産税のうち土地および家屋に係る部分 × 48.3/100</p> <p>同大野市</p> <p>介護分</p> <p>所得割額 基礎控除後の総所得金額等 × 0.74/100 資産割額 固定資産税のうち土地および家屋に係る部分 × 6.04/100 均等割額 被保険者1人につき 3,900円 平等割額 1世帯につき 4,800円 課税限度額 同大野市</p>	医療分の応能割・介護分の保険税率が異なる																																							
(2) 賦課状況	<p>賦課期日 毎年4月1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり保険税</td> <td>71,179円</td> <td>69,349円</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり保険税</td> <td>145,474円</td> <td>143,619円</td> </tr> <tr> <td>軽減世帯</td> <td>世帯数</td> <td>世帯割合</td> </tr> <tr> <td>4割軽減</td> <td>336</td> <td>5.05% (H15賦課期日)</td> </tr> <tr> <td>6割軽減</td> <td>2,034</td> <td>30.58% (H15賦課期日)</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年	平成14年	1人当たり保険税	71,179円	69,349円	1世帯当たり保険税	145,474円	143,619円	軽減世帯	世帯数	世帯割合	4割軽減	336	5.05% (H15賦課期日)	6割軽減	2,034	30.58% (H15賦課期日)	<p>賦課期日 毎年4月1日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり保険税</td> <td>66,094円</td> <td>57,471円</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり保険税</td> <td>115,332円</td> <td>102,822円</td> </tr> <tr> <td>軽減世帯</td> <td>世帯数</td> <td>世帯割合</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>13世帯</td> <td>8.61% (H15賦課期日)</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>8世帯</td> <td>5.30% (H15賦課期日)</td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>54世帯</td> <td>35.76% (H15賦課期日)</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年	平成14年	1人当たり保険税	66,094円	57,471円	1世帯当たり保険税	115,332円	102,822円	軽減世帯	世帯数	世帯割合	2割軽減	13世帯	8.61% (H15賦課期日)	5割軽減	8世帯	5.30% (H15賦課期日)	7割軽減	54世帯	35.76% (H15賦課期日)	軽減割合が異なる
	平成13年	平成14年																																								
1人当たり保険税	71,179円	69,349円																																								
1世帯当たり保険税	145,474円	143,619円																																								
軽減世帯	世帯数	世帯割合																																								
4割軽減	336	5.05% (H15賦課期日)																																								
6割軽減	2,034	30.58% (H15賦課期日)																																								
	平成13年	平成14年																																								
1人当たり保険税	66,094円	57,471円																																								
1世帯当たり保険税	115,332円	102,822円																																								
軽減世帯	世帯数	世帯割合																																								
2割軽減	13世帯	8.61% (H15賦課期日)																																								
5割軽減	8世帯	5.30% (H15賦課期日)																																								
7割軽減	54世帯	35.76% (H15賦課期日)																																								
(3) 徴収率	<p>14年度徴収額 991,667,267円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収率</th> <th>現年度</th> <th>過年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>94.05%</td> <td>21.07%</td> </tr> <tr> <td>退職分</td> <td>98.55%</td> <td>40.46%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>94.73%</td> <td>21.53%</td> </tr> </tbody> </table>	徴収率	現年度	過年度	一般分	94.05%	21.07%	退職分	98.55%	40.46%	合計	94.73%	21.53%	<p>14年度徴収額 14,869,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収率</th> <th>現年度</th> <th>滞納繰越</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>99.48%</td> <td>4.56%</td> </tr> <tr> <td>退職分</td> <td>93.24%</td> <td>7.03%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.86%</td> <td>6.16%</td> </tr> </tbody> </table>	徴収率	現年度	滞納繰越	一般分	99.48%	4.56%	退職分	93.24%	7.03%	合計	97.86%	6.16%																
徴収率	現年度	過年度																																								
一般分	94.05%	21.07%																																								
退職分	98.55%	40.46%																																								
合計	94.73%	21.53%																																								
徴収率	現年度	滞納繰越																																								
一般分	99.48%	4.56%																																								
退職分	93.24%	7.03%																																								
合計	97.86%	6.16%																																								
(4) 納期	<p>第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 翌年の1月1日～1月31日 第8期 翌年の2月1日～2月末日</p>	<p>第1期 7月1日～7月31日 第2期 9月1日～9月30日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 翌年の1月1日～1月31日</p>	納期が異なる																																							

〔参考資料〕

平成15年度市町村税の税率一覧

(単位：円、%)

	市 町 村 民 税											
	個人		法人									法人税割
	均等割	所得割	法人均等割									
			1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人等	
福井市	2,500	標準税率	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
敦賀市	2,500	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
武生市	2,500	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
小浜市	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
大野市	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
勝山市	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
鯖江市	2,500	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
美山町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
松岡町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
永平寺町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
上志比村	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	12.3
和泉村	2,000	〃	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.3
三国町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
芦原町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
金津町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
丸岡町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
春江町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
坂井町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
今立町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
池田町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
南条町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
今庄町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
河野村	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
朝日町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
宮崎村	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
越前町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
越廼村	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
織田町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
清水町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
三方町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
美浜町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
上中町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
名田庄村	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
高浜町	2,000	〃	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	14.5
大飯町	2,000	〃	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	14.7
団体数	全団体 標準	全団体 標準	標準 2 制限 33									標準 2 超過 33

注) 「平成15年度市町村税の税率等に関する調」による

平成15年度 国民健康保険税率等調

(本算定時賦課期日現在)

(単位：円、%)

保険者 番号	保険者名	医 療 給 付 費 分								介 護 納 付 金 分							
		税 率 等					賦 課 割 合			税 率 等					賦 課 割 合		
		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	一人当たり 税額 円	応能割 %	応益割 %	限度額 万円	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	一人当たり 税額 円	応能割 %	応益割 %	限度額 万円
1	福井市	7.3	37.0	20,000	24,000	78,339	62.57	37.43	53	0.9	4.2	3,600	4,200	14,886	59.08	40.92	8
2	敦賀市	7.0	43.0	19,200	21,600	75,770	61.93	38.07	53	0.9	-	4,500	2,600	13,608	54.85	45.15	8
3	武生市	6.5	38.0	18,000	20,000	76,703	63.75	36.25	53	0.7	5.2	3,100	3,400	14,502	61.24	38.76	8
4	小浜市	6.0	40.0	18,000	22,000	64,253	66.42	33.58	53	0.65	4.5	3,200	4,000	11,694	57.59	42.41	7
5	大野市	7.1	33.0	19,200	22,800	65,473	50.47	49.53	53	0.5	5.0	5,400	3,000	11,910	38.85	61.15	8
6	勝山市	7.0	37.0	20,000	25,000	69,909	55.39	44.61	53	0.6	5.6	5,500	4,200	14,445	45.00	55.00	8
7	鯖江市	6.8	35.0	24,000	24,000	79,534	56.53	43.47	53	0.8	4.00	4,800	4,800	16,343	52.87	47.13	8
8	美山町	5.0	50.0	24,000	26,400	62,077	47.22	52.78	53	0.6	5.0	6,000	3,600	12,790	45.27	54.73	8
9	松岡町	4.5	45.0	22,800	25,800	66,730	51.89	48.11	53	0.6	6.0	5,000	5,200	15,320	47.43	52.57	8
10	永平寺町	5.0	52.0	28,200	31,800	79,902	47.70	52.30	53	0.6	4.5	6,000	3,600	14,738	47.42	52.58	8
11	上志比村	5.5	50.0	24,000	26,400	74,694	46.85	53.15	53	0.6	5.0	3,900	5,100	13,788	39.91	60.09	8
12	和泉村	4.9	48.3	19,200	22,800	58,597	45.31	54.69	53	0.74	6.04	3,900	4,800	12,445	39.44	60.56	8
13	三国町	5.4	55.0	20,400	22,800	69,023	60.65	39.35	53	0.7	2.0	7,200	4,800	16,150	41.35	58.65	8
14	芦原町	5.7	55.0	21,600	28,800	72,786	52.04	47.96	53	0.7	3.0	7,200	4,800	15,581	38.15	61.85	8
15	金津町	5.5	55.0	21,600	25,200	85,679	60.02	39.98	53	0.6	3.0	7,200	4,800	17,831	38.84	61.16	8
16	丸岡町	5.4	50.0	21,600	24,000	74,771	57.46	42.54	53	0.8	3.0	7,200	4,800	17,434	45.23	54.77	8
17	春江町	5.5	53.0	21,600	27,600	77,228	61.22	38.78	53	0.7	3.0	7,200	4,800	16,988	44.52	55.48	8
18	坂井町	5.5	55.0	20,000	21,000	80,862	63.56	36.44	53	0.7	3.0	7,200	4,800	18,759	44.42	55.58	8
19	今立町	5.8	40.0	20,400	21,600	66,237	58.94	41.06	53	0.8	4.8	3,600	4,200	14,220	58.75	41.25	8
20	池田町	4.6	46.0	22,800	22,800	53,192	52.34	47.66	53	0.6	5.0	4,800	4,800	13,270	48.43	51.57	8
21	南条町	5.0	40.0	24,000	24,000	70,760	53.84	46.16	53	0.6	3.0	4,800	4,800	15,391	47.88	52.12	8
22	今庄町	5.0	45.0	24,000	24,000	62,153	51.64	48.36	53	0.6	5.0	4,800	4,800	13,364	58.06	41.94	8
23	河野村	5.5	40.0	23,000	26,000	66,114	58.60	41.40	53	0.6	3.0	4,500	4,500	13,829	49.76	50.24	8
24	朝日町	4.4	31.0	28,000	26,000	68,468	42.49	57.51	53	0.6	4.2	6,000	4,000	15,497	45.07	54.93	8
25	宮崎村	4.3	45.0	32,000	29,000	71,959	43.50	56.50	53	0.6	5.7	6,000	3,000	14,971	48.50	51.50	7
26	越前町	4.9	53.0	25,000	26,000	63,086	53.28	46.72	53	0.6	3.0	5,200	3,200	12,494	48.89	51.11	8
27	越廼村	5.8	50.0	25,000	26,000	58,799	47.91	52.09	53	1.0	7.0	6,500	4,800	15,125	44.59	55.41	8
28	織田町	5.5	46.0	26,000	26,900	74,908	54.67	45.33	53	1.3	5.1	3,300	5,000	18,848	68.57	31.43	8
29	清水町	4.7	44.0	23,400	22,800	62,452	55.01	44.99	53	0.7	6.0	7,200	4,200	15,399	46.22	53.78	8
30	三方町	6.0	50.0	27,000	35,000	78,683	52.55	47.45	53	0.95	5.5	6,500	4,000	17,530	54.48	45.52	8
31	美浜町	6.3	37.0	26,000	30,300	72,175	48.52	51.48	53	0.9	-	7,600	4,800	19,279	47.27	52.73	8
32	上中町	5.0	36.0	30,000	27,000	68,669	51.56	48.44	53	0.6	4.0	7,000	4,000	15,592	51.63	48.37	8
33	名田庄村	5.6	46.0	24,500	23,000	57,911	47.00	53.00	53	0.66	7.2	5,900	3,500	13,143	46.00	54.00	8
34	高浜町	4.4	68.0	18,000	22,000	60,318	55.09	44.91	53	0.72	5.4	6,500	4,500	16,062	45.11	54.89	8
35	大飯町	3.5	36.0	17,000	20,000	45,834	47.14	52.86	53	1.2	6.4	5,000	4,000	17,989	61.06	38.94	8

平成14年度 大野市税徴収実績

税目別	区分	調定済額			収入済額			徴収率				
		現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	現年課税分 D	滞納繰越分 E	合計 F	D/A ×100	E/B ×100	F/C ×100	前年度 徴収率	対前年 増加率
一	普通税	3,754,277	154,958	3,909,235	3,689,172	26,854	3,716,026	98.27%	17.33%	95.06%	95.80%	0.74
	1 市民税	1,476,277	57,908	1,534,185	1,459,983	10,245	1,470,228	98.90%	17.69%	95.83%	96.38%	0.55
	イ 個人均等割	26,272	1,359	27,631	25,956	251	26,207	98.80%	18.47%	94.85%	95.29%	0.44
	ロ 所得割	1,138,755	52,498	1,191,253	1,125,054	9,683	1,134,737	98.80%	18.44%	95.26%	95.38%	0.12
	ハ 法人均等割	103,512	3,962	107,474	102,755	300	103,055	99.27%	7.57%	95.89%	95.90%	0.01
	ニ 法人税割	207,738	89	207,827	206,218	11	206,229	99.27%	12.36%	99.23%	99.97%	0.74
	2 固定資産税	2,010,933	94,639	2,105,572	1,963,274	16,106	1,979,380	97.63%	17.02%	94.01%	94.88%	0.87
	イ 純固定資産税	1,950,957	94,639	2,045,596	1,903,298	16,106	1,919,404	97.56%	17.02%	93.83%	94.72%	0.89
	ロ 土地	749,418	40,686	790,104	731,111	6,924	738,035	97.56%	17.02%	93.41%	94.72%	1.31
	ハ 家屋	822,547	43,446	865,993	802,454	7,394	809,848	97.56%	17.02%	93.52%	94.72%	1.20
	ニ 償却資産	378,992	10,507	389,499	369,733	1,788	371,521	97.56%	17.02%	95.38%	94.72%	0.66
	ロ 交付金	59,976	0	59,976	59,976	0	59,976	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	3 軽自動車税	72,953	2,104	75,057	71,850	503	72,353	98.49%	23.91%	96.40%	96.85%	0.45
	4 市たばこ税	194,062	0	194,062	194,062	0	194,062	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	5 特別土地保有税	52	307	359	3	0	3	5.77%	0.00%	0.84%	6.19%	5.35
	イ 保有分	52	307	359	3	0	3	5.77%	0.00%	0.84%	6.19%	5.35
	ロ 所得分	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
二	目的税	163,275	7,996	171,271	159,291	1,360	160,651	97.56%	17.01%	93.80%	94.66%	0.86
	1 入湯税	149	0	149	149	0	149	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	2 都市計画税	163,126	7,996	171,122	159,142	1,360	160,502	97.56%	17.01%	93.79%	94.65%	0.86
	イ 土地	96,817	4,880	101,697	94,453	830	95,283	97.56%	17.01%	93.69%	94.59%	0.90
	ロ 家屋	66,309	3,116	69,425	64,689	530	65,219	97.56%	17.01%	93.94%	94.75%	0.81
三	旧法による税	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	合計(一～三)	3,917,552	162,954	4,080,506	3,848,463	28,214	3,876,677	98.24%	17.31%	95.00%	95.76%	0.76
四	国民健康保険税	1,014,140	143,931	1,158,071	960,682	30,985	991,667	94.73%	21.53%	85.63%	86.37%	0.74

平成14年度 和泉村税徴収実績

税目別	区分	調定済額			収入済額			徴収率				
		現年課税分 A	滞納繰越分 B	合計 C	現年課税分 D	滞納繰越分 E	合計 F	D/A ×100	E/B ×100	F/C ×100	前年度 徴収率	対前年 増加率
一	普通税	207,019	2,246	209,265	206,567	231	206,798	99.78%	10.28%	98.82%	98.34%	0.48
	1 村民税	44,427	762	45,189	44,378	109	44,487	99.89%	14.30%	98.45%	98.51%	0.06
	イ 個人均等割	522	30	552	516	2	518	98.85%	6.67%	93.84%	95.22%	1.38
	ロ 所得割	27,596	732	28,328	27,553	107	27,660	99.84%	14.62%	97.64%	97.89%	0.25
	ハ 法人均等割	3,765	0	3,765	3,765	0	3,765	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	ニ 法人税割	12,544	0	12,544	12,544	0	12,544	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	2 固定資産税	156,101	799	156,900	155,870	83	155,953	99.85%	10.39%	99.40%	99.28%	0.12
	イ 純固定資産税	154,901	799	155,700	154,670	83	154,753	99.85%	10.39%	99.39%	99.28%	0.11
	ロ 土地	10,223	285	10,508	10,223	29	10,252	100.00%	10.18%	97.56%	92.64%	4.92
	ハ 家屋	18,433	514	18,947	18,202	54	18,256	98.75%	10.51%	96.35%	98.03%	1.68
	ニ 償却資産	126,245	0	126,245	126,245	0	126,245	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	ロ 交付金	1,200	0	1,200	1,200	0	1,200	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	3 軽自動車税	1,148	36	1,184	1,131	16	1,147	98.52%	44.44%	96.88%	100.00%	3.13
	4 村たばこ税	5,120	0	5,120	5,120	0	5,120	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	5 特別土地保有税	223	649	872	68	23	91	30.49%	3.54%	10.44%	15.40%	4.96
	イ 保有分	223	649	872	68	23	91	30.49%	3.54%	10.44%	15.40%	4.96
	ロ 所得分			0			0	-	-	-	-	-
二	目的税	8,908	0	8,908	8,908	0	8,908	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	1 入湯税	8,908	0	8,908	8,908	0	8,908	100.00%	-	100.00%	100.00%	0.00
	2 都市計画税											
	イ 土地											
	ロ 家屋											
三	旧法による税	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	合計(一～三)	215,927	2,246	218,173	215,475	231	215,706	99.79%	10.28%	98.87%	98.41%	0.46
四	国民健康保険税	15,115	1,257	16,372	14,792	77	14,869	97.86%	6.13%	90.82%	94.09%	3.27

協議事項	[2 0 - 3] 各種事務事業の取扱い_産業経済関係
調整の内容	
理由	

〔参考資料〕

農業関係

項目	大野市	和泉村	課題
補助金			
農地集積実践事業	1 農地集積実践事業 9,900千円 一定の農地利用集積を達成した団体等に促進費を交付 (集積率4.82%以上) 補助率 国(1/2) 県(1/2) 2 県単農地集積実践事業 4,500千円 一定の農地利用集積を達成した団体等に促進費を交付 (集積率2.5%以上4.82%未満) 補助率 県(1/2) 市(1/2)	該当者なし	なし
新規就農促進対策事業	40歳未満の新規就農者に対し、奨励金を交付 2,187千円 ・新規就農者経営安定奨励事業(非農家3年間) 補助率 県(1/2) 市(1/2) 就農1年目 150千円/月 就農2年目 100千円/月 就農3年目 50千円/月 ・新規就農者住宅確保支援事業(3年間) 補助率 県(1/4) 市(1/4)	該当者なし	なし
有機農業推進事業補助	JAS認定の登録及び監査費用の補助(600千円) 補助率 市1/2、上限50千円		なし 大野市単独事業

ハイパー集落農業実践事業	指導推進事業（複数集落にまたがる営農活動の推進） 補助率県1/2、市1/2（1,083千円） 育成事業（複数集落にまたがる営農活動への事務事業等補助） 補助率県1/3、事業主体2/3 H16年度まで	指導推進事業（複数集落にまたがる営農活動の推進）事業費334千円 補助率県1/2、市1/2 育成事業（複数集落にまたがる営農活動への事務事業等補助） 補助率県1/3、市1/2 事業費3760千円 H15年度まで	育成事業における高上げ補助の有無
福井型コシヒカリ直播普及拡大事業	コシヒカリ直販奨励事業（直播取り組みや技術導入への補助） 補助率県10/10（1,376千円） コシヒカリ直販拡大システム確立事業（直播機械レンタル斡旋補助） 補助率県1/2、事業主体（JA）1/2 H16年度まで		なし
効率的集落農業条件整備事業	高率を高め、低コスト化を推進するための機械・施設整備補助 補助率県1/3、市1/10（7,881千円） H16年度まで		なし
快適でふれあいのある集落整備事業	集落ふれあい会館建設事業補助（15,000千円） 補助率県1/3（上限500万円）、市1/6（上限250万円） H15年度まで		なし
水田園芸生産基盤確立事業	園芸施設、機械等の整備補助（3,281千円） 補助率県1/3、市1/10 H16年度まで		なし
水田園芸産地育成強化事業	園芸作物の集団化栽培への助成（1,400千円） 補助率県10/10 H16年度まで		なし
地域農業担い手支援事業	JAが認定農業ヘリースする機械の購入補助 補助率県1/3、市1/6 H17年度まで（9,000千円）		なし
農業生産組織リーダー派遣事業	農業の担い手の先進地への派遣事業補助 補助率市1/6（142千円）		なし 大野市単独事業
県野菜生産価格安定事業補助	野菜の価格補填補助事業 補助率市1/9～（3,552千円）		なし 大野市単独事業
農産物品評会事業補助	JAの農産物品評会に対する補助（500千円） 補助率市1/2（上限500千円）		なし 大野市単独事業
朝市出荷組合補助	大野市朝市出荷組合への団体補助 10万円定額補助（100千円）		なし 大野市単独事業
大野市ふるさと活性化協議会補助	大野市ふるさと活性化協議会への団体補助 6万円定額補助（60千円）		なし 大野市単独事業
農業経営基盤強化資金利子助成	農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者への利子助成 補助率県1/2、市1/2（780千円）	現在のところ対象者がいないため、取り組みなし	なし
特定農山村総合支援事業	中山間地域の活性化に向けた取り組みに対する補助等 補助率市1/2以内（3,375千円） H17年度まで		なし
環境にやさしい農業推進事業	大野市有機堆肥製造施設、六呂師堆肥センターで製造された堆肥の購入助成 堆肥1m3当たり2,000円の助成（7,452千円）		なし 大野市単独事業

	大野市有機堆肥製造施設、六呂師堆肥センターで製造された堆肥の散布料助成 堆肥 1 m ³ 当たり500円の助成		
麦・大豆周年作産地形成促進事業	麦 + 大豆の周年作による水田の高度利用促進事業への補助 補助率国1/2、事業主体 (JA)1/2 (500千円) H15年度まで		なし
福井そば産地強化事業	福井産そばの品質向上とPR事業への補助 等 補助率国1/2、事業主体 (JA・市)1/2 (802千円) H16年度まで		なし
水田園芸産地体質強化事業	JAによる水田作物の生産販売の指導強化や推進体制への補助 補助率県1/2、事業主体 (JA)1/2 (645千円) H16年度まで		なし
中山間地域等直接支払事業	特定農山村法の指定地域による直接支払制度交付金 補助率国1/2、県1/2、市1/2 (96,703千円) H16年度まで	特定農山村法の指定地域による直接支払制度交付金 補助率国1/2、県1/2、市1/2 (事業費1,798,423円) H16年度まで	なし
農作物鳥獣害防止体制整備事業	イノシシの生息域と農地を分離する電気柵の設置に補助 補助率市1/2 (上限50万円)、事業主体1/2 (1,500千円)	実施済み	なし(和泉村は実施済み)
集落センター増改築事業	老朽化等の集落センターの増改築事業に対する補助 補助率市1/2 (上限250万円) (5,000千円)		なし 大野市単独事業
大野市産コシヒカリ給食推進事業	米飯給食に大野市産コシヒカリを導入する事業への補助 補助率市1/2、JA1/2 (487千円)		なし 大野市単独事業
そば生産奨励事業	規格内のそばを2俵以上系統出荷した農業者に助成 そば1kg当たり70円を基準に、50~90円を予算の範囲内で助成 H15年度まで (9,000千円)		なし 大野市単独事業
水田利用促進互助事業	転作目標面積の一部を集落間で受委託した場合に受託者に助成 転作互助面積10a当たり8,000円を助成 (3,200千円) H16年度まで		なし 大野市単独事業
多面的機能増進作物特別助成	市の指定する景観形成作物、環境保全作物の作付けに対する助成 10a当たり3,000円 (300千円) H16年度まで		なし 大野市単独事業
水田園芸定着促進特別助成	市の指定する水田園芸作物の作付けに対する助成 10a当たり5,000円 (15,000千円) H15年度まで		なし 大野市単独事業
地域振興作物生産高度化促進事業	そば、地力増進作物に対する助成 (6,000千円) 補助率県10/10、(そば5,000円/10a、地力増進作物4,000円/10a) H16年度まで		なし
水田作付体系転換緊急推進事業	飼料用稲及びそばの生産・供給の拡大、地産地消の推進への補助 補助率国10/10 (10a当たり20,000円) (8,000千円) H15年度まで		なし
経営構造対策事業	旧村単位での広域営農組織に対する機械・設備等の補助等 補助率国1/2、県1/10、市6% (178,717千円) H17年度まで		なし

特産品マーケティングモデル事業	なし	新しい流通システムの構築の促進に対する補助 (株)昇竜に対する補助 500千円(H15年度まで)	なし
家畜衛生対策事業	家畜防疫事業等に対する補助 補助率市1/3以内 (291千円)		なし 大野市単独事業
酪農ヘルパー活動促進事業	酪農ヘルパー派遣に係る利用料金の助成 総事業費の30%以内 (1,145千円)		なし 大野市単独事業
食肉流通体制確立推進事業	家畜輸送費の補助、処理費の補助等 (591千円) 補助率 肉畜流通対策事業 県2.5/6、市2.5/6 食肉流通対策事業 県1/3、市1/3	食肉流通体制確立推進事業負担金 6千円	和泉村は負担金のみ
環境調和型農業ふくいモデル育成事業補助	モデル集団に対する補助 (150千円) 補助率 県 10/10 平成16年度まで		なし
県単多面的機能学習助成事業	児童生徒が食農・環境に関する総合学習を実施するための体制整備のため、体験学習を通じた学習等に助成する委託事業 県50%・市50% (470千円)	なし	なし
農業振興施策			
農地流動化地域総合推進事業	国補助(1/2) 市費(1/2) 1,978千円 農地流動化の総合調整と調査分析 ・プロジェクトチーム 14人(2回) 報償金 5,000円×2回×14人 ・総合調整員 1人(2回) 報償金 5,000円×2回 ・農地移動適正化あっせん委員 委員手当 5,000円×2人×8回	農地流動化の総合調整と調査分析 ・プロジェクトチーム 16人 報奨金 なし ・総合調整員 1人 報奨金 なし なし なし	報奨金の有無
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の管理事務経費 等 市10/10 (192千円)		なし
スターランドさかだに管理経費	スターランドさかだに管理運営業務委託料 市10/10 (3,283千円)		なし
未利用有機性資源活用促進事業	未利用有機性資源の利用方針の策定事業 H15年度のみ、補助率県1/2、市1/2 (401千円)	未利用有機性資源の利用方針の策定事業(事業費400千円) H15年度のみ、補助率県1/2、村1/2	計画の統一
ハイパー集落農業実践事業	指導推進事業(複数集落にまたがる営農活動の推進) 補助率県1/2、市1/2 育成事業(複数集落にまたがる営農活動への事務事業等補助) 補助率県1/3、事業主体2/3 H16年度まで (1,083千円)	指導推進事業(複数集落にまたがる営農活動の推進) 補助率県1/2、村1/2 育成事業(複数集落にまたがる営農活動への事務事業等補助) 補助率県1/3、村、事業主体2/3 H15年度まで	育成事業: 高上げ補助の有無
農業経営体活性化事業	認定農業者の経営基盤強化への推進 補助率国1/2、事業主体(市)1/2 H19年度まで (693千円)	認定農業者の経営基盤強化への推進(事業費100千円) 補助率国1/2、村1/2 H19年度まで	なし

特定農山村総合支援基金積立	特定農山村総合支援基金の利子を基金に積立 H17年度まで (16千円)	中山間地域振興基金の利子を基金に積立 H16年度まで	なし
中山間地域等直接支払推進事業	直接支払制度の推進のための市事業費 補助率国1/2 H16年度まで 3,090千円)	直接支払制度の推進のための市事業費(事業費20千円) 補助率国1/2 H16年度まで	なし
経営対策体制整備推進事業	地域農業マスタープランの推進、変更事業 H16年度まで		なし
米穀流通消費改善対策事業	米穀計画流通制度の運営 補助率国10/10 H15年度まで (291千円)	米穀計画流通制度の運営(事業費100千円) 補助率国10/10 H15年度まで	なし
水田農業経営確立対策指導事業	生産調整に係る指導及び確認事務経費 補助率国10/10 H15年度まで (3,906千円)	生産調整に係る指導及び確認事務経費(事業費560千円) 補助率国10/10 H15年度まで	なし
畜産振興総合対策推進指導事業	畜産振興に係る指導啓発事業 補助率県1/2、事業主体(市)1/2 (107千円)		なし
六呂師堆肥センター管理運営経費	六呂師堆肥センターの管理運営に係る委託経費等 (39,063千円)		なし
乳製品加工体験等施設管理運営経費	乳製品加工体験等施設(ミルク工房奥越前)の管理運営経費 一部補助 (県1/2、上限220万円) 補助事業はH15年度まで (8,184千円)		なし
農村婦人の家管理経費	農村婦人の家の管理運営経費 (3,242千円)		なし
農業者健康管理センター管理経費	農業者健康管理センターの管理運営経費 (3,461千円)		なし
農村環境改善センター	農村環境改善センターの管理運営経費 (2,548千円)		なし
利子補給	1 農業経営支援資金利子補給事業 中核農家等に対し、必要な運転資金を融通する農協に利子補給する 18千円 経営強化資金補給率 市 0.225% 県 0.225% (5年以内) 災害資金俸給率 市 0.775% 県 0.775% (5年以内)	1 農業経営支援資金利子補給事業 現在のところ対象者がいないため、取り組みなし	なし
	2 農業近代化資金利子補給 農業近代化資金の融資を行った金融機関に利子補給する 582千円 近代化資金補給率 市 0.5% 県 1.25% (3年間)	2 農業近代化資金利子補給 現在のところ対象者がいないため、取り組みなし	なし
地元負担金	1 県単独土地改良事業 県単小規模土地改良事業 農道舗装 県50%・市45%・地元5% 農業用排水路 県50%・市20%・地元30% 暗渠排水 県50%・市20%・地元30%	1 県単独土地改良事業 県単小規模土地改良事業(50万以上が対象) 農道 県50% 村40% 地元10% 用排水路 県50% 村40% 地元10%	地元負担率の違い
	2 市単独土地改良事業	2 市単独土地改良事業(50万未満が対象)	地元負担率の違い

	市単土地改良事業 農道舗装 市95%・地元5% 農業用排水路 市70%・地元30% 暗渠排水 市70%・地元30%	農道 村80% 地元20% 用排水路 村80% 地元20%	
	3 国庫補助災害復旧事業 施設災害 国 % (不確定である)・市 % (国費残の1/2) 地元 (国費残の1/2) 農地災害 (受益者が1名の場合) 国50%・市40%・地元10% 但し受益者が2人以上の場合は、国の補助率が変動する ため市の負担が変わる	3 国庫補助災害復旧事業 施設災害 国 65% (不確定である)・村35%・地元0% 農地災害 (受益者が1名の場合) 国50%・村50%・地元0% 但し受益者が2人以上の場合は、国の補助率が変動する ため村の負担が変わる	地元負担率の違い
	4 市単独災害復旧事業 市90%・地元10%	4 村単独災害復旧事業 村90%・地元10%	なし
	5 干害対策事業 (干ばつ) 土地改良区50%	5 干害対策事業 (干ばつ) なし	なし
	6 新規採択調査設計 新規には場整備事業等に着手する場合その新規採択に係る申請書類作成費 土地改良区10%	6 新規採択調査設計 なし	なし
	7 農道維持管理経費 未舗装の農道や、農業用排水路の維持管理経費のため原材料を提供する 対象：農道の社会奉仕用砂利、農道補修用原材料、用排水路用の二次製品等の支給 1,700千円	7 農道維持管理経費 地区で実施する場合は対象となる。 原材料の支給...砕石・コンクリ等購入費 地元負担20% (20万円限度) 2次製品の支給...ベンチフリュム等購入費 地元負担0% (20万円限度) 機械の支給...工事に使用する機械費 地元負担20%	地元負担金の有無
利用料	大野市有機堆肥製造施設 根拠法令：大野市有機堆肥製造施設設置条例 利用料の歳入 JA (管理受託者) 鶏糞 1 t 当たり1,200円 籾殻 1 t 当たり6,900円 乳牛スラリー成牛 1 頭当たり年間8,100円 乳牛パドック糞成牛 1 頭当たり年間2,700円 肉牛糞成牛 1 頭当たり年間5,700円 肉牛糞成牛 1 頭当たり年間1,800円	堆肥舎 利用料 2,500円/2t車 体験農園 利用料 3,500円/区画 家庭菜園 利用料 500円/100㎡	利用料の違い (堆肥)
農業関係施設	大野市有機堆肥製造施設 H10.11月完成 根拠法令：大野市有機堆肥製造施設設置条例 所在地 大野市中据地係、大野市中丁地係 設置目的 耕畜連携による有機農業の推進 管理方法 全部委託 (委託先：テラル越前農業協同組合、H16.3.31まで)	特産物生産施設 1.中央中核団地 ・格納庫 2棟 (鉄骨造 木造平屋建て 120㎡ 鉄骨造 鉄骨平屋建て 133㎡) 第1～5中核団地 ・格納庫 8棟 木造 面積各20㎡ 2.体験農園管理棟 (木造平屋建て 67㎡)	なし

建設費： 約6億円 維持管理費 なし 利用料 あり(管理受託者の歳入)	体験農園 約13,500㎡ 果樹園 約3500㎡ 3.実証ハウス 1棟 1000㎡	
大野市六呂師堆肥センター(仮称)H14.11月完成 根拠法令：大野市六呂師堆肥センター設置条例 H14.11月完成 H15.4供用開始 所在地 大野市南六呂師地係 設置目的 未利用有機性資源の活用と有機農業の推進 建設費： 約6億円 管理方法 直営(部分管理委託) 管理委託費 部分管理委託費の見込み(全額市費) 処理料 徴収予定	和泉村農村公園 ・下山農村公園 ・上大納農村公園 設置目的：村民の健康増進及び地域社会の振興 管理方法 部分管理委託 維持管理費 下山農村公園(451千円)上大納農村公園なし	なし
中山間地域農村活性化施設(「スターランドさかだに」) H12.4月完成 所在地 大野市裏道地係 設置目的 農業体験を主とした都市農村交流による中山間地域活性化 建設費：30,964万円 管理方法 県からの全部委託を、地元振興会に全部再委託 管理委託費 あり(全額委託費) 利用料 なし(清掃協力費を管理受託者が歳入)	和泉村山村開発センター 所在地 和泉村朝日 設置目的 地域産業の振興と生活文化の向上 建設費 12,000万円 管理方法 直営 維持管理費 あり(村費)	なし
福井県乳製品加工体験等施設(ミルク工房奥越前) H13.6月完成 根拠法令：福井県乳製品加工体験等施設設置条例 所在地 大野市南六呂師地係 設置目的 乳製品の加工体験等を通じた畜産振興と地域活性化 建設費：36,488万円 管理方法 県からの全部委託を、地元振興会に部分再委託 管理委託費 あり(市費。一部県補助) 利用料 あり(管理受託者の歳入)	和泉村地域特産物加工施設 所在地 和泉村朝日 設置目的：特産品等の加工 建設費： 1,600万円 管理方法 (株)昇竜に委託(4000千円) 維持管理費 委託料込み	なし
大野市農村婦人の家 S56.2月完成 根拠法令：農村婦人の家設置条例、大野市公共施設使用量徴収条例 所在地 大野市下舌地係 設置目的 農業の振興と農村婦人の福祉の増進 管理方法 直営(小山公民館の併設館) 維持管理経費 あり(市費)	和泉村農村集落多目的集会施設 ・下山地区集会施設 管理方法：集落 ・上大納地区集会施設 管理方法：集落 設置目的：地域産業の振興と生活文化の向上 建設費：約4,400万円 維持管理費：あり(村費280千円) 利用料：なし	なし
大野市農業者健康管理センター S59.10月完成 根拠法令：大野市農業者健康管理センター設置条例、大野市公共施設使用量徴収条例 所在地 大野市上野地係 設置目的 農業の振興と農業者の健康増進 管理方法 直営(富田公民館の併設館) 維持管理経費 あり(市費)		なし

<p>大野市農村環境改善センター H9.4月完成 根拠法令：大野市農村環境改善センター設置条例 大野市公共施設使用料徴収条例 所在地 大野市稲郷地係 設置目的 農村の生活環境の改善と農業者の福祉増進 管理方法 直営（上庄公民館の併設館） 維持管理経費 あり（市費）</p>		なし
<p>木本集落センター 施設維持管理経費 664千円 借地料 施設管理委託料（電気設備保守点検管理・消防設備保守点検・集落センター運営管理）</p>		なし

林業関係

項目	大野市	和泉村	課題
補助金			
特用林産物地域定着化事業補助	<p>協業体（2～4人）からの要望を受け予算化 基盤整備補助（県50%、市10%、受益者40%） （しいたけ、なめこ、竹炭、わさび等）</p>	なし	なし
作業路開設補助	<p>1 小規模造林作業路 1,125千円 事業主体 大野市森林組合 市費50%、受益者五十% 2 県単作業道等整備事業 8,585千円 事業主体 大野市森林組合（開設補助、機能強化補助） 県30%、市費35%、受益者35% 3 県林業公社開設助成 1,200千円 事業主体、県林業公社、市費10%、公社90%</p>	<p>1 なし 2 なし 3 県林業公社開設助成 事業主体、県林業公社、村費10%（限度額1,000千円）公社90%</p>	<p>なし なし 限度額の違い</p>
森林施業士養成事業助成	<p>事業費 3,000千円（3人分） 森林施業士養成にかかる事業費の助成 事業主体 県森林整備支援センター 一人当たり 県100万円、市100万円 （4人育成 H13～H18）</p>	<p>事業費 9,000千円（9人分） 森林施業士養成にかかる事業費の助成 事業主体 県森林整備支援センター 一人当たり 県100万円、市100万円 （9人育成 H9～H18）</p>	なし
地域森林育成支援事業	<p>国庫補助に該当しない小規模造林施業に補助 810千円 事業主体 大野市森林組合 県30%、市20%、受益者50%</p>	村費助成がないため、事業採択していない	なし
間伐材搬出軽費補助事業	<p>間伐搬出軽費に対する補助 2,500千円 事業主体 大野市森林組合 市5,000円 / （県7,000円 / ）</p>	<p>間伐搬出軽費に対する補助 630千円 事業主体 和泉村森林組合 村3,500円 / （県7,000円 / ）</p>	補助額の相違
林業経営構造対策事業補助	<p>林業経営改善のための施設営美・機械導入等に補助 事業主体 森林組合、木材組合等 国40～50%、県10%、市：国・県の1割、受益者34～45%</p>	<p>林業経営改善のための施設営美・機械導入等に補助 事業主体 森林組合 国40%、県10%、村10%、受益者40%</p>	補助率の違い

団体等補助	<p>1 生産森林組合補助 2,220千円 生産森林組合 37組合 @60,000×37組合(法人均等割分)</p> <p>2 緑の少年団育成活動補助 96千円 @32,000×3団体(県緑化推進委員会補助と同額)</p> <p>3 林業退職金共済補助 2,850千円 事業主体 大野市森林組合 県1/3(対象要件あり) 市1/3</p>	<p>1 生産森林組合活動補助 なし 生産森林組合 1組合</p> <p>2 緑の少年団活動補助 20千円 中学校1団体</p> <p>3 林業退職共済事業補助 162千円 事業主体 和泉村森林組合 県1/3(対象要件あり) 村1/3</p>	<p>なし</p> <p>補助額の相違</p> <p>なし</p>
林業振興施策			
森林被害総合対策事業	<p>1、松くい虫被害対策 3,408千円 被害調査委託 409千円 県費50%、市費50% 被害木駆除 2,999千円 国庫事業 国50%、県25%(査定事業費)、市25% 県単事業 県2/3(査定事業費)、市1/3</p> <p>2、なら類の集団枯損被害対策事業 294千円 被害木駆除 国庫事業 国50%、県25%(査定事業費)、市25%</p>	<p>1、松くい虫被害対策 なし</p> <p>2、なら類の集団枯損被害対策事業 2,011千円 被害予防、被害木駆除 国庫事業 国50%、県25%(査定事業費)、村25%</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
有害鳥獣捕獲事業	<p>事業費 1,075千円(全額市費) 駆除委託 委託先 福井県猟友会大野支部 500千円 保険料 125千円(25人分) ワナ及び消耗品(15年度のみ)450千円</p>	<p>事業費 270千円(農業担当課で対応) 駆除委託 委託先 福井県猟友会和泉支部 270千円</p>	委託内容の相違(保険料を含む)
森林整備地域活動支援交付金事業	<p>1、森林整備地域活動支援交付金事業 森林整備のための地域活動に対して1万円/haを交付 14年度交付対象森林面積 3,649ha (公社2,248ha、組合受託1,401ha)</p> <p>2、交付金事業の市町村推進事業 251千円 地元説明、現地確認等</p>	<p>1、森林整備地域活動支援交付金事業 森林整備のための地域活動に対して1万円/haを交付 14年度交付対象森林面積 2,941ha (公社1,397ha、組合受託1,322ha、中江産業99ha、小林造林123ha)</p> <p>2、交付金事業の市町村推進事業 なし</p>	なし
ブナの森環境保全基金	<p>ブナの森環境保全林のための基金積み立て 積立金現在高 9,178千円(平成14年度末) 環境保全と市民の憩いの場として活用 大野市森林組合に管理委託2,500千円(消耗品費等込みで委託) ブナ林等約196ha(林内をオウレン畑として貸し付け 約20ha)</p>	なし	なし
造林事業	<p>市有林の管理(森林施策) 基本財産造成、公益的機能の発揮のため</p> <p>1 流域公益保全林整備事業 21,544千円 査定事業費 国30%、県20%、市50%</p> <p>2 居住地森林環境整備事業 10,678千円 居住地周辺の造林施策(補助対象年齢制限なし)</p>	<p>村有林の管理(森林施策) 基本財産造成、公益的機能の発揮のため</p> <p>1 地域森林整備支援交付金制度の森林施策の範囲で施策</p>	事業種目の相違

	(フォレストコミュニティ整備事業) 査定事業費 国30%、県20% (15年度まで)、市50%		
緑化事業	1 市民緑化植樹事業 300千円 緑化木配布(イベント、団体等) 2 大野市緑化推進委員会事務 緑の募金(春、秋) 各地区助成 6万円×8地区	1 地域緑化事業 80千円 緑化推進(苗木の配布) 2 和泉村緑化推進委員会事務 緑の募金(春) 緑の少年団活動助成	なし 地区助成金の有無
市有林内貸付	オウレン畑用地として貸し付け 6人、19.1ha(ブナ林含む)、3円/㎡	なし	なし
地元負担金	1 国庫補助開設林道事業 地元分担金 集落間林道 開設 7% 集落間林道 舗装 2% その他林道 開設 7% その他林道 舗装 2%	1 国庫補助開設林道事業 地元分担金 集落間林道 開設 なし 集落間林道 舗装 なし その他林道 開設 10% その他林道 舗装 10%	地元負担率の相違
	2 県単林道整備事業 地元分担金(事業費の対象枠なし) 開設工事 7% 舗装工事 2%	2 県単林道整備事業 地元分担金(事業費50万円以上が対象) 開設工事 10% 舗装工事 10%	地元負担率の相違
	3 県単治山整備事業 地元分担金 負担金 なし	3 県単治山整備事業 地元分担金(事業費50万円以上が対象) 負担金 10%	地元負担率の相違
	4 単独費林道整備事業 ・林道工事の地元分担金 開設工事 7% 舗装工事 2% ・林道の維持管理(林道パトロール)は年間委託 崩壊土の撤去は地元負担なし 原材料の支給は地元負担なし U型溝等の支給は地元負担なし 工事機械の支給は地元負担なし	4 単独費林道整備事業 ・林道工事の地元分担金 開設工事 20% 舗装工事 20% ・林道の維持管理(林道パトロール)は年間委託なし 崩壊土の撤去等は機械経費の20%が地元負担 原材料の生コン、砕石支給は20%が地元負担(20万円限度) U型溝等の支給は地元負担なし(20万円限度) 工事機械の支給は20%地元負担	地元負担率の相違 地元負担の有無
	5 国庫補助災害復旧事業 地元分担金 なし	5 国庫補助災害復旧事業 地元分担金 なし	なし
	6 補助なし災害復旧事業 地元分担金 なし	6 補助なし災害復旧事業 地元分担金 40万円以下で工事費の10%を負担 村長が必要と認めた工事は地元負担なし	地元負担の有無
林業振興施設	1 宝慶寺いこいの森 森林文化体験と保健休養のための施設 設置条例に基づき大野市森林組合に管理委託 5,400千円	1 特用林産物活用施設(マイタケ工場) 和泉村の特用林産物であるマイタケの安定生産、 販売促進を図る。	なし

	<p>(電気料、電話料、消耗品費等込みで委託)</p> <p>年間利用者 約5,000人 年間収入 約12万円 芝生広場、テントサイト、バーベキュー施設 施設面積 3 ha 施設使用料は公共施設徴収条例に基づく</p> <p>2 林業振興センター 林業振興のための研修等施設 宝慶寺いこいの森内に設置 設置条例に基づき大野市森林組合に管理委託 2,500千円 (電気料、電話料、消耗品費等込みで委託)</p> <p>年間利用者 約800人 年間収入 約60万円 会議室、実習室、宿泊施設 施設使用料は公共施設徴収条例に基づく</p>	<p>位置：和泉村上大納23 - 24 床面積 A = 2,568.69㎡ 備品 殺菌装置外 1 式</p> <p>2 特用林産物生産出荷施設 位置：和泉村朝日 床面積 A = 2 1 5 ㎡ 備品 オガ粉製造機外 1 式</p> <p>3 和泉村木材工芸品等加工販売施設(木工とちんこ) 和泉村の間伐材等の利用により、製品の開発を進め村の木工芸品として促進を図る 村負担内訳(H15年度予算)</p> <table border="0"> <tr> <td>電気料(基本料金のみ)</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の維持管理費</td> <td>81千円</td> </tr> <tr> <td>建物の保険料、消防施設点検費</td> <td>82千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>763千円</td> </tr> </table> <p>村民外の木工体験は、1人/回 500円~1,000円徴収 (作成品により金額の差がある)</p>	電気料(基本料金のみ)	600千円	浄化槽の維持管理費	81千円	建物の保険料、消防施設点検費	82千円	合計	763千円	
電気料(基本料金のみ)	600千円										
浄化槽の維持管理費	81千円										
建物の保険料、消防施設点検費	82千円										
合計	763千円										

水産業関係

項目	大野市	和泉村	課題
水産振興施策	<p>内水面漁業振興対策事業(1,000千円) 稚鮎等の放流事業や保護監視活動に対する団体補助 定額補助 事業主体 大野市漁業協同組合</p>	<p>淡水魚放流事業(2,000千円) 淡水魚(鮎、イwana、アマゴ)の放流を委託 受託者 奥越漁業協同組合</p>	補助金と委託料の違い
水産振興施設	<p>大野市内水面遊魚等施設(サンフィッシュランド)H5.6月完成 根拠法令：大野市内水面遊魚等施設設置条例 所在地 大野市南六呂師地係 設置目的 内水面漁業の振興 建設費：約4,000万円 管理方法 市から大野市漁業組合に全部委託し、地元振興会に再委託 管理委託費 あり(市費)</p>	なし	なし

商工関係

項目	大野市	和泉村	課題
商工業振興施策 助成制度	<p>ファッション開発パートナー創出事業補助(575千円) ・ふくいファッションイベント実行委員会へ補助 観光土産品協会補助(970千円) ・大野市観光土産品協会へ補助</p>		

	<p>中小企業振興対策・小規模指導事業補助（23,338千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所へ <p>外国人研修生受け入れ事業補助（3,548千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次受入団体（5団体）へ <p>商業振興対策事業補助（5,807千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合のイベント等に対する補助 <p>商店街環境整備対策事業補助（450千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六間通りイルミネーション装飾への補助 <p>地場産品イメージアップ促進事業補助（180千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類組合のそばまつり事業への補助 <p>奥越地域地場産業振興センター事業補助（1,040千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥越地域地場産業振興センターへ <p>惣糸工業振興対策事業補助（1,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・惣糸組合へ <p>中小企業退職金共済制度加入促進補助（2,112千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員を中退共済制度に加入させた事業主へ <p>工業振興助成金（2,286千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致企業等に対する補助 <p>新おの産業おこし事業補助（13,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業等新事業開拓に対する補助 <p>産業フェア事業補助（2,800千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所主催の産業フェアに対する補助 <p>商店街空地空家活性化対策事業補助（2,600千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗等を利用して新規開店した事業主へ <p>県新作家具見本市開催事業補助（20千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県家具工業組合へ <p>中小商工業者等活性化支援事業補助（3,800千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO認証取得や特許、実用新案出願に対する補助 <p>大野市中小企業振興条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同施設の整備に対する補助等を規定 	<p>和泉村商工会事業補助金（1,450千円）</p> <p>奥越地域地場産業振興センター事業補助（50千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥越地域地場産業振興センターへ 	<p>補助率の違い</p>
<p>商工業振興施策 補助</p>	<p>中高年齢者等雇用促進奨励金（9,600千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非自発的離職者、高年齢者、身障者を雇用した事業主へ <p>未組織労働者融資制度保証料補給金（478千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未組織労働者が融資を受ける場合の保証料を補給 <p>育児・介護休業促進事業補助（1,600千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業を取得させ代替要員を雇用した事業主へ <p>緊急若年者雇用支援奨励金（4,500千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用した従業員を常用雇用に移行した事業主へ 	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>商工振興施策 融資</p>	<p>大野市勤労者生活安定資金融資制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150万円限度、償還5年以内 	<p>なし</p>	<p>なし</p>

	労働環境整備資金 労働者の福利施設等整備のための資金（保証料2 / 3補給）		
保証料補給制度	大野市制度融資信用保証料補給金 商工業振興資金 運転1 / 2 設備2 / 3 経営安定資金 運転1 / 2 経営向上支援資金 運転、設備とも2 / 3 労働環境整備資金 運転、設備とも2 / 3	なし	なし
利子補給制度	大野市制度融資利子補給金 開業資金 全額 環境施設等整備資金 全額 マルケイ資金 運転1% 設備2%（1年分のみ）	和泉村商工業振興資金利子補給規定 和泉村商工観光施設整備資金利子補給規定 両資金とも年1.00%	補給内容の相違

融資：中小企業の制度

	大野市				和泉村			
	対象者	貸付限度	利率	期間	対象者	貸付限度	利率	期間
商工業振興基金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転(短期) 500万円	年 1.90%	1年以内	村内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	500万円	年 2.30%	3年以内 (据置6ヶ月以内を含む)
		運転(長期) 2,000万円	3年以内 2.30% 3年超5年以内2.50% 5年超7年以内2.70%	7年以内 (据置1年以内を含む)				
		設備 2,000万円	3年以内 2.30% 3年超5年以内2.50% 5年超7年以内2.70%	7年以内 (据置1年以内を含む)				
		運転・設備併用 2,000万円	上記の運手・設備の返済期間による	7年以内 (据置1年以内を含む)				
経営安定資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち売上が前年同期に比べて10%以上減少しているもの	運転 3,000万円	3年以内 1.70% 3年超5年以内1.90% 5年超7年以内2.10%	7年以内 (据置1年以内を含む)	村内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転 800万円	3年以内 2.30% 3年超5年以内2.70% 5年超7年以内3.00%	7年以内 (据置1年以内を含む)
開業資金	市内在住者で市内において独立開業しようとする者又は新たに事業を開始して1年以内の者	運転 500万円	年 2.70%	7年以内 (据置1年以内を含む)				
		設備 1,000万円	年 2.70%	7年以内 (据置1年以内を含む)				
経営向上支援資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、事業計画について、商工会議所の認定を受けているもの	運転 2,000万円	5年以内 1.80% 5年超7年以内2.00%	7年以内 (据置1年以内を含む)				
		設備 4,000万円	7年以内 2.00% 7年超10年以内2.20%	7年以内 ただし建設を伴う場合は、10年以内 (据置1年以内を含む)				
		運転・設備併用 4,000万円						
労働環境整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、労働環境改善のための施設等を整備しようとするもの	設備 4,000万円	7年以内 2.00% 7年超10年以内2.20%	7年以内 ただし建設を伴う場合は、10年以内 (据置1年以内を含む)				
環境施設整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、左記の設備を整備し、環境の保全を図ることを目的とするもの	設備 2,000万円	年 2.40%	5年以内 (据置1年以内を含む)				

融資内容の相違

環境施設整備資金	同一事業を営んでいる中小企業者で、左記の設備を整備し、環境の保全を図ろうとするもの	設備 2,000万円	年 2.40%	5年以内 (据置1年以内を含む)				
融資：市町村融資	大野市地域総合整備資金貸付要綱			なし	なし			
勤労者施設	<p>大野市勤労青少年ホーム</p> <p>設置年月 昭和56年3月</p> <p>所在地 大野市中野3丁目1-16</p> <p>床面積 728.83㎡</p> <p>大野勤労者体育センター</p> <p>設置年月 昭和60年3月</p> <p>所在地 大野市中野3丁目1-16</p> <p>床面積 817.56㎡</p> <p>大野勤労者野外体育施設(サンスポーツランド)</p> <p>設置年月 昭和61年9月</p> <p>所在地 大野市南六呂師169-53</p> <p>床面積 管理棟 174.20㎡</p> <p>テニスコート5面</p> <p>多目的グラウンド1面</p> <p>敷地面積 29,287㎡</p>			なし	なし			
工業団地	工業団地の造成・分譲状況			なし	なし			
	団地名	分譲開始年度	分譲面積	分譲状況				
	大野市工業団地(新塚原団地)	昭和53年	15.6ha	完売 昭和54年(15.6ha) ツツキホリ福井(株)大野工場				
	中掘工業団地	昭和4年	2.9ha	完売 平成8年(0.66ha) 永野家具工業(株) 平成13年(2.24ha) (株)エツミ光学				
	中野工業団地	平成7年	3.8ha	平成7年(0.64ha) 大野木工団地協同組合 平成8年(0.63ha) 85%分譲 (残り0.5ha) 大倉産業(株) 平成9年(1.73ha) (株)ジェフティ 平成9年(0.73ha) (株)トリネックス				
	青島工業団地	平成5年	18.5ha	平成11年(4.77ha) ニチコン(株)富田工場 完売 平成12年(10.56ha) ニチコン福井株式会社 平成12年(3.17ha) ニチコン(株)富田工場				
	下麻生島工業団地	昭和53年	3.5ha	(農村地域工業導入実施計画より除外する)				

観光関係

項目	大野市	和泉村	調整方針
補助金	<p>奥越太鼓活性化事業後継者育成及び競演大会補助(180)</p> <p>山菜フードピア事業補助(500)</p> <p>三大朝市物産まつり事業補助(600)</p> <p>越前大野小京都物産五番まつり(500)</p> <p>朝市振興協議会事業補助(350)</p> <p>観光協会事業補助(5,007)</p> <p>観光PR事業補助(800)補助率30%</p> <p>観光施設整備事業補助(1,000)補助率30%</p> <p>伝統工芸活用事業補助(1,200)</p> <p>スキー地振興会事業補助(90)</p>	<p>九頭竜まつり事業補助金(2,500)</p> <p>九頭竜万本さくら会事業補助金(500)</p> <p>和泉村観光協会事業補助金(1,000)</p>	なし
イベント、行事等	<p>大野さくらまつり 4/3~18 年間入込数6,000人</p> <p>山あいの小京都浪漫ちっく散歩道(スタンプラリー) 4/1~5/31</p> <p>七間朝市山菜フードピア 5月の第2土日 年間入込数36,000人</p> <p>おおのネイチャーフィールド 7月の夏休み期間中の土日 年間入込数4,200人</p> <p>おおの城まつり 8/13~16 年間入込数124,500人</p> <p>平成大野屋まつり 10月</p> <p>六呂師高原すすきまつり 10月第1日</p> <p>おおの産業フェア 10月第3土日</p> <p>三大朝市物産まつり 10月第4土日 年間入込数50,000人</p> <p>越前大野小京都物産五番まつり 11月第3土日 年間入込数35,000人</p> <p>七間朝市開き 春分の日</p>	<p>九頭竜新緑まつり 5/17~18 入込数5,000人</p> <p>九頭竜紅葉まつり 10月最終土日</p>	類似イベントのあり方、開催時期等
観光施設(公共施設)	<p>1 まちなか観光拠点施設平成大野屋「洋館」 木造瓦葺2階建・延床面積436.45㎡・1階218.90㎡・2階217.55㎡ レストラン、物販コーナー、観光案内、展示コーナー、事務所 年間入込数18,346人</p> <p>2 まちなか観光拠点施設平成大野屋「平蔵」 木造瓦葺2階建・延床面積192.95㎡・1階164.79㎡・2階28.16㎡ 大型スクリーン、移動ステージ 年間入込数7,004人</p>	<p>1 道の駅「九頭竜」(管理運営委託先 和泉村観光協会) JR九頭竜湖駅 総ヒノキで造られたログハウス調の駅舎。車イス用トイレ有 和泉村ふれあい会館 JR九頭竜湖駅の西隣にある道の駅の核となる施設。和泉村の自然、観光等の情報が検索できるコンピュータ(イズミダス)をはじめ、レンタサイクル、文化交流・コミュニケーションスペースを兼ね備えたふれあいステーション。 開館時間: 9:00~17:00 休館日: 12/31~1/3 料金: レンタサイクル 1台1時間 200円 小会議室・コンサ-トル(有料)</p>	管理運営方法の違い、料金体系の違いなど

- 3 まちなか観光拠点施設平成大野屋「中庭」
 ウッドデッキ・広さ約125㎡・高さ約15cm
 散策路・タイル舗装194㎡・特殊舗装132㎡・延長約110m
 年間入込数3,107人
- 4 義景公園
 中門木造平屋建1.17㎡・腰掛待合木造平屋建4.19㎡・四阿トイレ
 棟木造平屋建22.04㎡・庭園・四ツ目垣・案内板・墓所通路の石貼
 ・水琴窟
 年間入込数12,700人
- 5 御清水会館
 木造瓦葺平屋建・延床面積91.62㎡・建築面積101.56㎡・外構及
 び造園497.39㎡・敷地面積598.95㎡・駐車場10台
 年間入込数41,595人 観光地御清水と同じ
- 6 石灯籠会館
 木造瓦葺2階建・建築面積199.87㎡・外構及び造園140.22㎡
 ・敷地面積340.09㎡
 年間入込数4,100人
- 7 元町会館
 まちなか観光ルートの一拠点として、休憩施設、便益施設、駐車
 場(25台)が七間通りに面してある。
- 8 亀山駐車場
 観光客用無料駐車場。普通車80台、大型車6台
- 9 城町駐車場
 観光客用無料駐車場。普通車32台、大型車2台
- 10 ふるさと自然公園六呂師国民休養地(円山公園)
 ふるさと公園センター・セントアイトイレ・園地・小動物園・展望
 台休憩所・駐車場・遊歩道・炭焼小屋・水車小屋・その他附属施設
 年間入込数62,500人
- 11 トロン温泉うらら館
 トロン温泉、欧風露天風呂、低温健康トロンサウナ、リラクゼー
 ション棟
 年間入込数52,400人

- 和泉村生産物直売所
 JR九頭竜湖駅の東隣にあり、まいたけ・スイートコーン等の特
 産品や、村民が作った新鮮な野菜の販売をはじめ、まいたけ弁当・
 そば等の味覚の提供も行なっている。
- ふれあい広場
 JR九頭竜湖駅の北側に位置し、ゲートボルトコトが2面とれ
 る広場や四阿、軽体操ができるベンチ、ハブの花壇があり村民を
 はじめ観光客の憩いの場となっている。
 年間入込数273,000人(4施設合計)
- 2 歴史の里
 笛資料館
 源義平の笛「青葉の笛」のレプリカをはじめ、篠笛、能管、竜笛
 や縄文・弥生時代の土笛など多くの笛が展示されており、笛づくり
 体験できる。
- 穴馬民俗館
 約300年前の農家を移築し、昔から使用された民具などの民俗
 資料を保管・展示している。庭園は、宝月流でつくられており俳聖
 山口誓子夫妻が雄大な九頭竜の自然を詠んだ句碑がある。
- 郷土資料館
 平成8年に発見された世界最古級のティラノサウルスの歯、日本
 最古の鳥の足跡など、和泉村で発見された動植物の化石や縄文土器
 類等が展示されている。
- さくら会館
 郷土資料館に併設されており、日本各地の桜に関する資料や文献
 が展示されている。
 開館時間(各施設共通)： 9:00～16:30
 休館日(各施設共通)：月曜日(祝日の場合は翌日)
 12/1～3/31
 料金(各施設セット)：300円(村民・高校生以下無料)
 20名以上団体割引有
 年間入込数900人(4施設合計)
- 3 九頭竜国民休養地(管理運営委託先 和泉村公園施設管理公社)
 国民宿舎バクホテル九頭竜
 国民休養地の核となる宿泊施設。北側には、バベキュ施設が
 ある。
 料金：大人1泊2食 7,035円～
 川魚料理など特別メニュー有り
 バベキュ 1人前 2,600円～

- 12 麻那姫湖青少年旅行村秋の里（中島公園）
管理事務所・芝生広場・多目的グラウンド・野外ステージ・駐車場
・バンガロー8棟・テントサイト・便所・その他附属施設
年間入込数20,372人
- 13 麻那姫湖青少年旅行村春の里
パーキング・麻那姫像
- 14 麻那姫湖青少年旅行村夏の里
展望台
- 15 麻那姫湖青少年旅行村佐開公園
管理棟・テニスコート・駐車場・園地・便所・その他附属施設
- 16 勝原園地
無料のレクリエーション施設で、バーベキュー・キャンプなどが
楽しめる。園地すぐ横に九頭竜川が流れており水遊びもできる。
- 17 小池公園
管理棟・倉庫・サニタリー・炊事舎・四阿・デッキ・駐車場・テ
ントサイト10基・オートキャンプサイト13基・その他附属施設
年間入込数13,986人
- 18 登山道及び避難小屋
三ノ峰避難小屋木造平屋建亜鉛鉄板瓦葺39.6㎡・赤兎山避難小
屋木造平屋たて亜鉛鉄板瓦葺40.4㎡・荒島岳登山道・経ヶ岳登山
道・上打波登山道・鳩ヶ湯～赤兎山線登山道・経ヶ岳～三ノ峰線登
山道・刈込池自然研究路及び看板・赤兎山頂～避難小屋歩道施設・
小池刈込池周回線歩道施設橋梁2基
- 19 自然公園内トイレ
下小池駐車場・勝原・宝慶寺・五条方・鳩ヶ湯・上小池駐車場
・荒島岳登山口
- 20 魚止め
進入路1,522㎡・駐車場515㎡・遊歩道29.2m・階段2ヶ所・
案内板等4基
- 21 仏御前の滝
遊歩道96㎡・安全柵1式

- 森とふれあう交流ステーション
バクホテル九頭竜に併設されており、大浴場（ハ・ブ湯）や大
広間、レストランがある。
料金：入浴料 大人（中学生以上）300円、小人150円
- オトキャンプ場
国民宿舎の西側に60区画のキャンプサイトがある。
料金：1区画 3,500円
テニスコート・プール
国民宿舎の南側に、全天候型テニスコート4面と25mプールが
ある。
料金：テニスコート1面 1時間800円、1日5,000円
プール 大人300円、高校生以下150円
九頭竜スキ場
国民宿舎の東側に位置し、ゲレンデの標高は450～780mで
、リフトは初心者用ゲレンデに対応した第1・2リフトと中・上級
者向けの第3・4リフトの4本がある。スノーボード全面滑走可能
年間入込数104,400人（5施設合計）うち宿泊客数9,500人
- 4 天狗岩ファミリーバク（管理運営委託先 天狗岩観光組合）
九頭竜川の支流「石徹白川」沿いにあるキャンプ場で、キッチン
、シャワー、トイレなどが完備された山小屋風のケビンが9棟ある
営業期間：4月下旬～10月末
料金：1泊1棟12,000円 休憩（2時間）3,500円
年間入込数1,200人
- 5 和泉前坂家族旅行村
（管理運営委託先 和泉村公園施設管理公社）
ケビンサイト
ログ造りのケビンが、20棟ある。炊事棟、シャワー棟有。
料金：1棟1泊 6,000円
テントサイト
テント100張収容可能
料金：1張1泊 2,800円
オトキャンプサイト
AC電源付のキャンピングカーに対応したサイトが5区画、一般
のサイトが35区画ある。炊事棟、シャワー棟有
料金：AC電源付区画 1区画1泊 4,500円
一般区画 1区画1泊 3,500円
トレラボム
シングルベッド2つを備えた寝室のほか、2段ベット、冷暖房水

洗トイレ、シャワ-、冷蔵庫などを装備したトレ-ラ-ホ-ムが5台ある

料金：1台1泊 16,000円

バ-ベキュ-広場

1炉10人まで可能な炉が20炉ある

料金：1炉(炭、鉄板付)4,000円、食材1人前2,500円(要予約)

その他料金 清掃協力費 大人100円、小人50円

シャワ-棟 1回(5分)100円

年間入込数4,700人

6 九頭竜保養の里(管理運営委託先 和泉村公園施設管理公社)

ホテル「フレア-ル和泉」

保養の里の核となる宿泊施設。洋風・和風とお好みのスタイルにあわせて選べる客室は80名まで宿泊可能。温泉を利用した浴場や宴会場、レストランなどがある

料金：1泊2食(4名利用)1人8,000円～宴会パック等有り

コテ-ジ棟

木の香りにつつまれたコテ-ジが10棟ある。室内には、4つのベット、キッチン、浴室(温泉)、水洗トイレが完備されている。車庫(1台分)付き。

料金：1棟1泊 16,000円 1泊2食(4名利用) 9,000円～

九頭竜温泉「平成の湯」

だれもが気軽に楽しめる共同浴場。泉質はアルカリ性単純泉。男女別の露天風呂有り

営業時間：10:00～21:00 定休日：火曜日、1/1

料金：大人(12才以上)500円、小人250円

年間入込数90,600人(3施設合計)うち宿泊客数15,800人

7 下半原ふれあい湖畔

九頭竜湖畔沿いにあるアウトドアスポット。キャンプやバ-ベキ-などが楽しめる。

料金：入場料1人300円、キャンプサイト1台2,000円

年間入込数1,600人

8 オ-トキャンパ-ズくずりゅう

九頭竜湖の上流、九頭竜副ダム(蝶の湖)沿いにあるオ-トキャンプ場。場内のレンタル・売店でキャンプ用品や食材を調達できる

料金：入場料大人200円、小人100円

キャンプサイト1台 2,000円～

年間入込数9,100人